

2026
～
2028

Tokyo Waterworks Management Plan

東京水道経営プラン 2026 (案)

ともに未来へつなぐ、
安全・安心な東京の水道

経営プラン2026の策定に当たって

都の水道事業は、明治31年に近代水道として通水を開始して以来、最も重要な基幹ライフラインとして、都民生活と首都東京の都市活動を支えてきました。

これまで、高度経済成長期の需要拡大に対応した施設の整備、河川の水質悪化に伴う高度浄水処理の導入など、時代に合わせた施策を推進し、現在では水道の根源的使命である、安全でおいしい高品質な水の安定供給を実現しています。

一方、水道事業を担う人材の不足、頻発化・激甚化する風水害や世界情勢に起因するエネルギー価格の高騰、将来的な人口減に伴う料金収入の減少など、水道事業を取り巻く環境は不確実性を増すとともに、AIをはじめとするテクノロジーが予想を超える速さで進化するなど、社会状況の変化のスピードも加速しています。

このような中にあっても、お客さまへの安定給水の継続はもとより、高度経済成長期に集中的に整備した大規模浄水場等の更新や、気候変動など深刻化する環境課題への対応等、都が目指す「2050東京戦略」に掲げたビジョンの実現に資する、将来を見据えた取組を進めていくことが、首都東京を支える水道事業者としての役割であると考えています。

こうした状況を踏まえ、今回、令和8年度から10年度までの事業計画と財政計画を定めた「東京水道経営プラン2026」を策定しました。

水道は、単なるインフラではなく、世代を超えて引き継いでいくべき「地域の共有財産」です。

今後とも基幹ライフラインとしての使命を全うしていくため、本経営プランに基づき、ハード・ソフト両面から強靭な水道の構築や、水道スマートメータの導入拡大などDXによる業務の効率化、一層の環境施策の推進などに取り組んでいきます。

また、積極的な情報発信や双方向コミュニケーションの拡充など、お客さまとのつながりの強化を図っていきます。

さらに、不断の経営努力などによる安定的な財政運営、政策連携団体への業務移転や人材育成など、水道事業を支える基盤の強化を図るとともに、本経営プランの実効性を高め、説明責任を果たすため、目標管理を徹底していきます。

お客さまとの信頼関係の下、東京水道グループの総力を挙げて強靭な東京の水道を構築し、持続可能な水道事業運営を進めていきます。

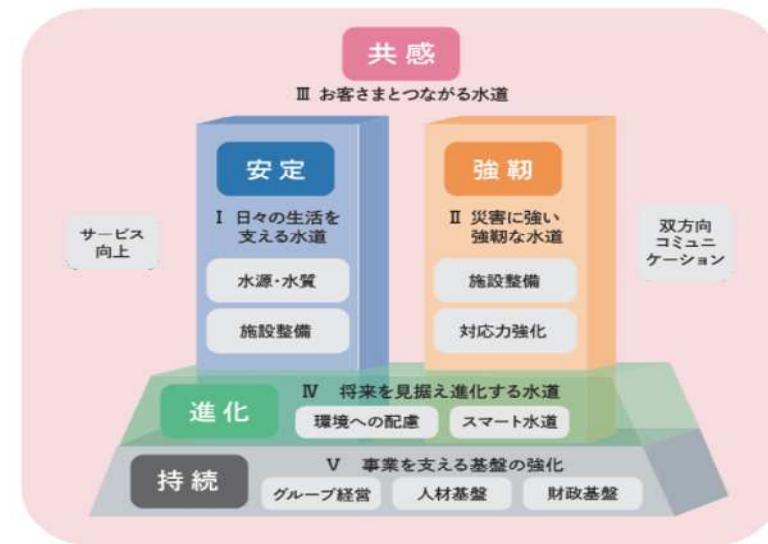
東京都水道局長 山口 真

東京水道長期戦略構想2020^(※)で掲げた基本理念

- 都民生活と首都東京の都市活動を支える基幹ライフラインとして、安全でおいしい高品質な水を安定して供給していきます。
- 時代に即した技術やサービスを取り入れ、お客さまから信頼が得られる事業運営を進めていきます。
- 都の広域水道としての一体性と責任を確保しつつ、経営基盤の強化を図り、健全な経営に努めています。

経営プラン2026における経営方針

- 安全でおいしい高品質な水の安定供給により、将来にわたり、都民生活と首都東京の都市活動を支えていきます。
- この実現に向け、次の3つの取組を進めています。
 - 着実な施設整備や徹底した水質管理等に取り組むとともに、施設の耐震化や災害発生時の対応力向上など、水道の強靭化を進めます。
 - お客さまとの双向コミュニケーションの充実により信頼関係を深め、「地域の共有財産」である水道を将来に引き継いでいきます。
 - グループ経営の推進や人材の育成、不断の経営努力に取り組むとともに、環境施策の一層の推進やDXによる業務の効率化など、将来を見据えて水道事業を進化させていきます。



経営プラン2026の位置付け

この経営プランは、「東京水道長期戦略構想2020」で掲げた目指すべき将来の姿を実現するため、令和8年度から10年度までの3年間に取り組む施策の事業計画と財政計画を明らかにした中期経営計画です。

※東京水道長期戦略構想2020:

東京水道が目指すべき将来の姿と、その実現に向けた取組の方向性を示す、おおむね2040年代を見据えた基本構想であり、今後の事業運営全般についての基本的な方針

目次

経営方針

基本理念・経営方針・位置付け

施策体系 1

I 日々の生活を支える水道

第1 水源の確保と水質対策

(1) 水源対策	5
① 源水の適切な確保	7
② 水道水源林の適正管理・保全	8
③ 水道水源林のPRと多様な主体との連携	9
(2) 水質対策	10
④ 原水水質に応じた適切な対応	12
⑤ 適切な水質管理	12
⑥ 水質の情報発信強化	13
⑦ 貯水槽水道対策	14

第2 安定給水のための施設整備

(3) 導水施設	15
⑧ 導水施設の二重化・更新	16
(4) 净水場	17
⑨ 净水場における予防保全型管理	18
⑩ 大規模浄水場の更新等	18
(5) 送水管	19
⑪ 送水管のネットワーク化・更新	20
(6) 給水所	21
⑫ 給水所における予防保全型管理	22
⑬ 給水所の新設・拡充・更新等	23
(7) 多摩地区水道の強靭化	24
⑭ 多摩地区水道の強靭化	25

II 災害に強い強靭な水道

第3 災害に備えた施設整備

(8) 施設の耐震化	29
⑯ 取水・導水施設の耐震化	30
⑯ 浄水施設の耐震化	30
⑰ 配水池の耐震化	31
(9) 管路の耐震化	32
⑯ 配水管の耐震継手化	33
⑯ 給水管の耐震化	34
(10) 電力の自立化	35
⑯ 自家発電設備の新設・増強	36
(11) 風水害・降灰対策	37
⑯ 河川横断管路の地中化とバックアップルートの確保	38
⑯ 浄水施設の屋内化(⑩一部再掲)	38
(12) バックアップ機能の確保	39
⑯ 管路の二重化(⑧、⑪一部再掲)	40
⑯ 計装設備の二重化	40
⑯ 可搬式浄水設備の導入	41
⑯ 河川横断管路の地中化とバックアップルートの確保(⑫再掲)	41

第4 災害発生時の対応力強化

(13) 危機管理体制の充実	43
⑯ 訓練等による対応力の向上	44
⑯ 受援体制の強化	44
(14) 応急給水の実効性向上	45
⑯ 区市町との連携強化	46
⑯ 応急給水に関する認知度の向上	46
⑯ 発災時の情報発信の迅速化・強化	47
(15) 応急復旧体制の充実	48
⑯ 復旧作業の効率化・迅速化	49
⑯ 水道工事関連団体との連携強化	49

III お客さまとつながる水道

第5 お客さまとともに歩む水道

(16) 双方向コミュニケーションの充実	51
④ 水道ソーターの拡充	52
⑤ お客さまの声の事業への反映	53
⑥ 多様な広報施策の展開	54

第6 お客さまサービスの向上

(17) デジタル窓口の整備推進	55
⑦ デジタル窓口の拡充	56
⑧ 東京都水道局アプリの機能拡充	57
⑨ キャッシュレス・ペーパーレス促進	57

IV 将来を見据え進化する水道

第7 環境に配慮した事業運営

(18) 脱炭素に向けた設備整備	61
⑩ 再生可能エネルギーの利用拡大	62
⑪ 省エネルギー化の推進	63
⑫ 水素の活用	63

(19) 豊かな水と緑の保全	64
⑬ 水道水源林の適正管理・保全(②再掲)	65
⑭ 玉川上水の保全	65

第8 スマート水道の実現

(20) DX推進・新技術の活用による水道事業の進化	67
⑮ 業務の効率化に向けたDX推進	68
⑯ 新たな実験施設の整備	70

(21) スマートメータの活用促進	71
⑰ スマートメータの導入拡大	72
⑱ 普及拡大に向けた取組	72
⑲ データ利活用の検討・お客さまサービスの更なる向上	73

V 事業を支える基盤の強化

第9 グループ経営の推進

(22) 業務運営体制の強化	75
⑳ 政策連携団体への業務移転の推進	76
㉑ 政策連携団体とのグループ経営の推進	76

第10 強固な人材基盤

(23) 人材確保・育成	77
㉒ 東京水道グループの人材育成	78
㉓ 水道工事事業者の環境改善	79
(24) 他事業体との連携	80
㉔ 都内水道事業体の基盤強化	81
㉕ 国内水道事業体との連携	82
㉖ 海外水道事業体との連携	82

第11 健全な財政基盤

(25) 安定的な財政運営	83
㉗ 不断の経営努力	84
㉘ 財政計画	84
㉙ 財政に係る情報発信	86
(26) 経営プランの推進	87
㉚ 目標管理の徹底	88
㉛ お客さまの声の事業への反映(㉝再掲)	90
㉜ 外部意見の事業への反映	90

資料編	92
-----------	----

施策体系

区分		具体的な取組
I 日々の生活を支える水道	第1 水源の確保と水質対策	(1)水源対策 ①水源の適切な確保 ②水道水源林の適正管理・保全 ③水道水源林のPRと多様な主体との連携
		(2)水質対策 ④原水水質に応じた適切な対応 ⑤適切な水質管理 ⑥水質の情報発信強化 ⑦貯水槽水道対策
		(3)導水施設 ⑧導水施設の二重化・更新
		(4)浄水場 ⑨浄水場における予防保全型管理 ⑩大規模浄水場の更新等
		(5)送水管 ⑪送水管のネットワーク化・更新
		(6)給水所 ⑫給水所における予防保全型管理 ⑬給水所の新設・拡充・更新等
		(7)多摩地区水道の強靭化 ⑭多摩地区水道の強靭化
	第3 災害に備えた施設整備	(8)施設の耐震化 ⑮取水・導水施設の耐震化 ⑯浄水施設の耐震化 ⑰配水池の耐震化
		(9)管路の耐震化 ⑯配水管の耐震継手化 ⑯給水管の耐震化
		(10)電力の自立化 ⑯自家発電設備の新設・増強
		(11)風水害・降灰対策 ⑯河川横断管路の地中化とバックアップルートの確保 ⑯浄水施設の屋内化(⑯一部再掲)
		(12)バックアップ機能の確保 ⑯管路の二重化(⑯、⑯一部再掲) ⑯計装設備の二重化 ⑯可搬式浄水設備の導入 ⑯河川横断管路の地中化とバックアップルートの確保(⑯再掲)
		(13)危機管理体制の充実 ⑯訓練等による対応力の向上 ⑯受援体制の強化
		(14)応急給水の実効性向上 ⑯区市町との連携強化 ⑯応急給水に関する認知度の向上 ⑯発災時の情報発信の迅速化・強化
II 災害に強い強靭な水道	第4 災害発生時の対応力強化	(15)応急復旧体制の充実 ⑯復旧作業の効率化・迅速化 ⑯水道工事関連団体との連携強化

	区分	具体的な取組
III お客さまと一緒に歩む水道	第5 お客さまとともに歩む水道	(16) 双方向コミュニケーションの充実 ⑩水道サポーターの拡充 ⑪お客さまの声の事業への反映 ⑫多様な広報施策の展開
	第6 お客さまサービスの向上	(17) デジタル窓口の整備推進 ⑬デジタル窓口の拡充 ⑭東京都水道局アプリの機能拡充 ⑮キャッシュレス・ペーパーレス促進
IV 将来を見据え進化する水道	第7 環境に配慮した事業運営	(18) 脱炭素に向けた設備整備 ⑩再生可能エネルギーの利用拡大 ⑪省エネルギー化の推進 ⑫水素の活用
		(19) 豊かな水と緑の保全 ⑩水道水源林の適正管理・保全(②再掲) ⑪玉川上水の保全
	第8 スマート水道の実現	(20) DX推進・新技術の活用による水道事業の進化 ⑩業務の効率化に向けたDX推進 ⑪新たな実験施設の整備
		(21) スマートメータの活用促進 ⑩スマートメータの導入拡大 ⑪普及拡大に向けた取組 ⑫データ利活用の検討・お客さまサービスの更なる向上
V 事業を支える基盤の強化	第9 グループ経営の推進	(22) 業務運営体制の強化 ⑩政策連携団体への業務移転の推進 ⑪政策連携団体とのグループ経営の推進
	第10 強固な人材基盤	(23) 人材確保・育成 ⑩東京水道グループの人材育成 ⑪水道工事事業者の環境改善
		(24) 他事業体との連携 ⑩都内水道事業体の基盤強化 ⑪国内水道事業体との連携 ⑫海外水道事業体との連携
	第11 健全な財政基盤	(25) 安定的な財政運営 ⑩不断の経営努力 ⑪財政計画 ⑫財政に係る情報発信
		(26) 経営プランの推進 ⑩目標管理の徹底 ⑪お客さまの声の事業への反映(②再掲) ⑫外部意見の事業への反映

I

日々の生活を支える水道

安全でおいしい高品質な水を、日々、安定的にお届けするため、
施設整備や水質対策などを着実に進めていきます。

I 日々の生活を支える水道



第1 水源の確保と水質対策

(1) 水源対策

■目指す将来像

- 水源の安定化が図られており、確保した水源を最大限活用し、安定給水を継続しています。
- 水道水源林が持つ、水源かん養などの機能を持続的に発展させる森づくりを行い、安定した河川流量の確保と小河内貯水池の保全が図られています。
- 都民や企業等と連携した取組やPR等を通じて、水源地保全に対する都民の理解・関心が向上しています。



▲小河内ダム

■現状と課題

<水道水源>

- 都が保有する水源の約80%を利根川・荒川水系が占めていますが、その水資源開発は、5年に1回程度発生する規模の渇水に対応することを目指しております、全国の主要水系や、諸外国の主要都市と比べて、渇水に対する安全度が低い計画となっています。
- また、気候変動の進行に伴う積雪量の大幅な減少等や無降水日数の増加等により、河川やダム等の供給能力が低下するなど、厳しい渇水のリスクの増大が懸念されます。
- さらに、小河内貯水池は築造から60年以上が経過しており、これまでも補修やしゅんせつ等を行ってきましたが、今後も100年以上安定的に運用していくために、よりきめ細かな施設管理が必要となります。
- 多摩地区の井戸は、近年、設備の老朽化や水質悪化などにより揚水量が減少していますが、周辺の宅地化などにより更新に必要な用地の確保が困難になるとともに、維持管理に多大な労力を要しています。

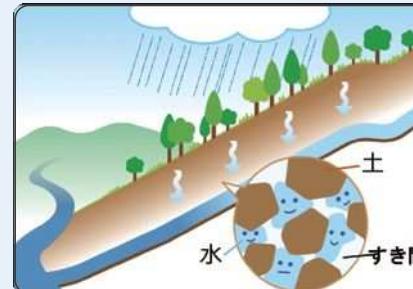
■現状と課題

<水道水源林>

- 水道局では多摩川上流域に広がる森林のうち、約26,000ヘクタールを水道水源林として管理しています。
- 森林は、水源かん養、土砂災害防止・土壤保全などの多面的な機能を有しております、これらの機能を良好に保つため、水道水源林では、間伐や枝打などの森林保全、台風や大雨により発生した崩壊地の復旧、森林管理に必要となる林道の整備などに取り組み、良好な状態を維持してきました。
- しかし、水道水源林のうち、約4,000ヘクタールは、平成22年度以降、新たに購入した民有林であり、適切な森林管理が必要となっています。
- また、水源地保全の必要性や水源林が果たす役割について、都民の理解を得る機会を創出してきましたが、水道水源林の適切な管理に関する認知度は5割程度にとどまっています。
- 今後も水源地の森林を守り育て、将来にわたり引き継いでいくためには、水道水源林の適正な保全管理に加え、水源地保全の必要性を分かりやすく発信し、都民の理解促進や多様な主体との連携について、取り組んでいく必要があります。

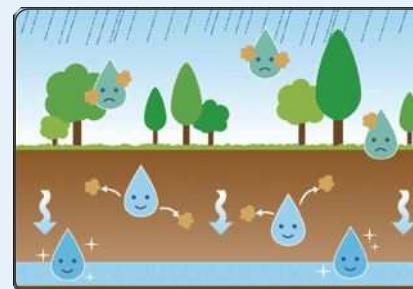
コラム 水道水源林の働き

水源かん養



水を貯える

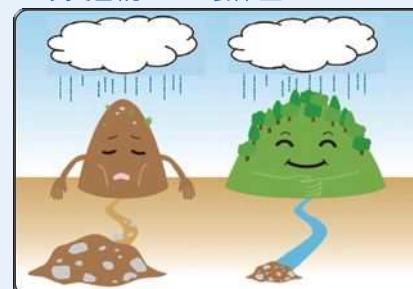
森林に降った雨水を一旦土壤中に貯え、徐々に流出させることにより、水源としての河川流量を安定させます。このため、森林は「みどりのダム」とも言われています。



水質を浄化する

雨水が森林土壤に浸透し、土壤中を移動する過程で、ちりやほこりなどの物質が、ろ過や吸着などの作用により取り除かれ、河川に流れ出す水を浄化します。

土砂災害防止・土壤保全



土砂の流出や崩壊を防ぐ

森林が雨水の衝撃を和らげたり、土砂の崩壊を防いだりするなど、山地からの土砂の流出を抑える働きで、土砂災害だけでなく堆砂によるダムの機能低下を防止する働きです。

■具体的な取組

① 水源の適切な確保

- 首都東京の安定給水を継続するため、水道需要への対応はもとより、将来の気候変動による影響も踏まえ、水源の確保や安定化に努め、最大限活用していきます。



▲八ヶ場ダム（令和2年3月完成）
(出典)関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所ウェブサイト

事　項	8年度	9年度	10年度
霞ヶ浦導水事業 (国土交通省事業)			施工（12年度完了）
小河内貯水池 予防保全事業			順次実施
井戸の更新・統合・ 廃止等			順次実施

【小河内貯水池予防保全事業】

- 将来にわたって運用していくため、「小河内貯水池予防保全計画」に基づく点検を行い、機能の低下や劣化が進行する前に対策を講じるとともに、デジタル技術を活用した効率的な維持管理を実施していきます。

【井戸の更新・統合・廃止等】

- 設備の老朽化や水質悪化などが原因で揚水量が減少している井戸は、費用対効果や危機管理の観点も踏まえ、適切な維持補修や更新、統合及び廃止を検討していきます。



▲整備中の霞ヶ浦導水
(提供)国土交通省



▲ドローンによる貯水池堤体の点検

② 水道水源林の適正管理・保全

- 「第12次水道水源林管理計画」に基づく計画的な森林の育成・管理を通じて、水道水源林が持つ多面的な機能の向上を図り、小河内貯水池の保全、安定した河川流量の確保に努めていきます。
- 管理に当たっては、三次元計測システムなど新技術を活用し、より安全かつ効率的に業務を進めていきます。



▲ 森林整備前



▲ 森林整備後

事　項	8年度	9年度	10年度
水道水源林の適切な管　理　・　保　全		600ha / 年 (うち購入した民有林 80ha/年)	
現　場　に　お　け　る デジタルデバイスの活用	購　入	運　用	
森　林　三　次　元　計　測 シ　ス　テ　ム　の　導　入	導　入　検　討	運　用	

<新技術を活用した水道水源林管理の取組(例)>

●低軌道周回衛星の活用による通信手段の確保

山間部においても安定した通信手段を確保することで、迅速かつ確実な情報伝達を可能にするとともに、気象情報の収集にも活用し、工事現場の安全管理の強化を図ります。

●GPS付デジタルデバイスの導入

GPS機能を備えたデジタルデバイスを携行することで、水源林全体の位置図や森林情報を現場で即時に確認できる体制を整備し、安全かつ効率の良い調査を実現します。

●森林三次元計測システムの導入

赤外線レーザーを活用した森林三次元計測システムを導入することで、危険箇所への立入りを最小限に抑えつつ、詳細な森林情報の取得が可能となり、安全性の確保と調査の精度向上を両立させます。



▲工事現場での低軌道周回衛星の活用



▲ デジタルデバイス



▲ 森林三次元計測システム

③ 水道水源林のPRと多様な主体との連携

- 「みんなでつくる水源の森プロジェクト」に基づき、「知る」「触れる」「協働」の3つの柱を中心に、水道水源林の管理に対する理解の促進と、多様な主体との連携強化を図ります。

<知る>

●水道水源林ポータルサイト「みづふる」の拡充

新規ユーザー向けのガイド機能として、チャットボットを導入します。また、「みづふる」を知らない方を呼び込むために、ショート動画などを作成し、コンテンツの充実を図るとともに、SNS等で発信していきます。

●小学生用学習支援教材等のリニューアル

デジタルデバイスに対応した学習コンテンツに教材を改修します。

<触れる>

●水源地ふれあいのみち小河内ゾーンにおける新エリアの整備

展望施設の新設や、「みづふる」と「奥多摩 水と緑のふれあい館」と連携した広報の強化などにより、より多くの方々に水道水源林と小河内ダムの役割や大切さを知っていただき、水源地保全の重要性の理解促進を図ります。

<協働>

●企業と連携した森づくりの拡充

企業の森(ネーミングライツ)の新たな活動場所を整備し、新規参画企業を受け入れるとともに、企業協賛金制度をリニューアルし、森林での現地活動が実施できる企業パートナー制度を令和8年度に新設します。

●多摩川水源森林隊の新たな活動の導入

より幅広い層の参加を促進するため、作業難易度が低い活動や、親子層が体験できる活動を新設します。



▲企業の森 職員による解説



▲多摩川水源森林隊
新たな活動イメージ(巣箱の設置)

事 項	8年度	9年度	10年度
みづふるの拡充	チャットボットの導入	ショート動画などの充実	学習コンテンツの充実
新エリアを活用した水源地のPR	新エリアの整備		
企 業 の 森	新規活動場所の整備(3箇所)		



(2) 水質対策

■ 目指す将来像

- 気候変動に伴う原水水質の変化に対応可能な新たな処理技術の導入等や、水源から蛇口に至るきめ細かな水質管理によって、安全でおいしい高品質な水道水が供給されています。
- 水道水の水質や安全性などの情報が、お客さまにとって分かりやすく発信されており、水道水に対する信頼・満足度が向上しています。

<目標>

残留塩素目標達成率：

令和6(2024)年度末 87% ➡ 令和17(2035)年度末 95%



▲給水栓自動水質計器と給水栓の採水の様子

■ 現状と課題

<水質管理>

- 近年、気候変動に伴い、原水pHの変動や急激な濁度上昇など、原水水質の変化が懸念されています。
- これまで良好な水質を保っていた多摩川上流域でも、かび臭原因物質が通年にわたり発生しています。
- 水道局では、これまで原水水質の状況に応じた適切な対策を実施していましたが、こうした水質の変化に対応した浄水処理の仕組みの導入が必要となっています。
- また、水道局独自に設定した「おいしさに関する水質目標」により、都内131か所の給水栓自動水質計器において、残留塩素の上限を国の目標に比べて厳しく管理していますが、塩素の注入地点である浄水場に近い一部の地域では、残留塩素が目標の範囲を上回ることがあります。
- このため、令和7年度までに自動水質計器を19か所増設し、管理を強化していますが、更なる充実が必要です。

<水質に関する情報発信>

- 水質検査結果については、令和3年度から、数値だけでなく「あんぜん・あんしん水質指標」等を用いて分かりやすく公表するなど、「水質の見える化」を進めてきました。また、お客さまの関心が高いPFASに関する情報もホームページで分かりやすく発信してきました。
- しかし、依然として「水質情報の内容が分かりづらい」、「情報へのアクセス性の向上が必要」とのご意見をいただきしており、より分かりやすい情報の発信と情報の届け方の改善などが課題となっています。

■現状と課題

<貯水槽水道対策>

- 貯水槽水道は、その設置環境や使用状況によっては、貯水槽内の水質が劣化することがあります。
- 水道局では、平成13年の水道法改正を受け、貯水槽水道の管理の充実を図るため、16年度から点検調査を実施してきました。
- この結果、調査への協力が得られない施設や適正に管理されていない施設があったことから、適正管理の推進と管理状況の把握に向けて、貯水槽水道設置者等への具体的な指導・助言及び情報提供を継続的に行ってきました。
- しかし、近年の社会的背景やお客さまの意識の変化等により、点検拒否が増加しています。

貯水槽水道とは

- ビルやマンションなどの高層階へは、配水管の圧力だけでは水が届かないことがあります。このような場合に、配水管から貯水槽(受水槽)へ一旦水を貯め、この貯水槽からポンプを使って高層階へ給水する方法があります。
- この貯水槽やポンプなどの給水施設の総称を「貯水槽水道」と言います。
- 貯水槽水道はお客さまの財産であり、貯水槽及びそれ以降の施設の管理は、水質も含めて設置者(所有者や管理組合等)が行う必要があります。

コラム 安全でおいしい水道水をお届けする取組

- 水道水の水質は、国が科学的知見を踏まえて基準を定め、水道事業者に品質確保を義務付けています。
- 水道局では、その基準を遵守するだけでなく、独自の取組を進めながら、24時間365日、安全でおいしい水道水を蛇口までお届けしています。

水質基準項目数を大きく上回る約300項目を検査



※個別の農薬類や要検討PFASの項目数を含む

水源から蛇口に至る様々なポイントで水質管理



- 国の定める水質基準は、蛇口の水で52項目設定されていますが、水道局は水源から蛇口まで様々なポイントで、徹底的に品質をチェック
- 水道水の水質は都内131か所の蛇口で定期的にチェック

■具体的な取組

④ 原水水質に応じた適切な対応

- 気候変動等に伴う原水水質の変化に対応するため、適切な浄水処理技術を導入していきます。

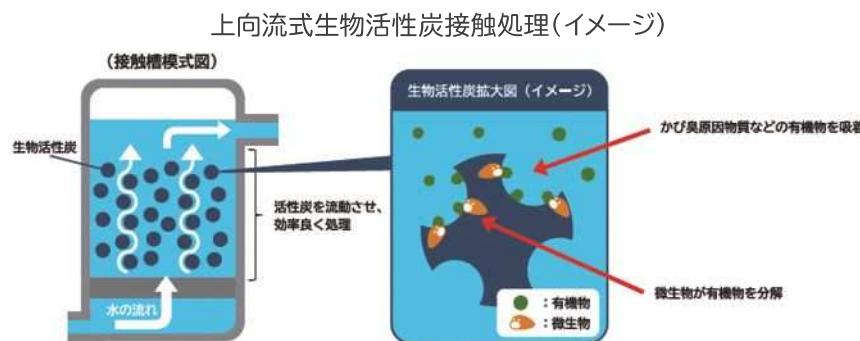
<主な取組>

●上向流式生物活性炭接触処理^(※)の導入

かび臭原因物質をより安定的かつ効率的に処理できるよう、上流部浄水場(仮称)に導入していきます。

●高分子凝集剤の採用

上流部浄水場(仮称)で採用し、凝集効果を一層高め、急激な濁度上昇にも対応します。



※上向流式生物活性炭接触処理:
微生物が繁殖した活性炭に水を下から上に流し、活性炭を流動させることで接觸効率を高める処理方式

⑤ 適切な水質管理

- 水道水のおいしさや安全性の更なる向上に向けて、徹底した水質管理を行います。

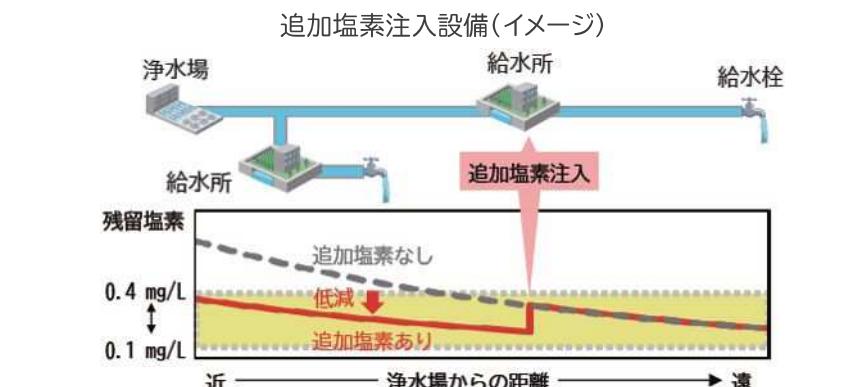
<主な取組>

●モニタリング地点の充実

よりきめ細かな残留塩素管理のため、令和8年度に、給水栓自動水質計器を6か所増設します。

●追加塩素注入設備の導入

浄水場での塩素注入量を削減し、浄水場に近い地域における残留塩素を低減するため、上井草給水所へ追加塩素注入設備を整備します。



事項	8年度	9年度	10年度
追加塩素注入設備の整備(上井草給水所)	調査・設計		施工 (11年度完了)

⑥ 水質の情報発信強化

- お客様の水質に対する満足度の向上を図るため、水道水の水質や安全性に関する情報について、分かりやすさと安心感を向上させることを重視した発信に取り組みます。
- ホームページ上の水質情報へのアクセス性の向上を図るとともに、SNSや東京都水道局アプリなど各種媒体を活用し、効果的に情報提供を行っていきます。

<主な取組>

●「あんぜん・あんしん水質指標」の改善

水道水の高い安全性をお客さまに理解いただき、より一層安心して利用いただけるよう、指標の対象となる項目を拡充するとともに、分かりやすい指標となるよう改善を行います。

●水質データ(水質検査結果)の分かりやすい解説

専門用語や数字が多用される水質検査結果を、誰が見ても分かりやすくするために、ホームページの水質検査結果掲載ページに、水質検査結果の見方の解説ページへのリンクを追加するとともに、解説ページにて検査項目や数値の意味を丁寧に説明します。

水質情報をより分かりやすく

●水道水の安全性

▶ 指標の改善



●水質データ(水質検査結果)

▶ 解説ページの充実



発信強化

効果的な情報提供



水道局HP



水道局アプリ



水道局公式X

事 項	8年度	9年度	10年度
「あんぜん・あんしん水質指標」の改善	改 善	随 時 デ ー タ 更新	
水質データの分かりやすい解説	H P 改 善	改 善 継 続	
水質情報へのアクセス性の向上	改 善	随 時 更新	

⑦ 貯水槽水道対策

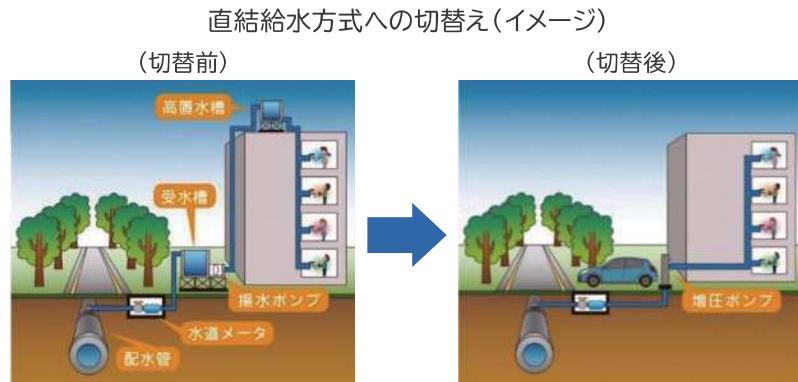
- 設置者へ適正な管理を促すため、パンフレット送付に加え、新たにSNSや東京都水道局アプリを活用するなどプッシュ型のPRを実施します。
- 点検調査等を希望する設置者には、個々の状況に応じた改善提案や直結給水方式への切替えに関する指導・助言を実施します。
- 貯水槽水道から直結給水方式への切替えに当たり、給水管の増径が必要となる場合には、引き続き、工事の一部を水道局が施行します。



▲貯水槽水道管理状況の確認



▲貯水槽水道設置者に対する指導・助言



※増圧ポンプ設置が必要となる場合があります

コラム 貯水槽水道の適正な管理について

ご家庭の水道設備(配水管の分岐部から蛇口まで)は、お客さまの財産であるため、維持管理はお客さまに行っていただく必要があります。

貯水槽水道の場合、貯水槽に入るまでの水質は水道局が管理していますが、貯水槽及びそれ以降の水質は設置者(又は設置者から委託された管理会社等)が管理することになっています。

貯水槽の点検や清掃が不十分だったり、貯水槽に異状があった場合は、水が濁つたり、臭いが付いたりすることがあります。

また、貯水槽の容量が使用水量に比べて著しく大きい場合、水道水が貯水槽に溜まつたままになる時間が長くなり、水道水に含まれる残留塩素の濃度が下がってしまいます。

浄水場で作られた安全でおいしい水が、そのまま皆さまの蛇口へ届くように、貯水槽の衛生管理をお願いします。

<貯水槽水道の管理が不十分なことにより生じる問題(イメージ図)>



第2 安定給水のための施設整備

(3) 導水施設

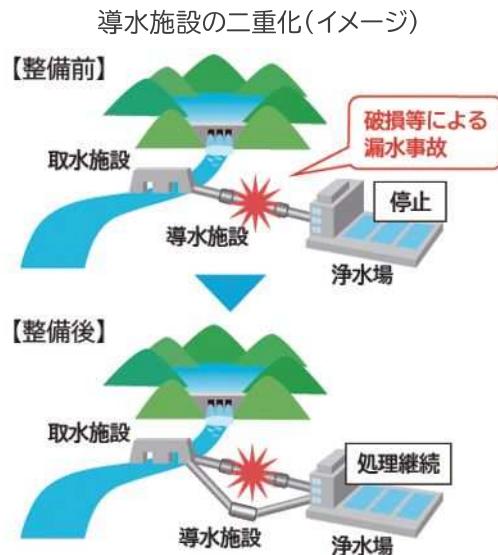
■目指す将来像

- 導水施設の二重化によって、バックアップ機能が確保されるとともに、定期的な調査による健全度の把握が可能になっています。
- 耐震性や劣化の状況を踏まえた更新が行われ、災害や事故時においても安定給水が確保されています。

<整備目標>

導水施設の二重化整備率：

令和6(2024)年度末 85% → 令和17(2035)年度末 92%



■現状と課題

- 導水施設は、河川などから取水した原水を浄水場に送る重要な施設であり、災害や事故で破損した場合、浄水場が停止し、安定給水に支障が出るおそれがあります。
- このため、導水施設のバックアップ機能を確保することを目的として、二重化を推進していますが、一部の導水施設は、いまだ機能の確保が不十分な状況です。
- また、導水施設の中には、布設年度の古い施設が存在していることから、バックアップ機能を確保した上で、劣化状況を把握するとともに、更新していく必要があります。



▲自走式ロボットによる導水管の健全度調査の様子



■具体的な取組

⑧導水施設の二重化・更新

- 災害や事故時だけでなく、更新などの工事の際にもバックアップ機能を確保するため、導水施設の二重化を進めていきます。
- 二重化が完了した導水施設は、定期的な健全度調査による状態監視を行いつつ、長期にわたり供用します。
- 更新時期については、耐震化状況を考慮し、健全度調査による劣化状況を踏まえ、適切に判断していきます。



	事 項	8年度	9年度	10年度
二重化	東村山境線（仮称） 【図中①】		施工（12年度完成）	
	上流部浄水場（仮称）関連導水管 【図中②】		施工（14年度完成）	
	第二朝霞引入水路（仮称） ※原水ポンプ所新設を含む 【図中③】	施工		
	第二三園導水管（仮称） 【図中④】	調査・設計		
更新	朝霞東村山線 【図中⑤】	施工（準備工事完了）		
	健全度調査	定期的な調査実施		

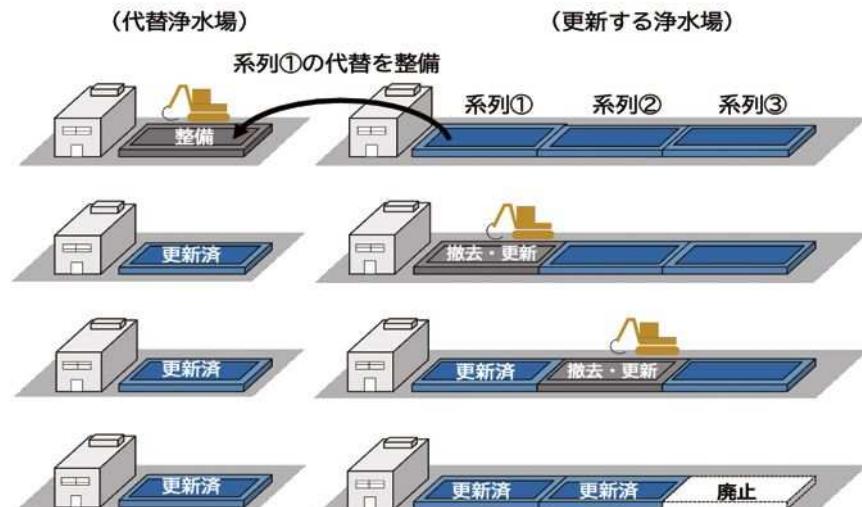


(4) 净水場

■ 目指す将来像

- 予防保全型管理^(※)による施設の長寿命化や更新の平準化が図られ、年間事業費を抑制しつつ、長期に及ぶ更新工事を計画的に推進しています。
- 火山噴火による降灰等の脅威に備えて、浄水施設の屋内化が行われています。
- 最大浄水場の停止による影響を軽減させるため、大規模浄水場の施設能力の均等化が進められています。

浄水場の系列単位の更新



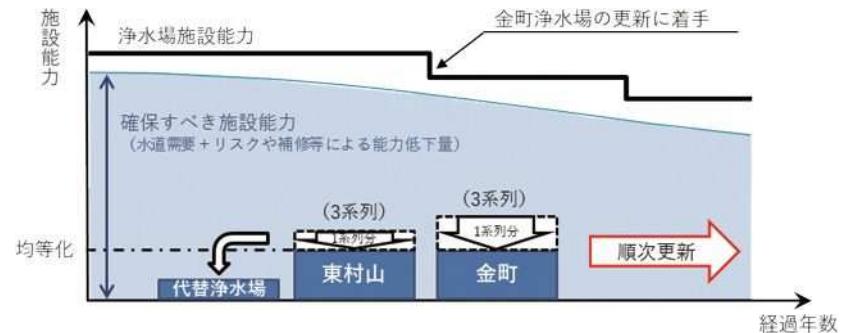
※予防保全型管理:

点検結果などに基づき、施設の劣化や損傷が進行する前に適切な維持管理、修繕、補修・補強等を計画的に講じる管理手法

■ 現状と課題

- 浄水場は、高度経済成長期に集中的に整備されており、順次更新を行っていく必要がありますが、全浄水場の更新には、長い期間と多額の経費が必要となることから、予防保全型管理により施設の長寿命化を図り、更新時期を平準化した上で、計画的に進めていくことが重要です。
- 大規模浄水場は、系列単位で施設を更新した場合でも、大幅な能力低下が生じるため、あらかじめ代替機能を確保するとともに、水道需要やリスクによる能力低下等を考慮し、施設能力を適切な規模にしていく必要があります。
- 近年、原水水質の変化などにより、凝集沈殿効率が低下し、施設能力の十分な発揮が困難な浄水場があります。

施設能力の適正化及び均等化(イメージ)

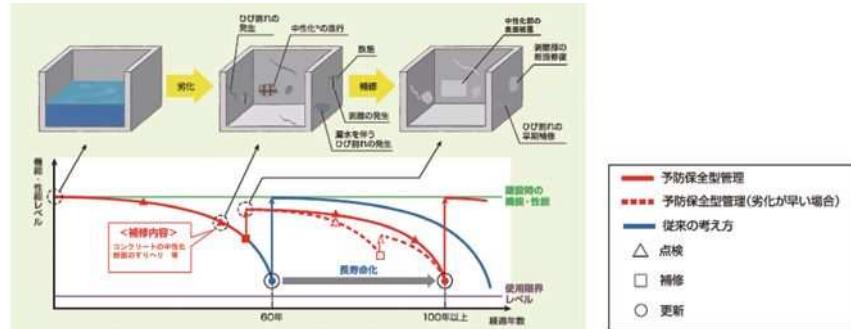


■具体的な取組

⑨ 浄水場における予防保全型管理

- これまでの点検により、コンクリート構造物は健全であることが確認されたことから、適宜補修を実施し長寿命化を図っていきます。

予防保全型管理による施設の長寿命化(イメージ)



※中性化:

CO₂がコンクリート内に侵入してセメント水和物と炭酸化反応を起こし、空隙中の水分のpHが低下する現象

pHが低下した鉄筋コンクリートにさらに水分が供給されることによって、鋼材が発錆し、コンクリートのひび割れや剥離、鋼材の断面減少を引き起こす

⑩ 大規模浄水場の更新等

- 予防保全型管理による施設の長寿命化や更新の平準化を図り、施設能力を適切な規模としながら、約90年間で計画的に浄水場を更新していきます。
- 東村山浄水場の更新に向け、代替浄水場となる境浄水場及び上流部浄水場(仮称)の整備を進めるとともに、令和11年度から更新に係る調査・設計に着手します。
- また、これらの整備に当たっては、環境負荷を低減するため、着水井から配水池まで自然流下で浄水処理が可能な施設配置とともに、安全性や信頼性を向上させるため、施設の屋内化を進めます。
- 原水水質の変化などへ対応するため、金町浄水場において、浄水施設の改良などを検討していきます。

事　項	8年度	9年度	10年度
代 場 整 替 整 備 淨 水	境　淨　水　場　再　構　築		施　工
	上　流　部　淨　水　場　(仮　称)		施　工
改 良	金　町　淨　水　場	調　査　・　設　計	



(5) 送水管

■ 目指す将来像

- 送水管のネットワーク化によりバックアップ機能が確保されるとともに、耐震性や劣化状況を踏まえた計画的な更新がなされ、災害や事故時においても安定給水が確保されています。

<整備目標>

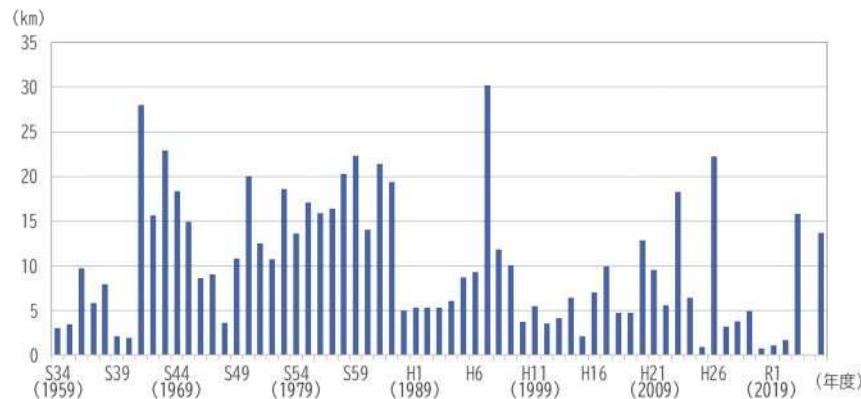
送水管ネットワークの整備率：

令和6(2024)年度末 85% → 令和17(2035)年度末 91%

■ 現状と課題

- 送水管は、浄水処理した水を給水所に送る重要管路であり、これまで、災害や事故時におけるバックアップ機能を強化するため、ネットワーク化を推進してきました。
- しかし、一部の送水管は、バックアップ機能が確保されていないことから、災害や事故時に機能停止した際、給水所への十分な送水を確保できない場合もあります。
- また、送水管は、昭和40年代から集中的に整備されており、同時期に更新期を迎えます。
- 送水管の停止は安定給水への影響が大きく、多数の路線を同時に更新することは困難なため、対策が必要です。

完成年度別布設延長(送水管)



■具体的な取組

⑪ 送水管のネットワーク化・更新

- 他系統からのバックアップ機能を確保するため、広域的な送水管ネットワークを構築するとともに、給水所への送水の二系統化を推進していきます。
- バックアップ機能を確保した送水管は、経過年数や耐震性等を考慮し、健全度調査による劣化状況等を踏まえ、計画的に更新していきます。

送水管のネットワーク化・更新の実施箇所



	事 項	8年度	9年度	10年度
ネットワーク化 ※2	王子給水所(仮称)関連送水管 【図中①】	施工(9年度完成)		
	新城南幹線(仮称) 【図中②】	施工(12年度完成)		
	境浄水場関連送水管 【図中③】	施工(13年度完成)		
	上流部浄水場(仮称)関連送水管 【図中④】	施工(14年度完成)		
	新青山線(仮称) 【図中⑤】	調査・設計	施工	
	新玉川給水所(仮称)関連送水管 【図中⑥】	調査・設計		
更新	和泉淀橋線 【図中⑧】			調査・設計
	立川線 【図中⑩】		施工	
	町田線 【図中⑪】	調査・設計		施工

※1 図中⑦、⑨は令和11年度以降の取組。詳細は、「東京水道施設整備マスター プラン」を参照

※2 その他、代替浄水場の整備や給水所の新設によらないネットワーク化路線も取組の対象



(6) 給水所

■ 目指す将来像

- 給水所の配水池容量の偏在解消に向けて、給水所の整備が着実に推進され、地域の給水安定性が向上しています。
- 予防保全型管理による施設の長寿命化に取り組み、適切な更新期間を設定するとともに、更新に伴い低下する給水所の配水池容量を送水管ネットワークなどの活用により確保することで、計画的な更新が進んでいます。
- 新設や更新等を実施する給水所は、施設の安全性を確保した上で可能な限り地域に開放するなど、親しまれる水道施設として整備されています。

<整備目標>

安定給水確保率：

令和6(2024)年度末 87% ➡ 令和17(2035)年度末 91%

親しまれる水道施設(イメージ)



■ 現状と課題

- これまでの給水所整備により、配水区域の見直しや配水池容量の偏在を解消し、給水安定性は向上してきたものの、引き続き整備が必要な地域があります。
- コンクリート構造物については、これまでの点検を通じ、長期にわたって供用できると見込んでいますが、仕切弁などの付属設備については、経年劣化が進行すると、機能に障害を来す可能性があることを確認しています。
- また、給水所は、安全性の観点から一般に開放していない場合がありますが、施設稼働後の周辺地域の都市化に伴い、現在は、住宅地や商業地に位置するなど、地域との一体性が求められるケースがあります。

給水所周辺の環境の変化



(昭和23年)



(令和元年)

■具体的な取組

⑫ 給水所における予防保全型管理

- 予防保全型管理による初期点検を、法定耐用年数60年を超過する前に実施し、劣化予測を行うとともに、必要に応じて補修を行います。
- 初期点検については、令和6年度末時点で、25施設中11施設が完了しており、令和10年度までに完了させ、その後は、定期的な点検を継続していきます。
- 健全であることが確認されたコンクリート構造物は、適切な補修により長寿命化を推進しつつ、仕切弁などの付属設備は、状態に応じて必要な補修・更新を進めています。



▲ひび割れ等損傷状況についての調査

事　項	8年度	9年度	10年度
点　　検		順 次 実 施	
補　　修		順 次 実 施	

地域に親しまれる水道施設の例



▲上から本郷給水所・芝給水所・大谷口給水所

■具体的な取組

⑬ 給水所の新設・拡充・更新等

- 平常時はもとより、災害や事故時においても可能な限り給水を確保するため、給水所の新設や拡充を進め、配水区域を適正な規模に再編します。
- 給水所の配水池容量は、水使用の時間変動や事故等の非常時の対応として、計画一日最大配水量の12時間分を目標として整備します。
- 予防保全型管理による施設の長寿命化によって、更新時期の平準化を図り、計画的に更新等を行っていきます。
- 施設の安全性を確保した上で、地域のランドマークとして憩いの場を創出できるよう、区市町とも連携して整備していきます。



	事 項	8年度	9年度	10年度
新設	王子給水所(仮称)		施工(14年度完成)	
	新玉川給水所(仮称)		施工	
	代々木給水所(仮称)		施工	
拡充	和田堀給水所		施工	
	柴崎給水所		施工(完了)	
	根ヶ布給水所		施工(完了)	
	深大寺給水所		施工(11年度完了)	
	小野路給水所		施工(13年度完了)	
	若松給水所		施工(13年度完了)	
	福生武藏野台給水所		施工	
	愛宕配水所		調査・設計	
更新等	西瑞江給水所		調査・設計	

※その他、配水池容量10,000m³未満の給水所及び配水所も取組の対象

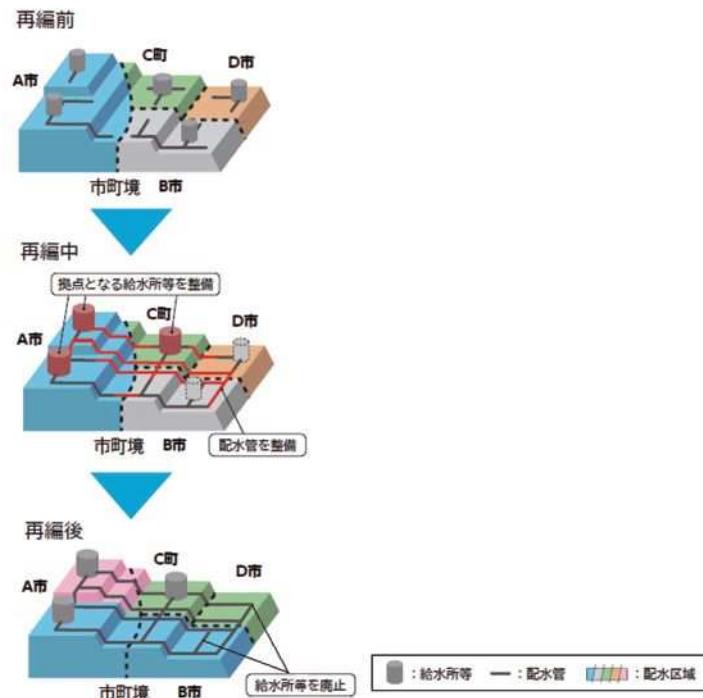


(7) 多摩地区水道の強靭化

■ 目指す将来像

- 地形や高低差などを考慮した適切な配水区域への再編や既存施設の統廃合が進み、地域特性に応じた効率的な施設管理が行われています。
- 送水管ネットワークの構築や、既設送水管の更新が進み、給水の安定性が向上しています。

配水区域の再編(イメージ)



■ 現状と課題

- 多摩地区的水道施設は、市町営水道時代に小規模で点在する形で整備され、配水区域はそれぞれの市町域内で構築されていました。都営一元化後は、給水の安定性向上のため、大規模浄水場から各市町への送水管整備や浄水所・給水所等の統廃合、配水池容量の拡充を進めてきました。
- しかし、計画的な更新を必要とする施設が残っているとともに、井戸についても、水質悪化や設備老朽化により揚水量が低下しているものがあります。
- 送水管は、多摩南北幹線の完成により広域ネットワークが整備されており、今後は既設送水管の計画的な更新が必要です。
- また、多くの給水所等は一系統受水であり、送水管事故時に送水が確保できない場合があり、特に山間部にある二系統化が困難な施設では、地域特性に応じた対策が求められます。
- さらに、浄水所や給水所等の統廃合・拡充に合わせ、広域的な配水本管の整備や市町域を超えた配水管網を整備し、災害や事故時のバックアップ機能を強化する必要があります。
- 能登半島地震では、自然流下方式により配水している配水池の下流側管路から貯留水が流出し、応急給水や復旧作業に影響を与えましたが、同様の事象は、多摩地区的山間部等にある施設でも発生する可能性があります。
- 豪雨や台風などの風水害による道路崩落等により、導水管等が被害を受けるリスクがあります。

■具体的な取組

⑯ 多摩地区水道の強靭化

- 地域特性に応じた効率的な施設管理を行うため、地盤の高低差や給水件数など特性を踏まえて4つの地域に区分し、山間部や市街地など各地域の特性に合わせた、市町域にとらわれない合理的かつ適切な配水区域へと再編していきます。
- また、予防保全型管理による施設の長寿命化を図りながら、浄水所や給水所などの拠点となる施設の整備や送水管ネットワークの構築を進めています。

<浄水所・給水所等>

- 配水区域の再編のため、拠点となる施設を拡充し必要な配水池容量を確保するとともに、既存施設の耐震化を行います。また、原水水質に応じた適切な浄水処理方式を導入し、運転管理を効率化します。

<送水管>

- 広域的なネットワークの整備により停止可能となった既設管の更新や給水所等への二系統化を進めていきます。一方、山間部など、地形的な制約により送水管の二系統化が困難な給水所等は、配水池容量を拡充します。

<配水管>

- 再編する配水区域に応じた配水管網や隣接区域との連絡管路を充実させ、災害や事故、更新時のバックアップを強化します。

<井戸>

- 水質悪化や設備の老朽化などにより揚水量が低下している井戸は、費用対効果や危機管理の観点も踏まえ、適切な維持補修や更新、統合、廃止を検討していきます。

<災害対応>

- 風水害リスクの高い地域において、抜け出し防止機能を有する管路への取替えや二系統化を進めていきます。
- 配水池の貯留水を確保するため、自然流下方式により配水している配水池の出口に緊急遮断弁を設置していきます。
- 圧力計など計装設備の二重化を実施するとともに、土砂災害警戒区域等に位置する施設では、応急給水の手段として、可搬式浄水設備(※)を導入します。

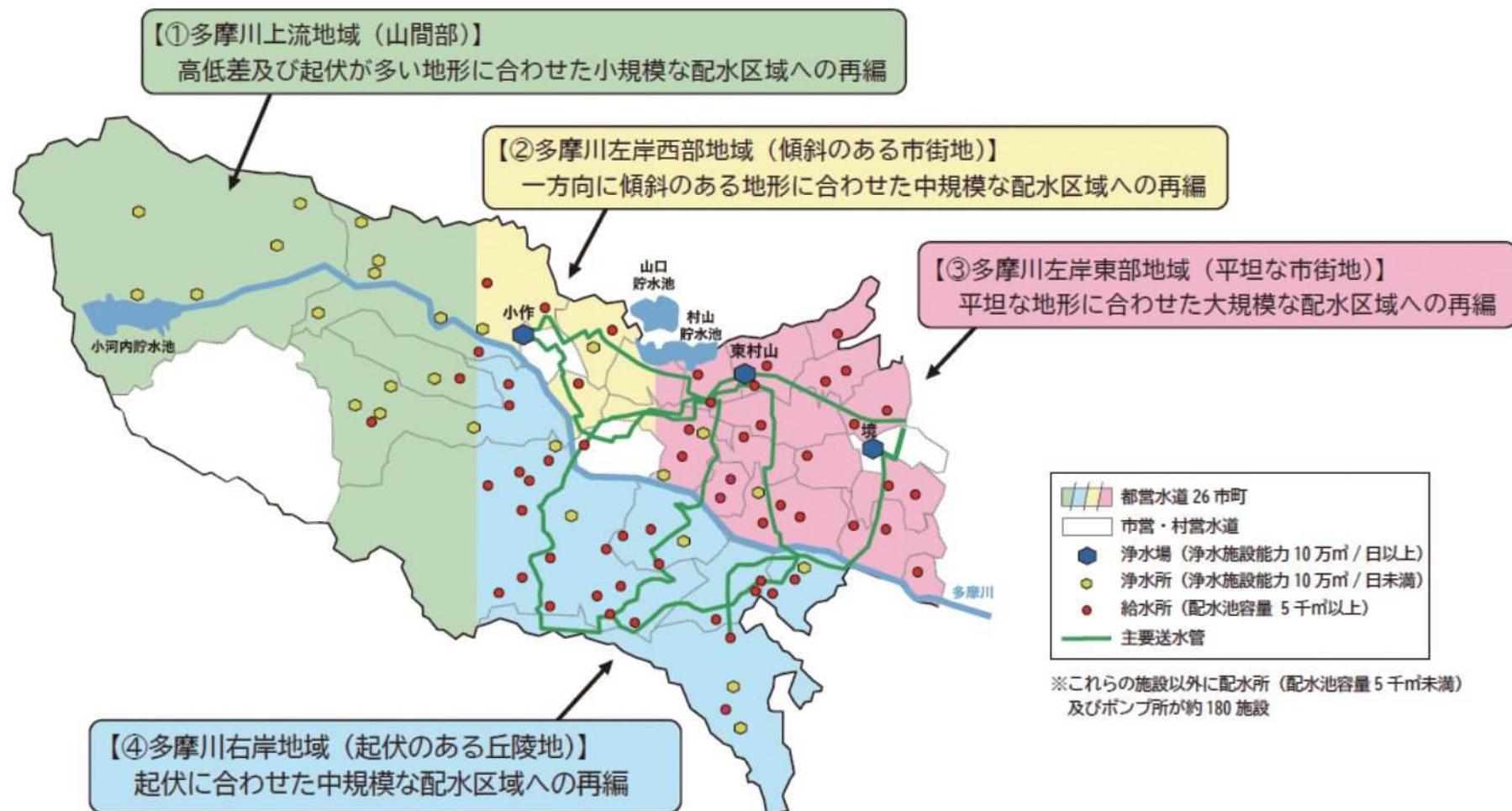
事 項		8年度	9年度	10年度		
淨 水 所	日原浄水所(更新)	調査・設計	施工(12年度完了)			
	高月浄水所(更新)	調査・設計				
導 水 管 等	風水害リスクの高い 地 域 で 取 替	施工				
送 水 管	風水害リスクの高い 地 域 で 二 系 統 化	施工				

※可搬式浄水設備：

河川水や地下水等を原水として主に膜ろ過処理、塩素消毒処理によって飲用水を製造する、移送可能な設備

多摩地区水道に係る各取組の詳細は、I、IIの各事業に掲載しています

多摩地区の地域特性を踏まえた配水区域の再編



II

災害に強い強靭な水道

災害時にも可能な限り水をお届けするため、ハード・ソフトの両面から対策を行っていきます。

II 災害に強い強靭な水道



第3 災害に備えた施設整備

(8) 施設の耐震化

■目指す将来像

- 取水・導水施設は、十分な耐震性が確保されています。
- 大規模地震への備えとして、浄水場等の施設の耐震化が進められています。

<整備目標>

取水施設耐震化率：

令和6(2024)年度末 75% ➡ 令和12(2030)年度末 100%

浄水施設耐震化率：

令和6(2024)年度末 14% ➡ 令和17(2035)年度末 76%

配水池耐震施設率：

令和6(2024)年度末 84% ➡ 令和17(2035)年度末 98%

■現状と課題

- これまで、切迫性が指摘されている首都直下地震等に備え、施設の耐震化に取り組んできました。
- 貯水池については、山口貯水池、村山下貯水池及び村山上貯水池の堤体強化が令和5年度までに完了するとともに、小河内貯水池も耐震診断により堤体の耐震性を確認しており、全ての貯水池の耐震性を確保しました。
- 取水・導水施設には、十分な耐震性が確保されていない施設があり、更なる取組が必要です。
- 浄水施設及び配水池の耐震化は、工事期間中に施設能力や配水池容量の低下を伴うことから、安定給水を確保しながら工事を進めていくことが重要です。
- また、都市化が進んだ地域に位置する給水所は、周辺の建物に近接した状態で工事を行うことから、安全面、環境面の対策も必要です。
- 能登半島地震において応急給水や復旧作業に影響を与えた、自然流下方式により配水している配水池の下流側管路から貯留水が流出した事象は、多摩地区の山間部等にある施設でも発生する可能性があります。

■具体的な取組

⑯ 取水・導水施設の耐震化

- 浄水場間でのバックアップなどにより、取水量の低下に伴う給水への影響を抑えながら、取水・導水施設の耐震化を推進します。



事 項		8年度	9年度	10年度
取 水 施 設	金町浄水場 (取水塔)	施工(完了)		
	羽村取水堰	調査・設計		
	利根川河口堰大規模地震対策事業(独)水資源機構	施工		
導 水 施 設	三郷浄水場 (原水ポンプ所)	施工(16年度完了)		
	金町浄水場 (引水管)	施工(1本完了)		

⑯ 浄水施設の耐震化

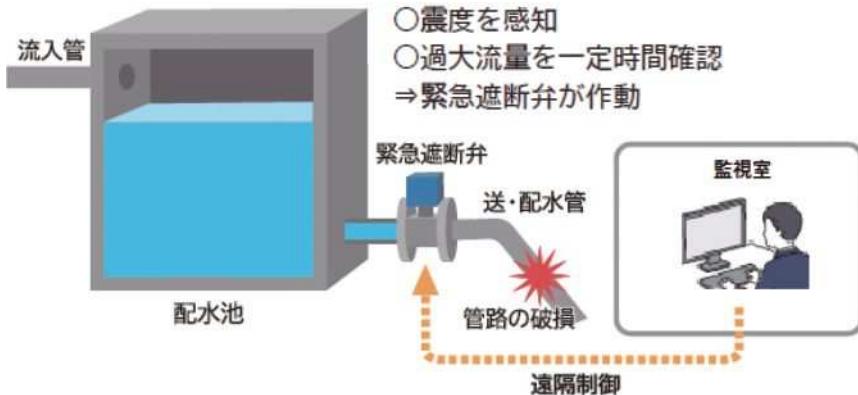
- 送配水ネットワークを活用した配水調整による他の浄水場からのバックアップや、施設の能力低下を伴う補修工事等を同時期に行うなど、給水への影響を抑えながら、計画的に耐震化を推進します。
- 施設の能力低下を可能な限り抑制するため、着水井から配水池までの施設の連続性を考慮し、浄水処理の系列ごとに耐震化工事を進めていきます。
- 耐震化の加速に向け、施設を停止せずに構造物の補強を行うなど、能力低下を伴わない手法を検討します。

事 項	8年度	9年度	10年度
金町浄水場 (高度浄水ポンプ所)	施工(完了)		
朝霞浄水場 (急速混合池)	調査・設計	施工(完了)	
東村山浄水場 (接合井)	調査・設計		施工(11年度完了)
三郷浄水場 (急速かくはん池)	調査・設計		施工(11年度完了)
三郷浄水場 (沈殿池)	施工(15年度完了)		
金町浄過水場 (ろ過池)	施工(1系列完了)		
金町浄水場 (沈殿池)	施工(2系列完了)		
朝霞浄水場 (沈殿池)	施工		

⑯ 配水池の耐震化

- 耐震化に当たっては、施設が停止しないよう1池ずつ施工することや、工事の実施を予防保全型管理の補修時期と合わせるなど、給水への影響を抑制するとともに、周辺環境に配慮しながら着実に推進します。
- 工事期間中は、配水池容量の低下を伴うことから、隣接する給水所との同時施工を避けるなど、施工時期の調整を行うとともに、送配水管ネットワークを活用した配水調整により安定給水の確保に努めます。
- また、地震により、管路に被害が発生した場合においても配水池の貯留水を確保するため、緊急遮断弁の設置を進めるとともに、設置済みの配水池のうち、アクセス道路の寸断などにより給水所等での弁の操作が困難となるおそれのある地域では、遠隔制御化を進めています。

緊急遮断弁による配水池の貯留水確保(イメージ)



事　項	8年度	9年度	10年度
金　町　淨　水　場	施工		
大　蔵　給　水　所		施工(12年度完了)	
本　郷　給　水　所		施工(12年度完了)	
水　元　給　水　所		施工(12年度完了)	
芝　久　保　給　水　所	施工(完了)		
南　野　給　水　所	施工(完了)		
東　浅　川　給　水　所	施工(完了)		
高　月　給　水　所	調査・設計	施工	
国　分　寺　北　町　給　水　所	調　査　・　設　計	施工	
貯 留 水	緊急遮断弁等の設置及び遠隔制御化	施工(緊急:12年度完了)	

※その他、配水池容量10,000m³未満の給水所及び配水所も取組の対象



(9) 管路の耐震化

■ 目指す将来像

- 大規模な震災が発生しても被害が最小限に抑えられるよう、配水管や給水管などの耐震性が向上し、計画的に維持管理されています。

<整備目標>

管路の耐震継手率：

令和6(2024)年度末 52% ➔ 令和17(2035)年度末 66%

地域配水の骨格管路の耐震継手率：

令和6(2024)年度末 55% ➔ 令和17(2035)年度末 76%

地震発生時の断水率：

令和6(2024)年度末 24% ➔ 令和17(2035)年度末 16%

復旧日数：

令和6(2024)年度末 14日以内
➔ 令和17(2035)年度末 13日以内

私道内給水管耐震化率：

令和6(2024)年度末 53% ➔ 令和17(2035)年度末 73%

■ 現状と課題

<配水管>

- 水道局が管理する配水管は約28,000キロメートルに及ぶことから、優先順位を定めて計画的に更新を進めており、令和4年度には避難所や主要駅など重要施設への供給ルートの耐震継手化が概成しました。
- 現在は、都の被害想定で震災時の断水率が高い地域を取替優先地域と位置付け、耐震継手化を推進するとともに、施工が困難な箇所に残存し、布設年度が古く漏水のおそれがある取替困難管の解消に取り組んでいます。
- 能登半島地震で、管路の損傷により通水が確保できず漏水調査等が困難となり、断水が長期化したことを踏まえると、管路更新の効果の早期発現に向け、更なる優先順位の明確化が必要となっています。

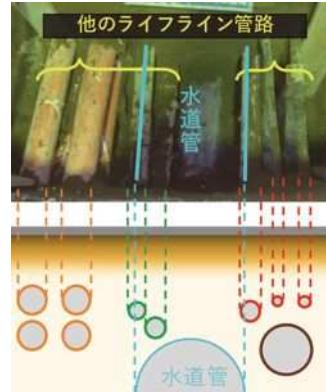
<給水管>

- 私道内の給水管は、平成6年度から、水圧確保や漏水の未然防止の観点から、私道に耐震性能を有する配水管を布設することで給水管の整理統合を行ってきました。
- その後、順次適用要件を緩和してきましたが、東日本大震災において、都内で発生した漏水の多くが私道の塩化ビニル製給水管であったため、約2,600キロメートルの全私道に対象を拡げ、給水管のステンレス化も合わせて進めています。
- 震災の発生に備え、引き続き取組を進めていく必要がありますが、土地所有者の不在等で承諾が得られない場合があります。

■具体的な取組

18 配水管の耐震継手化

- 取替困難管は、道路管理者や他の埋設企業等と調整を進めながら令和8年度までに解消していきます。
- 取替優先地域では、特定の地域で連続して工事が発生しないよう発注順序等を工夫しながら耐震継手化を進め、令和10年度までに解消していきます。
- 令和8年度からは新たに、配水管網の上流側に位置し、比較的口径が大きく、下流側へ広範囲に水を輸送する機能もある管路を「地域配水の骨格管路」と位置付け、重点的な耐震継手化を進めていきます。

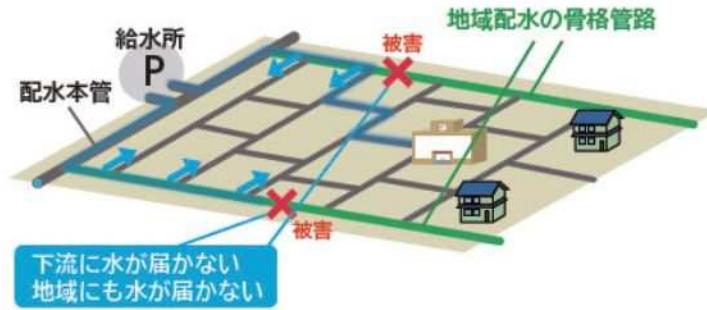


▲埋設物の輻輳状況



▲抜け出し防止機能を有する耐震継手管

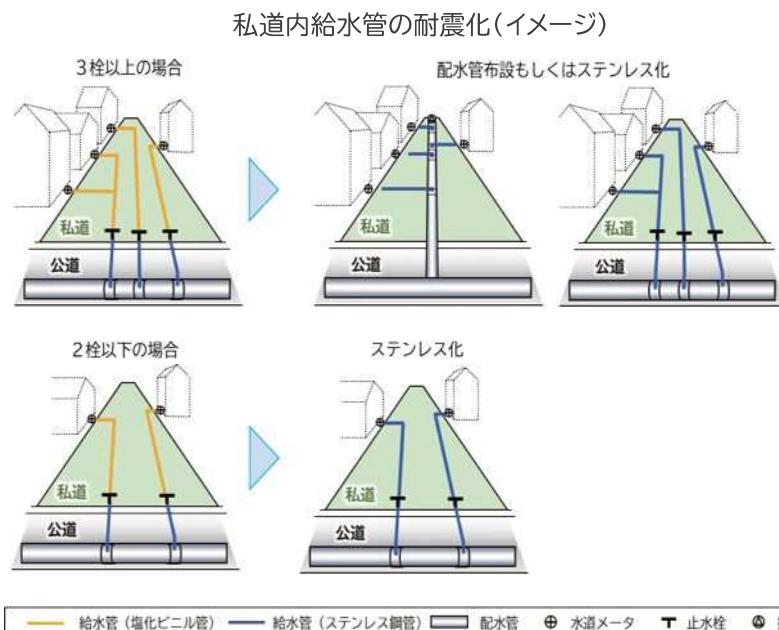
地域配水の骨格管路の耐震継手化(イメージ)



事　項	8年度	9年度	10年度
取替困難管	施工(完了)		
取替優先地域		施工(完了)	
地域配水の骨格管路		施工	

19 給水管の耐震化

- 給水栓(水道メータ)が3栓以上設置されている私道を対象に、耐震性能を有する配水管を布設するとともに、給水管をステンレス鋼管に取り替えます。
- 給水栓(水道メータ)が2栓以下の場合は、既存の塩化ビニル製給水管をステンレス鋼管へ取り替えます。
- 令和8年度からは、土地所有者の承諾が得られないなど配水管を布設できない場合でも、既存の塩化ビニル製給水管をステンレス鋼管へ取り替えています。



▲漏水が発生した
塩化ビニル製の給水管



▲ステンレス鋼管

事　項		8年度	9年度	10年度
水私 管道	配水管布設 (300km/10年)		施工	
	整内 備給			施工
ス　テ　ン　レ　ス　化 (170km/10年)				

コラム 長期不使用給水管への対応について

- 使用見込みのない給水管は、原則としてお客様自身により撤去することとなっていますが、漏水リスクを回避するなどの観点から、耐震継手化が完了した配水管から分岐し、かつ、使用中止期間が5年以上経過している長期不使用管について、水道局での対応を令和7年度まで行つてきました。
- 8年度以降は、配水管布設替工事に併せて、お客様の意向を確認した上で対応していきます。





(10) 電力の自立化

■ 目指す将来像

- 大規模地震や事故への備えとして、自家発電設備^(※1)の新設・増強による電力の自立化が進められています。

<整備目標>

大規模停電における給水確保率：

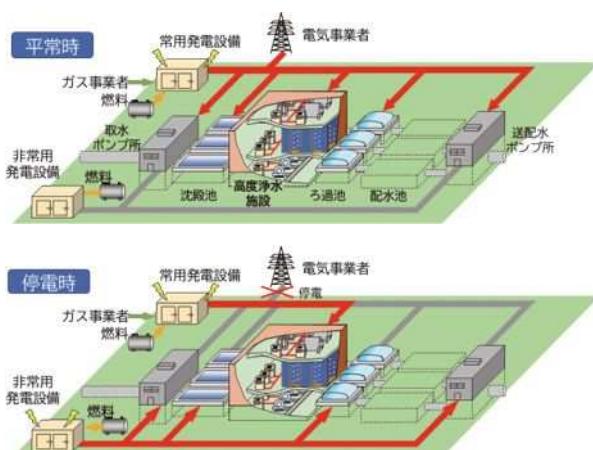
令和6(2024)年度末 70% ▶ 令和17(2035)年度末 92%

■ 現状と課題

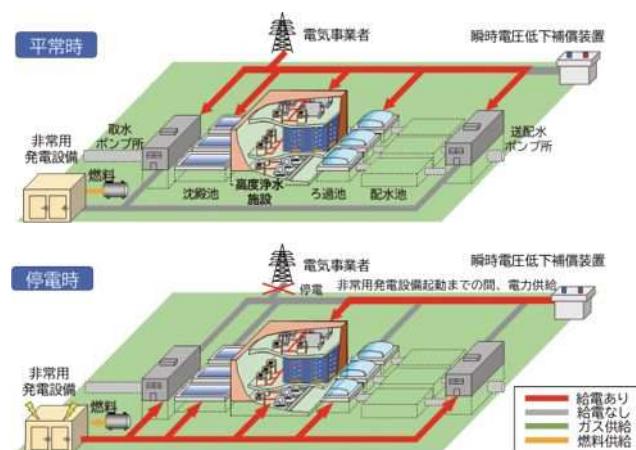
- 震災等が発生した場合、電気事業者からの電力供給が途絶する可能性があることから、事業継続に向け電力の自立化を図るため、これまで自家発電設備の整備を推進してきました。
- 净水場には、電力が途絶し設備が停止すると、多くの機器の点検や動作確認が必要となり、復旧に時間を要する施設があることから、事業継続には、電力供給が途切れない仕組みが不可欠です。

平常時及び停電時の電力供給(イメージ)

<常用発電設備の例>



<瞬時電圧低下補償装置^(※2)の例 >



※1 自家発電設備：日常的に給電する常用発電設備と停電時に稼働する非常用発電設備に分類

※2 瞬時電圧低下補償装置：平常時に商用電源から蓄電池へ充電しておき、停電を検知すると瞬時に蓄電池から送電し、一定時間電力を供給する装置

■具体的な取組

② 自家発電設備の新設・増強

- 大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても、計画一日平均配水量を供給可能な規模の自家発電設備を整備します。
- 净水場や給水所等において、净水処理や送配水に必要となる電力を、非常用発電設備により確保します。
- 高度净水処理など継続的な電力確保が必要な净水場には、非常用発電設備に加え、電力規模などを考慮し、常用発電設備又は瞬時電圧低下補償装置を整備します。
- 自家発電設備の燃料は、72時間運転できる量を可能な限り確保します。



事　項	8年度	9年度	10年度
金町浄水場		施工(13年度完了)	
朝霞浄水場		施工(13年度完了)	
三園浄水場	施工(完了)		
東村山浄水場		施工(11年度完了)	
朝霞浄水場	施工(完了)		
三園浄水場	施工(完了)		
板橋給水所	施工(完了)		
練馬給水所		施工(12年度完了)	

※その他、出力100kW未満の施設も取組の対象



(11) 風水害・降灰対策

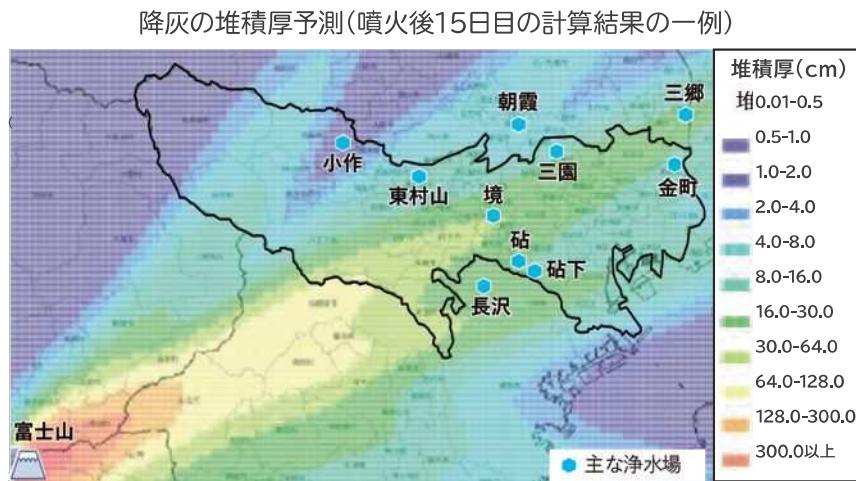
■ 目指す将来像

- 河川を横断する管路の地中化などの風水害対策が進み、河川氾濫による断水リスクが低減されています。
- 火山噴火による降灰等への備えとして、浄水施設の屋内化が進み、降灰による浄水処理への影響が最小限に抑えられています。

<整備目標>

河川横断管路対策率：

令和6(2024)年度末 16% ➡ 令和17(2035)年度末 45%



(出典)中央防災会議 防災対策実行会議 大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ
「大規模噴火時の広域降灰対策について—首都圏における降灰の影響と対策—
~富士山噴火をモデルケースに~(報告)(令和2年4月)」を基に作成

■ 現状と課題

<風水害>

- 水道局が管理する水管橋や添架管は、約2,500か所あり、これらが河川の増水により被害を受けると、復旧に時間を要し、バックアップ機能が確保されていない場合、断水が長期化する可能性があります。
- 浸水想定区域内において、バックアップ機能が確保されていない水管橋等の優先的な地中化を進めてきましたが、関係機関との調整や技術的な検討に時間を要しており、事業の長期化が見込まれています。

<降灰対策>

- 国のシミュレーションをもとに実施した調査・実験では、大規模浄水場では既にろ過池が覆蓋化されていることや高度浄水処理を行うことにより、降灰への対応が十分に可能であることを確認しています。
- 一方、富士山に近い相模川水系の長沢浄水場では、降灰時に水質基準値を超える可能性があることから、水面が開放されている沈殿池にシート型の覆蓋を整備しました。

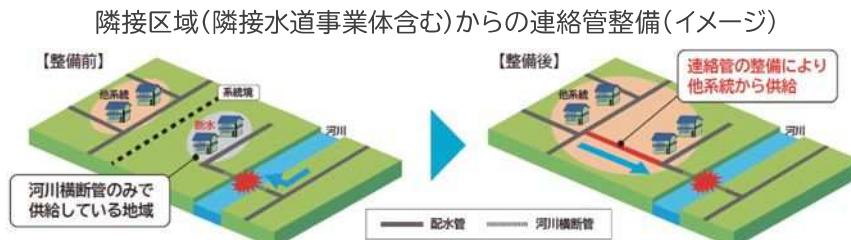


▲令和元年東日本台風による添架管の損傷
(東京都日の出町 玉の内橋)

■具体的な取組

㉑ 河川横断管路の地中化とバックアップルートの確保

- 浸水想定区域内において、バックアップ機能が確保されていない水管橋等を地中化していきます。
- 地中化に長期間を要する場合は、配水系統の変更や隣接区域との連絡管の整備を行うとともに、隣接水道事業体と緊急時に水を融通する連絡管の整備についても検討し、早期にバックアップ機能を確保します。



事項	8年度	9年度	10年度
地中化 (11か所/10年)		施工	
早期のバックアップ機能の確保(9か所/10年)		施工	

㉒ 【再掲】浄水施設の屋内化

- 火山噴火に伴う降灰が発生した場合でも浄水場の機能を維持するため、浄水場の更新等に併せて屋内化していきます。
(詳細はP18参照)

上流部浄水場(仮称)の完成予想図*



*パース図はイメージであり、今後変更される場合があります



(12) バックアップ機能の確保

■目指す将来像

- 大規模地震や突発的な事故が発生し、管路・施設の一部が機能停止した場合でも、複数のバックアップ機能が確保され、他の経路を活用した安定給水が継続できる水道システムが構築されています。
- 地理的条件により、施設整備等によるバックアップ機能の確保が難しい地域においては、応急給水の充実が図られています。

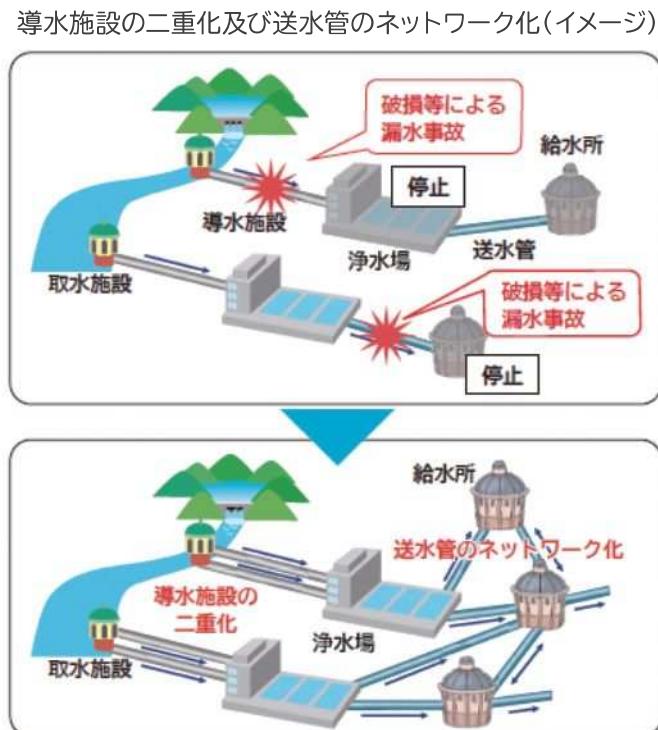
■現状と課題

- 地震や事故等が発生した場合においても、浄水場や給水所など水道施設の被害を最小限にとどめ、可能な限り給水を確保する必要があります。
- このため、浄水場や給水所の施設の耐震化などを進めるとともに、個々の施設が機能停止しても給水を確保できるよう、導水施設の二重化や送水管のネットワーク化を進め、バックアップ機能を強化する取組を推進しています。
- 一方、給水所等において、圧力計等の計装設備のうち、バックアップ機能が確保されていない設備が一部存在し、損傷により送配水に影響が生じるおそれがあります。
- また、土砂災害警戒区域などに位置する施設では、地滑り等様々な事象に對して、導水管等の耐震継手化や送水管の二系統化で被害の未然防止に取り組んでいますが、予防対策だけでは対応が困難です。

■具体的な取組

②【再掲】管路の二重化

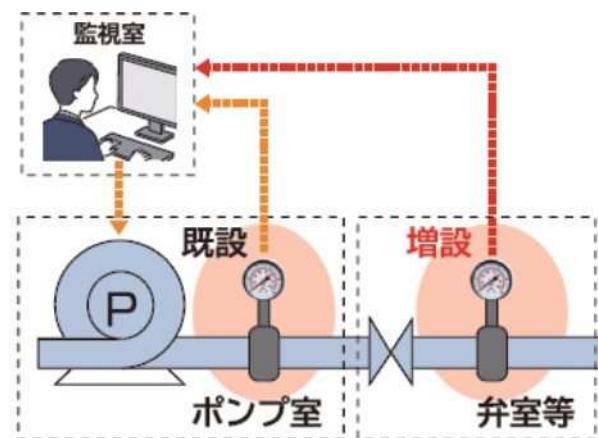
- 導水施設の二重化や送水管のネットワーク化を進め、バックアップ機能を強化する取組を推進していきます。
- 風水害リスクの高い多摩地区の一部で、送水管の二系統化を進めていきます。
(詳細はP16、20、25参照)



③ 計装設備の二重化

- 損傷により送配水に影響が生じる圧力計等の計装設備の二重化を実施します。これにより、被災時に一方の計装設備が損傷した場合でも、自動制御の継続が可能になります。

計装設備(圧力計)の二重化(イメージ)



事 項	8年度	9年度	10年度
計装設備の二重化 (多摩地区7施設)	施工(完了)		

■具体的な取組

㉕ 可搬式浄水設備の導入

- 土砂災害警戒区域などに位置し、地理的な条件から管路の二重化等によるバックアップ機能の確保が困難な施設が停止した場合の応急給水の手段として、可搬式浄水設備を導入します。

可搬式浄水設備のイメージ



(出典)水道技術研究センターHP

事　項	8年度	9年度	10年度
可搬式浄水設備の導入		導 入	

㉖ 【再掲】河川横断管路の地中化とバックアップルートの確保

- 浸水想定区域内において、バックアップ機能が確保されていない水管橋等を地中化していきます。
- 地中化に長期間を要する場合は、配水系統の変更や隣接区域との連絡管の整備を行うとともに、隣接水道事業体と緊急時に水を融通する連絡管の整備についても検討し、早期にバックアップ機能を確保します。
(詳細はP38参照)

添架管の損傷(石川県)



コラム 水道工事について

水道局では、お客さまに安定的に水をお届けするため、施設の更新・耐震化、管路の新設・耐震継手化など、年間を通じて様々な工事を実施しています。

工事中は騒音などにより、お客さまにご迷惑・ご不便をおかけしてしまうこともあります。工事を円滑に進めるためには、お客さまのご理解とご協力が必要不可欠です。

そのため、工事に当たっては、「水道工事のお知らせ」の配布や工事看板の掲出等を通じて、周辺にお住まいのお客さまに、工事内容や問合せ先、断水・濁水の情報や通行規制等について周知するなど、情報提供を行っています。

また、局と工事事業者とが連携しながら、工事の必要性等についても丁寧に説明するとともに、可能な限りの騒音・振動の低減や交通量に応じた路上工事抑制などにより、引き続き、お客さまへの影響を最小限にとどめ、安全かつ早期に工事を終了させるよう努めていきますので、何卒、ご理解とご協力をお願いします。

水道工事のPR

- 工事現場に完成予想図等を掲示し工事の効果をPR
- 工法や工程表等を掲示し進捗などを説明
- 工事現場周辺にお住まいのお客さまや、小学生などを対象とした現場見学会の実施

など



▲工事現場周辺にお住まいのお客さまを対象にした現場見学会

騒音・振動の防止

- 吸音パネル、防音シート等の設置
- 衝撃・振動抑制のための防振マット設置
- 保育園の昼寝時間に配慮した施工時間の調整

など



▲施工時の防音パネル設置

第4 災害発生時の対応力強化

(13) 危機管理体制の充実

■目指す将来像

- 訓練を通じて職員の防災意識の向上と危機対応力の強化が図られており、災害発生時には、各職員が自らの役割を明確に理解し、迅速かつ的確に行動できる体制が整備されています。
- 他事業体等との連携に基づく広域的な受援体制が構築されており、大規模な災害が発生しても、発災直後の混乱が軽減されています。



▲休日発災対応訓練(局内)



▲都総合防災訓練



■現状と課題

- 震災時においても可能な限り給水を確保するため、水道施設の耐震化などの施設整備に加え、年間を通じて体系的かつ網羅的に訓練を実施し、職員の危機対応力の向上に努めてきました。
- 危機対応力は1回の訓練で身に付くものではなく、継続的な訓練の実施と、訓練自体の実効性を高めるため、継続的な内容の見直しが欠かせません。
- また、被災時には、全国の水道事業体からの大規模な救援が不可欠であり、これまで、他事業体と事前に覚書を締結し、連携のための訓練を行うなど、受援体制の強化を図ってきました。
- 被災時には、他事業体から東京都へ多数の給水車が派遣されることから、受援体制の更なる強化に向けて、これらの給水車へ円滑に給水するための体制の整備が必要です。
- さらに、水道局が保有している給水車は、都内で断水が発生した場合の応急給水において重要な役割を果たしますが、現在、運転要員として水道局職員のみが登録されています。水道局から政策連携団体^(※)である東京水道株式会社(以下『東京水道(株)』という。)への業務移転の進展も踏まえ、東京水道グループ全体で、給水車の運用体制を検討していく必要があります。

※政策連携団体:

都と協働して事業等を執行し、又は提案し、都と政策実現に向け連携するなど、特に都政との関係性が高い団体で、全庁的に指導監督を行う必要がある団体

■具体的な取組

②7 訓練等による対応力の向上

- 関係機関とも連携し、自然災害やテロ等、様々な状況を想定した訓練等を実施することで、職員の危機対応力を強化していきます。
- 給水車による応急給水業務の協力に関する覚書を東京水道(株)と締結し、社員を新たに運転要員として登録するなど、東京水道グループ全体で応急給水の体制を強化していきます。



▲給水車の運転訓練



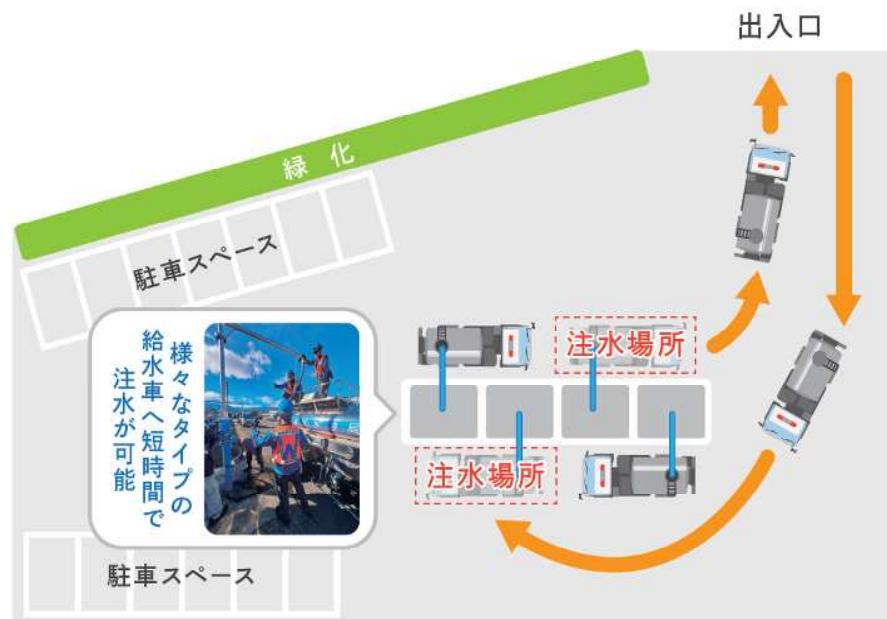
▲高所揚水訓練

事　項	8年度	9年度	10年度
給水車の運転要員の拡充	運用開始	運転要員確保と発災を想定した訓練実施	

②8 受援体制の強化

- 他事業体との受援訓練について、局内の訓練と合同で実施することで、机上では見えにくい現場での課題を明確化し、訓練の実効性を高め、受援体制を強化していきます。
- 多くの給水車の出動準備を円滑に行い、応急給水活動の迅速化を図るために、給水車がバックや転回することなく水の補充が可能となる「ドライブスルー形式」の出動拠点の整備を新たに進めます。
- 発災時に派遣先が確定するまでの間、救援隊が一時的に滞在することができる中継拠点を拡充していきます。

ドライブスルー形式のイメージ図





(14) 応急給水の実効性向上

■目指す将来像

- 大規模な災害が発生した際にも、区市町との連携により、応急給水体制が確保されており、必要とする人や場所に対して十分な水が迅速に届けられています。
- 平常時からの広報活動を通じて、災害時給水ステーション（給水拠点）についての認知度が高まっており、誰もが迷わず利用できるようになっています。
- 災害時給水ステーションの開設情報がリアルタイムで正確に伝わる仕組みが整備され、円滑な応急給水が実現しています。



▲災害時給水ステーション
(給水拠点)の看板



▲シャッター型応急給水施設



▲災害時給水ステーションの開設時(左:給水拠点、右:消火栓)

■現状と課題

- 災害等により断水が発生した場合には、浄水場や給水所、公園などの給水拠点や避難所といった「災害時給水ステーション」で応急給水を行います。
- 「東京都地域防災計画」において、住民等への応急給水は、区市町の役割とされていることから、水道局では、給水拠点での拠点給水訓練や、避難所に設置された応急給水栓・給水槽に関する講習会等を通じて、区市町職員の対応力向上を図ってきました。
- 今後も、訓練や講習会等の積極的な実施により、より一層、実効性のある体制を構築していく必要があります。
- また、災害等による断水時に、情報が確実に伝わるよう、SNSなどを活用し、最寄りの災害時給水ステーションの場所を発信する取組を進めてきました。
- こうした取組を通じて、給水拠点については、一定程度の認知度はあるものの、災害時に誰もが円滑に応急給水を受けられるようにするには、更なる認知度向上に向けた継続的な取組が必要です。
- さらに、局や区市町などの応急給水に携わる職員がリアルタイムで給水拠点の開設情報を共有できる機器を導入しました。この情報を、より迅速かつ正確に発信する仕組みの整備が必要です。

■具体的な取組

②9 区市町との連携強化

- 給水拠点における訓練などの取組を継続するとともに、避難所に設置された応急給水栓等の使用方法などについて「出前講習会」や訓練を実施します。
- 避難所における応急給水栓の整備を拡充し、必要な応急給水資器材を貸与することで、災害時の水の確保と避難者への効率的な水の供給を可能とする環境を整備します。



▲区職員向けの応急給水槽開設の講習会



▲市町職員等に向けた講習会



▲スタンドパイプによる応急給水



▲4口の蛇口を備えた資器材を設置

③0 応急給水に関する認知度の向上

- 平常時から、応急給水に関する認知度向上を図るため、給水拠点の場所や応急給水の方法等を分かりやすく伝えていきます。

<具体的な取組>

- ホームページ、東京都水道局アプリ、SNSなど様々な広報媒体を活用した幅広い世代に向けた広報
- 区市町のイベントへの参加、広報ブースへの出展、住民参加型の応急給水訓練等の実施



▲町広報誌に掲載された記事



▲市町イベントでの能登半島地震を踏まえた住民講話



▲区の防災イベントにおけるブース出展

③ 発災時の情報発信の迅速化・強化

- 発災時は、災害時給水ステーションの開設情報を様々な媒体を活用しながら、迅速かつ分かりやすく伝えています。

<具体的な取組>

- 東京都水道局アプリと、都や水道局が災害時に使用するシステムとのデータを連携し、給水拠点の開設情報をリアルタイムで提供

災害時給水ステーションの確認方法

・東京都水道局アプリ

東京都水道局アプリでは、最寄りの給水拠点の場所や災害時の開設情報を確認することができます。

・東京都防災アプリ

防災マップで、災害時給水ステーションの場所や避難所の位置情報を確認できます。



事項	8年度	9年度	10年度
発災時の情報発信の迅速化・強化	各システム間の連携開始	データ連携の継続	

コラム 断水時に水を配る場所「災害時給水ステーション」

災害等で断水したときは、災害時給水ステーションで水をお配りします。日頃から、お住まいの近くのステーションを確認しておきましょう。



給水拠点



浄水場や給水所のほか、公園や学校の校庭の下に水を貯めておく応急給水槽(※)など、都内213か所に給水拠点を開設します。

避難所



給水拠点での応急給水を補完するため、区市町の開設する避難所に設置された避難所応急給水栓などでも応急給水を行います。

(※)応急給水槽

応急給水槽は水道管とつながっており、水が入れ替わることにより、常に新鮮な水が供給されます。発災時は水の出入りを止め、貯留された水により応急給水を行います。





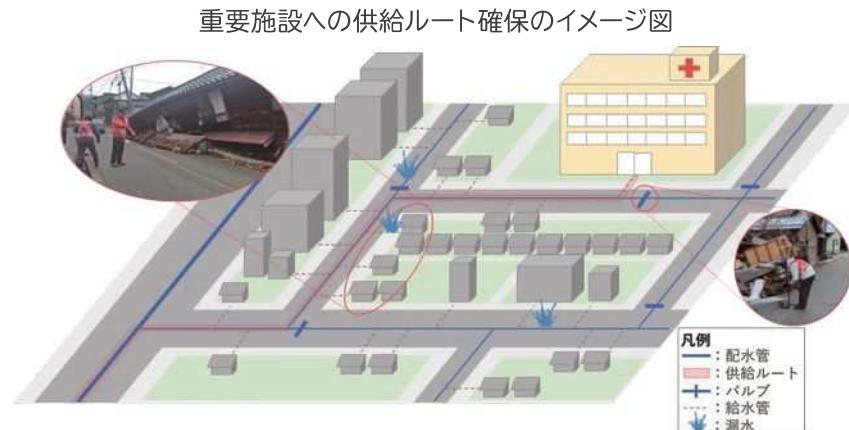
(15) 応急復旧体制の充実

■ 目指す将来像

- 災害時に重要施設への供給ルートを早期に確保するため、デジタル技術も活用した応急復旧の効率化・迅速化が図られています。
- 応急復旧に必要なスキルや経験を持つ水道工事事業者が十分に確保されています。
- 給排水設備の修繕に関する情報が都民に提供されており、給水装置も含めた応急復旧の迅速化が図られています。

■ 現状と課題

- 災害時には、首都中枢機関などの重要施設への供給ルートを早期に確保するため、漏水箇所の特定・止水や、通水等の応急復旧作業が必要となります。
- 水道局では、配水施設や給水装置のバルブ等の位置情報を、建物や境界石等を基準に管理していますが、能登半島地震では、建物の倒壊によりバルブ等の位置特定が困難となる事例が発生し、通水作業が難航しました。都においても同様の状況が想定されるため、位置特定が容易となる効果的な手法が必要です。
- また、配水管が復旧しても給水装置や排水設備(下水道)の復旧が遅れることで水道が利用できない、という課題も顕在化しました。
- 首都直下地震のような大規模災害が発生した場合には、上下水道の復旧を一体的に進める必要がありますが、水道局が行っている情報提供は、給水装置の修繕を行うことができる事業者の情報が中心となっています。
- さらに、復旧作業には、水道工事事業者の存在が不可欠であり、これまでにも被災地支援などにおいて連携体制を築いてきましたが、必要なスキルや経験を有する事業者は減少傾向にあり、復旧体制の維持に向けた人材確保・育成が急務となっています。

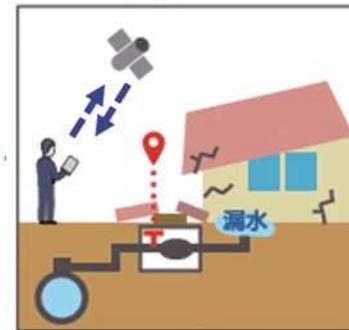


■具体的な取組

③ 復旧作業の効率化・迅速化

- 重要施設への供給ルートを早期に確保するため、関連する配水施設や給水装置のバルブ等の位置情報を衛星測位の技術を活用し、絶対座標データで管理します。
- 地図アプリ等を用いて、速やかにバルブ等の位置を特定することで、復旧作業の効率化を図っていきます。
- 令和10年度までに、まずは、多摩地区における重要施設(救急医療機関等)への供給ルートで座標データを取得するとともに技術動向の把握や検証を行い、運用管理の方法を確立していきます。

衛星測位システムの活用(イメージ)



衛星測位により位置特定を迅速化

事 項	8年度	9年度	10年度
衛星測位システムの活用 ^(※)	22施設 (計44施設)	29施設 (計73施設)	20施設 (計93施設)

※7年度までに22施設座標取得済

④ 水道工事関連団体との連携強化

- 水道工事関連団体が独自で行う訓練に対し、積極的に協力するとともに、支援を充実させていきます。
- 発災時に都内の指定給水装置工事事業者が不足した場合でも、他事業体が指定した工事事業者を含め、必要な事業者数を確保し、修繕のスピードアップを図ります。
- お客さまが給水装置と排水設備の修繕を一体的かつ早期に行えるよう、対応が可能な事業者を周知するなど、修繕案内に関する情報へのアクセス性を向上します。



▲工事関連団体の訓練風景

災害時用HPのトップページ

- 通水状況
- 災害時給水ステーション
- 漏水等修繕対応事業者一覧

<修繕業者一覧>		
業者名	住所	排水設備修繕
○○設備	千代田区	●
○○水道	新宿区	-

排水設備修繕の可否情報を追加

▲修繕案内情報のイメージ

III

お客さまとつながる水道

「『地域の共有財産』である水道」を将来に引き継いでいくため、
お客さまとの双方向のコミュニケーションを積極的に行い、
いただいた声を適切に事業に反映させていきます。

III お客さまとつながる水道

第5 お客さまとともに歩む水道

(16) 双方向コミュニケーションの充実

■目指す将来像

- お客さまとの双方向コミュニケーションを通じて、お客さまの水道事業に対する理解が深まっており、「水道は地域における共有財産」であるという意識が醸成されています。
- 水道サポーターの協力を通じて、水道事業に関する情報が地域等へ浸透しています。
- お客さまの声の分析を通して、お客さまニーズを的確に事業運営に反映しています。

■現状と課題

- 水道事業を将来にわたり安定的に運営していくためには、水道施設の維持管理や更新に必要な財源が水道料金で賄われていることや事業の状況など、水道サービスに関する情報をお客さまに適切に伝え、ご理解をいただくことが重要です。
- そのため、水道事業者は、お客さまに分かりやすく情報発信をするとともに、お客さまから頂いた意見を適切に事業に反映する体制を構築し、「水道は地域における共有財産」であるという意識の醸成を図る必要があります。
- 水道局では、これまでも、各種広報活動や、お客さまとの双方向コミュニケーションを通じて、水道事業に対する理解の促進やニーズの把握、事業への反映に努めてきました。
- 令和3年度からは、局とお客さまが対話し、水道事業への理解を深めたお客さまからご意見等をいただく「水道サポーター」を開始し、双方向コミュニケーションを進めてきました。
- しかし、局とお客さまとが「水道は地域における共有財産」という共通理解を持つためには、双方向コミュニケーションを更に充実させていくことが不可欠です。



■具体的な取組

③ 水道サポーターの拡充

- 各サポーターの交流会への参加を、これまでの1回から複数回に増やすとともに、現場体験や施設見学等も実施し、サポーターの水道事業への理解の深化や、局職員との意見交換の活発化を図り、多様なご意見やご提案をいただき、事業運営に反映していきます。
- 若者を対象とした交流会を新たに開催し、参加したサポーターとともに、若者向け広報素材を共創します。この広報素材を若者の身近な情報源であるSNS等で発信することで、若者の水道事業への理解の促進につなげていきます。



▲水道サポーター交流会の様子

⑯ お客様の声の事業への反映

- お客様のニーズを更に掘り下げるため、様々な手法でアンケートを実施し、多種多様なお客様の声を収集します。
- サポーターのご意見やアンケートの結果等を、効率的に集約及び分析し、局事業の評価や改善につなげていきます。
- 局の取組に対し、簡易かつ短期間でご意見をいただきたい場合は、東京都水道局アプリを活用したアンケート調査を実施し、お客様の声をより迅速に事業へ反映していきます。

アプリ画面(イメージ)



コラム 事業運営反映例

皆さまからいただいたご意見やご提案は、水道局内の関係する部署で共有し、事業運営に活用しています。

こちらでは、これまでの事業運営への反映例を紹介します。



③ 多様な広報施策の展開

- 広報戦略や事業効果の検証に基づき、毎年度、広報施策の方針や重点広報項目等を定めた広報計画を作成し、その時々の情勢やお客さまの声の分析結果等に応じた多様な広報施策を展開していきます。
- 発信に当たっては、年齢層などの属性に応じた内容や手法とするなどの工夫を行っていきます。

<主な取組>

● 水道キャラバン

水道への関心や理解を深めていただくため、学校への出前授業などを実施しています。映像やクイズ、浄水処理実験等を通じ、直接お客さまに水道事業の取組等を紹介します。

● 水道なんでも相談

商店街や街のイベント等に街角相談会を設置し、水道局の営業所職員等が水道に関する相談事に対応します。



▲水道キャラバン



▲水道なんでも相談

● 迅速・効果的な情報発信

ホームページやSNSに加え、東京都水道局アプリを広報に活用し、緊急性が高い情報や、お客さまに身近で価値のある情報を発信します。

● Tokyowater Drinking Station(DS)を活用したPR

ホームページでDSマップを公表し、日常的な水道水の飲用や、環境配慮行動を促進していきます。

また、猛暑により熱中症のリスクが高まっている中、区市町とも連携し、いつでも冷たい水道水が飲めるDSの利用促進・認知度向上を図ります。



▲アプリを利用した情報発信のイメージ図

イベントの情報や、大規模災害、渇水・節水に関する情報などを発信



▲シンボリックなDSの設置例
(東京国際フォーラム)



▲DS(飲み口型)

第6 お客様サービスの向上

(17) デジタル窓口の整備推進

■目指す将来像

- お客様の手続は、東京都水道局アプリやWebを基本とした申込みに切り替わり、時間や場所にとらわれずにデジタルで完結することで、お客様サービスが更に向上去っています。
- アプリは、原則、全てのお客さまが利用し、お客さまと水道局とをつなぐ重要な「窓口」になっています。

全ての手続がデジタル化された水道局のイメージ図

お客様の手続はデジタル完結
アプリが水道局の窓口に



■現状と課題

- 水道局では、これまで、社会情勢の変化やお客様ニーズに応じて、インターネットによる手続やスマートフォンを活用したキャッシュレス決済など、デジタル技術を活用したお客様サービスの向上に取り組んできました。
- 令和4年10月には、東京都水道局アプリを導入し、スマートフォン等で水道の使用開始・中止などの申込みが簡単に行える環境を整備しました。
- アプリのユーザー数は令和7年12月末時点で約258万人に達し、そのうち9割超のユーザーが検針票や請求書を電子形式で受け取り、また、水道料金支払のキャッシュレス比率は約8割に達するなど、ペーパーレス・キャッシュレスが高い水準で定着しています。
- 一方で、デジタルでの手続申込みの割合は約4割、中でも水道の使用開始・中止のデジタル申込みは2割台と低い水準にとどまっており、電話やFAXが依然として多く利用されています。
- これは、アプリで手続を行えるのが、原則、契約者本人に限定されていることや、アプリからは複数の水道契約の手続が一度に行えず、不動産会社や管理会社等の事業者にとって利用しづらい点が要因と考えられます。



③ デジタル窓口の拡充

- 水道の使用開始・中止手続については、令和9年度に予定している次期アプリのリリースに合わせて、契約者本人以外も申込みできる機能を追加するほか、不動産会社や管理会社等向けの専用申込フォームを新設することで、デジタル申込みを拡充します。
- また、「使用者名義変更の届出」等、比較的件数の少ない手続についても、オンライン申込みの窓口を設けることで、より多くのお客さまがデジタル申込みを利用しやすい環境の整備を進めます。
- これらの取組により、「手続のデジタル化率^(※)」について、令和10年度末までに50%を目指します。

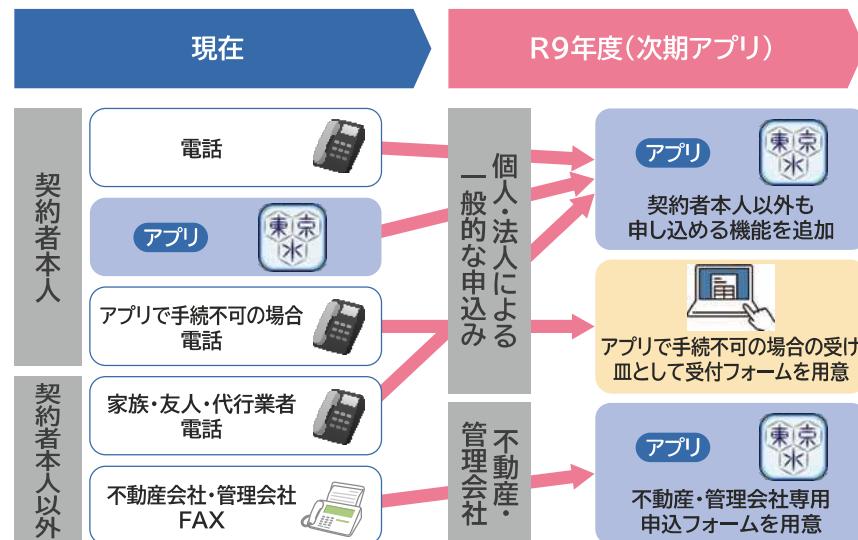
※手続のデジタル化率:

受付手続の総数に対して、アプリなどのデジタル手段により受け付けた件数が占める割合を指す、水道局独自の指標

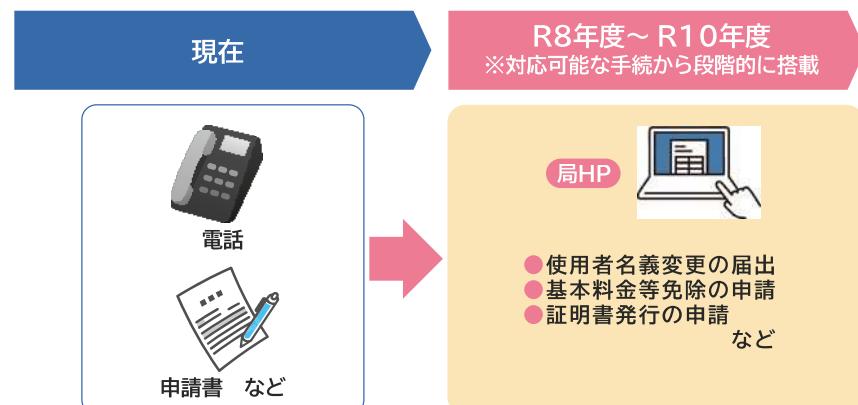
(算出式:デジタル手段により受け付けた手続件数 ÷ 受け付けた手続総数)

事 項	8年度	9年度	10年度
水道の使用開始・中止手続のデジタル化 (申込対象拡大)	構築	リリース	継続
その他手続のデジタル化	構築・リリース	順次拡大	順次拡大

水道の使用開始・中止手続のデジタル化(イメージ)



その他手続のデジタル化(イメージ)



③ 東京都水道局アプリの機能拡充

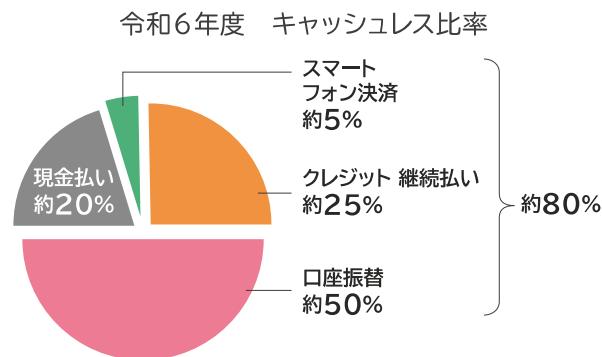
- より多くのお客さまに東京都水道局アプリを利用いただけるよう、次期アプリのリリースに合わせて、より簡単に利用の開始が可能となる仕組みを導入するとともに、ユーザー価値を高める新たなコンテンツを追加します。

<主な取組>

- 会員登録手続について、例えば、水道局が発行した仮のID・パスワードで登録できるなど、より簡単な登録方式の導入
- スマートメータ設置済みのお客さま向けコンテンツとして「標準的な世帯の使用水量との比較ができる節水支援機能」の実装

④ キャッシュレス・ペーパーレス促進

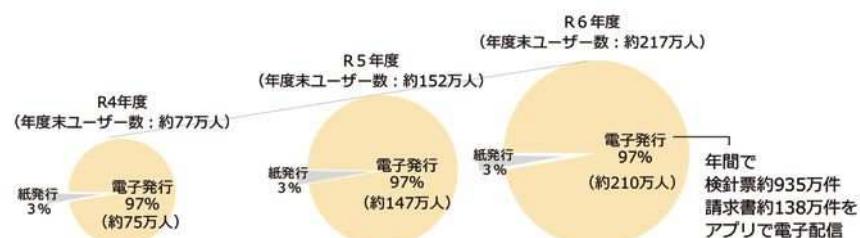
- 東京都水道局アプリの利用者拡大を通じて、キャッシュレス・ペーパーレスを一層促進していきます。



ペーパーレス比率の推移

・アプリリリース以降、一貫してユーザーの97%が検針票・請求書を電子で受け取り

事 項	8年度	9年度	10年度
会員登録手続の簡素化	構築	リリース	継続
新機能の実装	構築	リリース	継続



コラム 水道局のPR施設

奥多摩 水と緑のふれあい館



水と緑と奥多摩を再発見し、人と自然について考え、都市と水源地との交流を図る場所です。奥多摩の自然と歴史、水の大切さやダムの仕組みなどを分かりやすく紹介しており、360度シアターでは没入感あふれる映像を楽しむことができます。

- 所在地 西多摩郡奥多摩町原5番地
- 電 話 0428-86-2731
- 交 通 JR 青梅線奥多摩駅前から「奥多摩湖」「鴨沢西」「丹波」「小菅の湯」「峰谷」又は「留浦」行きバス約20分
奥多摩湖バス停下車すぐ
※周辺に無料駐車場あり



東京都水道歴史館



江戸上水開設から現在に至る400年余りの水道の歴史を展示しています。江戸時代の人々と上水との関わりや近代から現在までの水道事業の取組を、子どもから大人まで楽しみながら学ぶことができる施設です。

- 所在地 文京区本郷二丁目7番1号
- 電 話 03-5802-9040
- 交 通 JR 中央線・総武線
御茶ノ水駅
地下鉄丸ノ内線・大江戸線
本郷三丁目駅
各駅下車徒歩約8分



東京都水の科学館



水の不思議と大切さを科学の視点で紹介し、楽しくながら水と水道への興味を深めることができる体感型ミュージアムです。実際に稼働している有明給水所を探検する「アクア・ツアーア」もあり、ふだんは決して見ることのできない地下に設置された巨大な水道施設を間近で見学することができます。

- 所在地 江東区有明三丁目1番8号
- 電 話 03-3528-2366
- 交 通 ゆりかもめ 東京ビッグサイト駅
りんかい線 国際展示場駅
各駅下車徒歩約10分
都バス 武蔵野大学前下車
徒歩約5分



IV

将来を見据え進化する水道

事業環境が大きく変化する中でも、10年、20年先を見据え、
水道事業を進化させていきます。

IV 将来を見据え進化する水道



第7 環境に配慮した事業運営

(18) 脱炭素に向けた設備整備

■目指す将来像

- 安全でおいしい高品質な水の安定供給を確保しつつ、CO₂排出量の削減を図り、環境保全と良好な事業経営とを両立することで、持続可能な水道事業を実現しています。

<整備目標>

太陽光発電設備の出力合計:

令和6(2024)年度末 9,816kW ➔

令和11(2029)年度末 10,000kW以上

小水力発電設備の出力合計:

令和6(2024)年度末 2,561kW ➔

令和11(2029)年度末 2,700kW以上

水道事業の各工程における主な環境への影響

取水・導水
●ポンプ等の運転による電力の使用

浄水
●設備の運転による電力の使用
●再生可能エネルギー(太陽光・小水力)の発電

送水・配水・給水
●ポンプ等の運転による電力の使用
●再生可能エネルギー(太陽光・小水力)の発電



■現状と課題

- お客さまに水道水をお届けするためには、ポンプの運転などに多くの電力が必要であり、水道局は都内で使われる電力の約1%に相当する年間約8億kWhを消費するなど、環境に少なからず影響を与えています。
- 水道局では、2004(平成16)年度以降、独自に環境計画を策定し、省エネ型ポンプ設備の導入による使用電力量の削減、太陽光発電設備や小水力発電設備の導入による再生可能エネルギーの利用拡大など、環境負荷の低減に継続的に取り組んできました。
- 一方、世界的な気候危機は深刻化しており、自然災害の脅威が高まる中、SDGsやパリ協定の採択、CO₂排出量の実質ゼロへの挑戦といった世界の動きを受け、日本でも2050年までのカーボンニュートラル実現に向けて、地方公共団体や事業者レベルでの自律的な取組が求められています。
- 都はエネルギーの大消費地としての責務を果たすべく、2030年カーボンハーフ、2050年ゼロエミッションを宣言し、これまで以上に気候変動に取り組む姿勢を世界に示しています。
- 水道局も都の一員として、カーボンハーフの実現を目指し、より一層、CO₂排出量の削減に向けた取組を推進する必要があります。

■具体的な取組

④ 再生可能エネルギーの利用拡大

- ①過池や配水池の上部空間などを有効活用し、太陽光発電設備を積極的に導入するとともに、発電効率が低下している太陽光パネルの更新を行います。
- 貯水池と浄水場との高低差や、給水所の配水池入口の余剰圧力を活用し、小水力発電設備を積極的に導入していきます。
- また、再生可能エネルギー利用割合の高い電力を調達することにより、使用電力に占める再生可能エネルギー利用割合を向上させ、CO₂排出量を削減します。



▲配水池上部の太陽光発電設備
(東村山浄水場)

コラム 新技術の活用に向けた検討

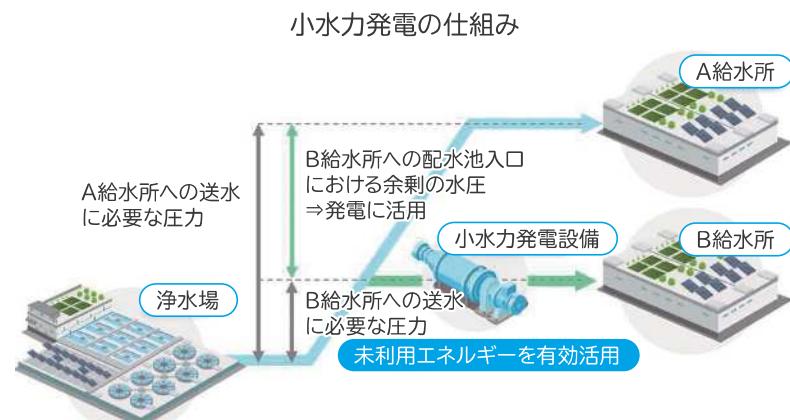
Airソーラー(次世代型太陽電池)は、従来のシリコン系太陽電池に比べ、薄く軽いため、設置可能な場所が広がるなど、今後の普及拡大が期待されています。こうした新技術・手法の将来的な活用も検討していきます。



▲Airソーラー

事 項 ^(*)		8年度	9年度	10年度
太 陽 光 発 電	和田堀給水所 (50kW)	施工(完了)		
	金町浄水場 (390kW)		施工(完了)	
	柴崎給水所 (60kW)			施工(完了)
小 水 力 発 電	有明給水所 (50kW)		施工(完了)	
	第一板橋給水所 (125kW)			施工(完了)
	砧浄水場 (54kW)			施工(11年度完了)

※()内のkW数は計画値



④ 省エネルギー化の推進

- 浄水場や給水所等のポンプ設備を新設・更新する際には、エネルギー効率が最適な機器を選定し、令和7年度から11年度の5年間で30台以上の省エネ型ポンプ設備（インバータ制御方式）を導入していきます。
- 省エネ型ポンプ設備の導入を通じて、水道水の安定供給を確保しつつ、環境負荷の低減に努めています。
- こうした取組に加え、エネルギー消費の少ない送配水ルートへの水量配分により、省エネルギーを考慮した水運用を推進します。

省エネ型ポンプ設備の導入

事 項	8年度	9年度	10年度
和 田 堀 給 水 所	施工（完了）		
金 町 浄 水 場		施工（完了）	
淀 橋 給 水 所		施工（完了）	
芝 久 保 給 水 所		施工（完了）	
柴 崎 給 水 所		設計・施工（完了）	
水 元 給 水 所		施工（11年度完了）	
上 井 草 給 水 所		施工（11年度完了）	
三 郷 浄 水 場		施工（13年度完了）	

④ 水素の活用

- 中長期的な燃料の脱炭素化に向け、水素を燃料とする燃料電池自動車等のモビリティの利用を進めていきます。
- また、三園浄水場に新たに開設する実験施設へ電力供給可能な水素燃料電池を導入するなど、将来的な水素の活用に向けた取組を進めています。

将来的な水素の活用イメージ



事 項	8年度	9年度	10年度
三園浄水場への水素燃料電池の導入	設計・施工（完了）		



(19) 豊かな水と緑の保全

■目指す将来像

- 健全な水循環の形成に寄与するとともに、緑を守り、生物多様性にも配慮した事業を展開しています。
- 玉川上水の保全などにより、都市部における水と緑のネットワーク形成に貢献しています。

コラム 玉川上水の歴史

玉川上水は、承応3(1654)年に造られた江戸時代の上水道で、江戸の発展と人々の暮らしを支えるとともに、武蔵野台地に豊かな水と緑をもたらしました。

明治時代以降も水道施設として使用されましたが、昭和40(1965)年の淀橋浄水場廃止後は一部を除き通水が途絶えました。その後、都の清流復活事業により水の流れが復活し、平成15(2003)年には、歴史的価値を有する土木施設・遺構として国の史跡に指定されました。



▲昭和前期の羽村取水堰の様子



▲昭和8(1933)年頃の玉川上水路の様子



■現状と課題

- 水道事業は貴重な天然資源である水を用いて事業活動を展開しています。このため、水道水源林や玉川上水の保全整備を通じ、健全な水循環と豊かな緑の保全に取り組んできました。
- しかし、気候変動による豪雨の発生など、森林を取り巻く環境は大きく変化しています。また、玉川上水では、台風等による倒木や、ナラ枯れによる樹木被害など新たな課題が発生しています。
- このような変化にも適切に対応しながら、豊かな水を育む健全な水循環を次世代に引き継いでいく必要があります。



▲玉川上水の様子
(左:堂橋下流(羽村市)／右:上水小橋(立川市・小平市))



■具体的な取組

④【再掲】水道水源林の適正管理・保全

- 生物多様性にも配慮しながら、計画的な森林の育成・管理を行い、水道水源林が持つ多面的な機能の向上を図っていきます。
(詳細はP8参照)



▲鷄冠山から見た水道水源林



▲優雅に空を飛ぶクマタカ



▲大菩薩周辺にひそむキツネ



▲奥多摩の千本ツツジ

④ 玉川上水の保全

- 「史跡玉川上水保存管理計画」及び「史跡玉川上水整備活用計画(改定版)～江戸の史跡を守り 未来へつなぐ～」に基づき、水路及び法面の保全と景観等に配慮した維持管理を行い、「快適な水と緑の空間」として玉川上水を適切に保全していきます。
- 豊かな自然を感じられるよう、玉川上水沿いを散策するイベントを開催します。



保護工事施工前



保護工事施工後



緑化状況

▲玉川上水保全に係る取組(法面保護工事)の例

コラム 史跡玉川上水保全に係る計画

水道局は、長期的な指針である「史跡玉川上水保存管理計画」と、中流部(小平監視所から浅間橋まで)を対象とした「史跡玉川上水整備活用計画」を策定し、管理を行ってきました。

このうち整備活用計画については、整備の継続、新たな課題への対応のため、令和7(2025)年1月に改定しました。



▲整備活用計画
(改定版)

コラム 外濠浄化プロジェクトの推進

東京都では、歴史的財産である外濠^(※1)の水質改善を進め、都心で働く人々に癒しの場を提供するとともに、品格ある景観の形成により地域全体の活性化を図り、「水の都」東京を甦らせる「外濠浄化プロジェクト」を進めています。

本プロジェクトでは、事業所管局である都市整備局をはじめ府内で役割を分担しており、水道局は施設整備(設計・施工)の一部を担っています。

※1 対象:外濠3濠(市ヶ谷濠、新見附濠、牛込濠)《東京都千代田区、新宿区》

図1 外濠の現状と浄化のイメージ^(※2)



アオコ発生状況



外濠水辺再生



魅力あるまちづくり

現状の外濠の水辺空間は、「閉鎖性水域」という特性からアオコが大量発生しています。そのため、恒久的な水質改善対策として、浄化用水の導入により濠水の滞留を防止して、アオコの大量発生を抑制するため、導水に必要な施設を整備していきます。

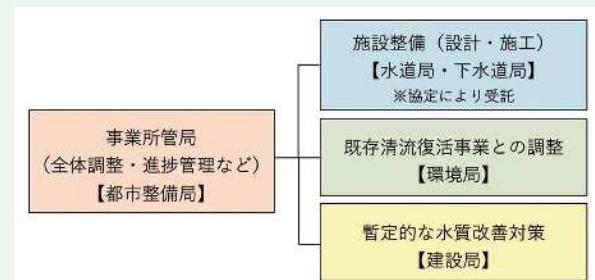
水道局では、既存施設を最大限活用しながら、施設の改良や導水路の新設などに取り組んでいきます。



東京都都市整備局ホームページ

(画像の出典)「未来の東京」戦略 version up2022(R4.2)

図2 庁内役割分担のイメージ^(※2)



※2(出典)外濠浄化に向けた基本計画(令和4年5月)



第8 スマート水道の実現

(20) DX推進・新技術の活用による水道事業の進化

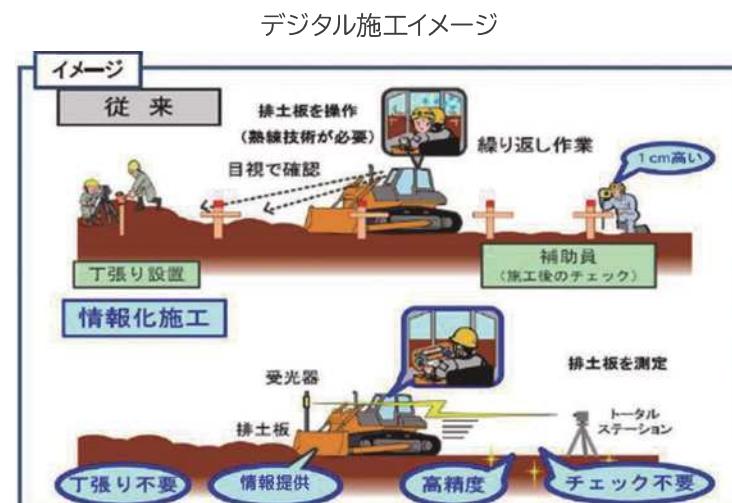
■目指す将来像

- AI等の新技術が水道事業の様々な場面で使われるようになり、さらに業務の実施方法そのものも抜本的に見直されるなど、水道事業が進化しています。
- 業務が効率化・高度化し、お客さまサービスも向上した「スマート水道」が実現しています。



■現状と課題

- 水道事業を取り巻く環境が大きく変化し、東京水道グループにおける人材確保がより厳しさを増すことが見込まれる中においても、安定的に事業を継続していくためには、少数の職員・社員による業務遂行が不可欠です。
- これまでも、デジタル技術を活用した工事施工や、ドローンによる監視・点検などを行ってきましたが、今後は、DXや新技術の活用をこれまで以上に推進することに加え、既存業務のBPRなどにより、更なる業務の効率化・高度化に取り組んでいく必要があります。
- また、気候変動に伴う原水水質の変化や、今後の大規模浄水場の更新を見据え、新たな知見を活用した浄水システムの効率化の取組も重要となります。



■具体的な取組

④ 業務の効率化に向けたDX推進

- 「スマート水道」の実現に向け、既存の維持管理業務や内部事務も含め、局事業全般でDXやBPRの視点を踏まえた取組を展開していきます。

<主な取組>

●二次元コードを利用した固定資産現物照合

水道局では、施設や設備など多数の固定資産を保有しており、これらの適正管理のため、現物と固定資産台帳情報に差異がないか確認を行う「現物照合」を実施しています。

現在、固定資産に貼付された管理番号を目視で確認した上で、紙の台帳情報と照合しており、照合に時間を要しています。

このため、固定資産に二次元コードを貼付し、タブレット等で読み取り、クラウド上の台帳情報と照合することで、現物照合の効率化に加え、ペーパレス化を推進します。

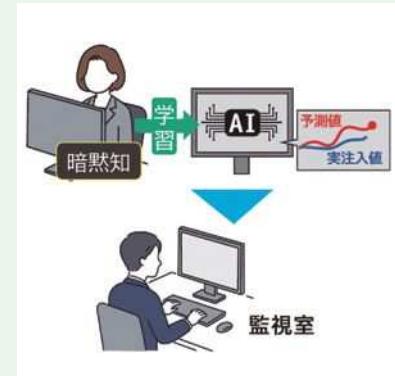
二次元コードを利用した固定資産現物照合の効率化



●AIを活用した薬品の自動注入

これまで、三園浄水場において、AIにベテラン職員の経験による注入実績を学習させたAIガイダンス機能を令和5年度から運用し、その後、定期的なモデル更新を実施してきました。今後、三園浄水場の導入効果を踏まえた上で、令和9年度に朝霞浄水場でAIの運用を開始し、薬品の自動注入を目指していきます。

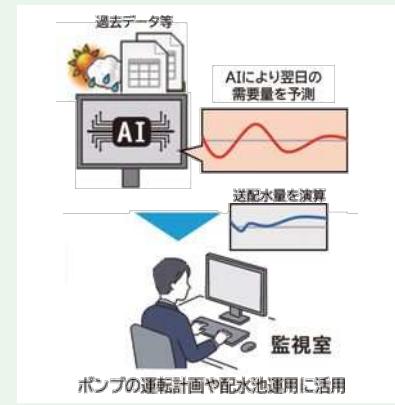
AIを活用した薬品の自動注入



●AIを活用した送配水量予測

現在は、職員が経験に基づき過去の配水傾向や天気、曜日などの条件をもとに送配水量を予測しています。令和9年度にAIを活用した送配水量予測の機能を導入し、令和10年度から経験の浅い職員を支援していきます。

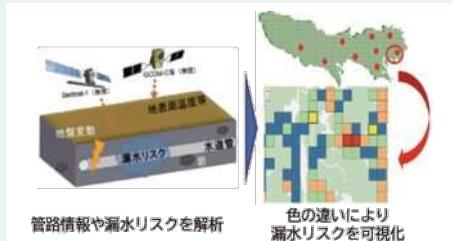
AIを活用した送配水量予測



●人工衛星データやAI等を活用した漏水調査

これまで蓄積してきた、漏水情報等の既存データや交通量等のオープンデータに加えて、衛星による地表面の温度や変化に関するデータを一元的に集約し、AIに漏水発生リスクの高いエリアを抽出させることで、漏水調査の効率化を目指していきます。

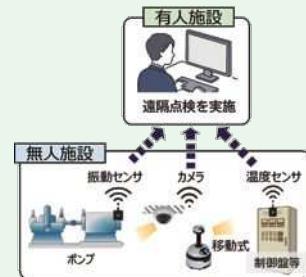
衛星データ等を活用した漏水調査



●センシングを活用した遠隔設備点検

カメラや温度センサ、振動センサ等のIoT機器を活用し、令和8年度から、有人施設で無人施設の設備点検を遠隔で行うことにより、点検の効率化を図っていきます。

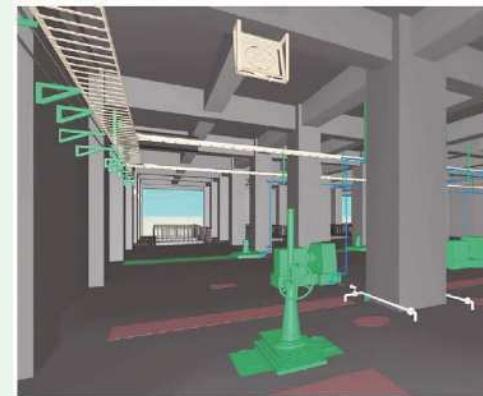
センシングを活用した遠隔設備点検



●3Dモデルを活用した工事

これまででは二次元図面により工事を行ってきましたが、柱、壁、配管等を三次元モデルを用いて可視化することで、図面照査作業の効率化や関係者間の合意形成の迅速化につなげていきます。

3Dモデルを活用した工事



(出典)国土交通省「BIM/CIM活用ガイドライン」

④ 新たな実験施設の整備

- 産官学が連携して浄水システム等の課題解決に挑戦する実験施設を三園浄水場に整備します。
- 荒川の原水を利用した実際の処理に近いフローで、新たな浄水処理技術の検証や、運転管理の効率化など現場課題に即した技術開発に向けた調査実験を令和10年度から開始します。
- 得られた成果や知見を今後の浄水場の更新に反映するとともに、国内外に積極的に発信して水道業界の技術発展にも貢献していきます。

水処理実験を行う実験プラントのイメージ



実験施設の外観イメージ



屋外実験フィールド側



事　項	8年度	9年度	10年度
実験施設の整備	施工(完成)		

(21) スマートメータの活用促進

■ 目指す将来像

- スマートメータが全戸に導入され、お客さまサービスの向上や行政課題の解決に活用されています。
- スマートメータの活用を通じて、高度化・最適化された水道システムが実現し、効率的な維持管理や事故・災害への迅速な対応などが実現しています。



■ 現状と課題

- 水道局では、デジタル技術を活用したお客さまサービスの向上や将来を見据えた業務の効率化、安定的な事業運営等を目的として、「水道スマートメータ先行実装プロジェクト推進プラン」を令和4年6月に策定し、令和4年度から6年度までの3年間で約13万個のスマートメータを先行導入し、通信方法やお客さまサービス等の検証を進めてきました。
- 検証の結果、自動検針による業務の効率化、漏水の早期発見など、お客さまサービスの向上や事業運営への活用に資する取組であることが確認できました。これらの成果を踏まえて、令和7年度から10年度までの設置方針や取組の方向性を整理した「水道スマートメータ実装方針」を令和7年3月に策定しました。
- この方針では、更なるスマートメータの導入拡大に加え、データ利活用の検討やお客さまサービスの向上等に取り組み2030年代の全戸導入に向けた取組を加速していくこととしています。
- スマートメータの導入拡大に当たっては、現行の機械式メータに比べて高価であることから、引き続きコスト削減を推進していく必要があります。
- また、スマートメータから得られたデータの活用についても、全国的に事例が乏しく、標準的な活用手法が確立されていないため、試行段階にあります。

■具体的な取組

④7 スマートメータの導入拡大

- 「水道スマートメータ実装方針」に基づき、令和7年度から10年度までの4か年で、約100万個のスマートメータを新築住宅や公共施設等に導入します。
- 令和11年度以降は、順次スマートメータへ着実に切り替え、2030年代の全戸導入を目指していきます。

令和7年度から令和10年度までの設置方針

設置場所	設置個数	導入の考え方
新築住宅等	46万個	新たにメータを取り付ける場合は当初からスマートメータを設置
検針困難箇所	21万個	大口径や山間部などの検針困難箇所で円滑な検針を実現
都施設	32万個	都営住宅、病院、文化施設などについて全戸設置を完了
公共施設 (学校、公園等)	0.6万個	無人となり漏水等に気づきにくい学校や公園等へ設置

事 項	8年度	9年度	10年度
導 入 拡 大	約 1 0 0 万 個 設 置 (令和7年度からの4年間)		

④8 普及拡大に向けた取組

- 全戸導入に向けてコスト削減を推進するため、メータと通信機器が一体となった一体型スマートメータや、電子式メータ(仕様緩和型)の試行導入を進めていき、製造体制や価格の動向を見ながら導入数を拡大していきます。
- また、新たな通信方式や、通信契約の導入に取り組むことで、更なるコストの低減を図っていきます。
- さらに、検定有効期間の延長に向けて、国等への協力をていきます。
- こうした取組に加え、全国の水道事業体と連携し、各種規格の標準化を図るなど、都のみならず国内におけるスマートメータの普及拡大を進めています。



▲一体型スマートメータ
左:超音波式メータ
右:電磁式メータ



▲分離型スマートメータ
左:小型軽量化されたメータ
(仕様緩和型)
右:現行メータ

事 項	8年度	9年度	10年度
一体型メータや仕様緩和型メータの導入	約 1 0 万 個 ／ 年		
新たな通信方式、通信契約の導入	実 証 実 験	試 行 導 入	

④ データ利活用の検討・お客さまサービスの更なる向上

- デジタル技術の進化やライフスタイルの変化が速い社会環境下では、これまで以上にお客さまや様々な関係機関と協働し、新しい価値を生み出していく「共創」の理念が重要です。
- このため、今後はスマートメータの導入拡大に合わせ、更なるお客さまニーズの把握に努めるとともに、関係機関と連携し、行政課題の解決に資するデータ活用策も検討していきます。
- 東京都水道局アプリユーザーが、スマートメータ導入で利用可能になる、見える化・見守り・漏水発見の各機能に加え、令和9年度から標準的な世帯使用水量との比較ができる節水支援などの新たなサービスの提供を目指し、開発を進めていきます。
- また、様々な分野でのデータ利活用に向けて、関係機関とのユースケースの検討や、提供するデータの取扱い方法などを示す業務フロー、マニュアル等の策定に取り組んでいきます。
- 配水管に設置したスマートメータから得られる流量や水圧等のデータと合わせ、水の流れを詳細に分析し、施設整備・維持管理の最適化に向けた検討に取り組みます。

事項	8年度	9年度	10年度
アプリを利用した新たなサービスの開発	アプリ機能開発	節水支援サービス提供開始	その他機能改善対応
データ利活用の業務フロー、マニュアル等の策定	ユースケースの拡大検討	業務フロー、マニュアル等の策定	

お客さまサービスの更なる向上

- スマートメータ導入で利用可能な見える化・見守り・漏水発見の各機能に加え、標準的な世帯使用量との比較ができる節水支援などの新たなサービスを開発



行政課題の解決に資するデータ活用策の検討

- 防災や福祉分野などでの活用を想定
(活用策の例)
 - ・避難所などの給水状況の把握
 - ・使用状況からフレイルのリスクが高い高齢者かどうかの検知に繋げる



V

事業を支える基盤の強化

持続可能な水道事業の実現に向け、グループ経営の推進や
人材育成、安定的な財政運営等に取り組んでいきます。

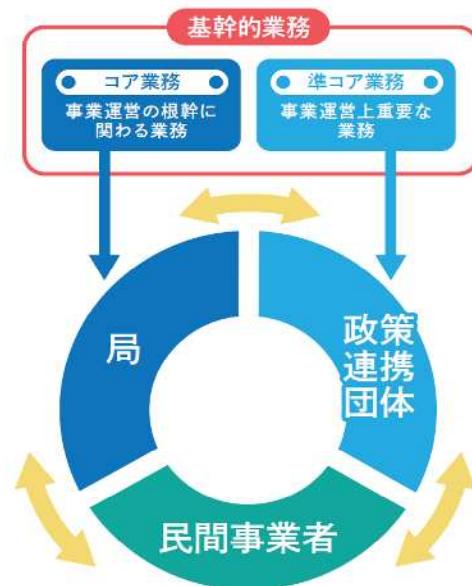
第9 グループ経営の推進

(22) 業務運営体制の強化

■ 目指す将来像

- 東京水道(株)への業務移転を積極的に推進し、約20年後には、ほぼ全ての現場業務が移転されています。
- 東京水道(株)の創意工夫により、お客さまサービスの向上や業務の効率化が図られる仕組みが導入されています。
- 東京水道(株)の経営の自主性が向上しているとともに、東京水道グループ内のガバナンス等が強化されています。

水道事業における役割分担のイメージ図



■ 現状と課題

- 水道局では、水道事業の基幹的業務を水道局と政策連携団体が担う、一体的事業運営体制の構築を推進し、営業所業務や工事監督業務などの準コア業務を政策連携団体である東京水道(株)に順次業務移転してきました。
- 現在は、都の広域水道としての一体性と責任を確保しつつ、将来にわたり持続可能な東京の水道を実現するため、統一的な経営戦略の下、相互に強みを生かしながら連携して事業運営を行う「グループ経営」を推進しています。
- 令和7年度からは、水道局が求める業務要求水準を東京水道(株)に提示し、その水準を確保することを条件として、実施方法等における創意工夫を促すとともに、複数の業務を一括して委託する「性能発注方式による包括委託」を浄水場業務や一部エリアの営業系・技術系業務に新たに導入しました。
- 今後、生産年齢人口が減少していく中においても、水道事業者の使命を果たし、安定的な事業運営を続けていくためには、これまで連綿と培ってきた技術や業務遂行力、水道事業の担い手としての使命感を、グループとして維持・発展させていく必要があります。



■具体的な取組

⑤0 政策連携団体への業務移転の推進

- 都の広域水道としての一体性と責任を確保し、公共性と効率性を両立する観点から、引き続き、東京水道(株)への業務移転を推進していきます。
- これまで進めてきた、営業所業務や小規模な浄水場業務の業務移転を令和10年度まで重点的に進めます。
- また、「性能発注方式による包括委託」の導入を拡大し、更なるお客さまサービスの向上や業務の効率化、創意工夫を促すとともに、水道事業を担う誇りや使命感の醸成にもつなげていきます。



▲東京水道(株)への委託の状況(左:長沢浄水場 右:渋谷営業所)

⑤1 政策連携団体とのグループ経営の推進

- 業務移転の進展により、現場業務の大部分を東京水道(株)が担うこととなり、都の水道事業における同社の役割が更に大きく、重要になっていきます。
- そうした中、持続可能な東京の水道の実現に向け、東京水道グループ内のガバナンスを強化するとともに、これまで培ってきた技術の継承・発展、人材の確保・定着・育成、組織のマネジメント強化、水道事業を担う使命感等のマインド醸成など、あらゆる側面においてグループ一体となって取組を推進することで、東京水道グループの総合力を一層高めていきます。

水道局と東京水道(株)の連携によるグループ経営



第10 強固な人材基盤

(23) 人材確保・育成

■ 目指す将来像

- 将来の水道事業を担う人材を着実に確保・育成し、困難な状況であっても前向きに挑戦していく意識が東京水道グループとして浸透しています。
- 幅広い視野やバランス感覚を持った職員を育成するとともに、東京水道(株)の民間企業としての柔軟性を生かし、東京水道グループ全体として人材の確保、定着、育成の取組を実施しています。
- 水道工事を支える工事事業者の人材確保に資する環境整備が進められており、併せて技術力の向上を図るための支援体制も構築されています。



■ 現状と課題

- 人材は事業運営の重要な基盤であり、これまでも、組織的なOJTの実施や効果的な研修を通じて、現場で培われた技術やノウハウの着実な継承を東京水道グループ内で進めてきました。
- また、施設や管路の計画的な更新などの水道事業を支える重要な基盤である工事事業者の技術力向上等にも取り組んできました。
- さらに、給水装置工事の申請にインターネットを利用した電子申請を導入するなど、工事事業者の利便性向上を図ってきました。
- 今後は、生産年齢人口が減少していく中、水道事業を支える人材の確保が一層困難な局面を迎えると見込まれ、東京水道グループ全体を支える人材の育成が重要な課題です。
- あわせて、業務移転の進展に伴い、局職員は、現場経験が減少する中で現場業務の指導監督に必要な知識・能力の習得が課題となり、東京水道(株)の社員は、現場経験が増加する中で現場での対応力の向上が課題になります。
- 民間の工事事業者においては、新規入職者の確保が難しい状況が続き、従事者の高齢化や外国人労働者の受け入れが進んでいるため、人材確保・育成に係る支援だけでなく、多様化する働き手に応じた配慮も必要です。

■具体的な取組

⑤ 東京水道グループの人材育成

- これまで培ってきた現場の技術を着実に継承するとともに、「東京水道グループ人材育成方針」に基づき、東京水道グループが一体となって人材の確保・定着・育成の取組を推進していきます。

<取組例>

●効果的な採用手法の検討【確保】

就職活動生等の視点を取り入れるため、年次の浅い職員の意見を活用し、重要な社会インフラを担う東京水道グループの魅力を着実に届けるPRを実施します。



▲都庁セミナー



▲インターンシップ

●つながりによる心理的安全性の確保【定着】

現場見学会や交流会など、若手職員がより多くの業務に触れ、経験を積む機会を設定します。

キャリア、仕事上の不安を解消するための体制を整備していきます。



▲若手職員同士の意見交換



▲現場見学会

●研修の充実強化【育成】

事故対応など経験する機会が少ない現場体験をリアルに再現したVRコンテンツを研修に活用します。

発想力や柔軟性などOJTでは身に付きづらい能力を育成するための研修を実施します。



▲VRを利用した研修



▲VRコンテンツ

⑤ 水道工事事業者の環境改善

- 工事を着実に実施するため、水道事業を支える重要な基盤である、工事事業者の環境改善に取り組みます。

<水道工事の扱い手確保>

水道工事事業者の働きやすい労働環境づくりに資する取組を支援し、新規入職者等の扱い手確保を図るとともに、外国人労働者等も安心して働く環境づくりを推進していきます。

取組事例

- ・週休2日制確保工事、若手育成モデル工事、女性活躍モデル工事の継続実施
- ・Wiークリースタンス、ワンデーレスponsの推進
- ・外国人労働者等に対するピクトグラムや多言語対応等
- ・水道工事等のイメージアップ
- ・建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用

<技術力の維持・向上>

工事事業者の知識習得や技術力向上をサポートする取組を行います。

取組事例

- ・技術支援講習会の実施
- ・ホームページにおける教材等の提供

<工事に係る事務負担の軽減>

工事事業者の事務手続の負担を減らす取組を進めています。

取組事例

- ・給水装置工事に係る電子申請システムの再構築
- ・来庁者への電子申請の支援及び個別訪問の継続実施
- ・工事申請書類の簡素化

電子申請システムの再構築

申請手続の簡素化、申請に伴う来庁の削減など、工事事業者の更なる利便性向上に加え、水道局及び東京水道(株)の給水装置業務の効率化を図るために、業務手順の見直しと合わせて電子申請システムの再構築を進め、令和9年度中に新たなシステムの運用を開始します。

事 項	8年度	9年度	10年度
給水装置工事の電子申請の利用促進	シス テ ム 再 構 築	運 用	

Wiークリースタンス

職員と受託者の双方が働きやすい環境を整えるため、受発注者間でルールを定めます。

- (例)・月曜日を期限とする依頼は行いません(マンデー・ノーピリオド)
- ・金曜日に新たな依頼は行いません(フライデー・ノーリクエスト)

ワンデーレスpons

受託者からの質問や協議事項に対するルールを設定します。

- (例)・原則として「その日のうち」に回答
 - ・即日対応が難しい場合は、受託者に回答期限の希望を確認し、適切な期限を設定

建設キャリアアップシステム

技能者ひとり一人の就業実績や資格を登録し、技能者の能力・経験等に応じた適正な待遇改善につなげることを目的としたシステム



4 質の高い教育を
みんなに



6 安全な水とトイレ
を世界中に



17 パートナーシップで
目標を達成しよう

(24)他事業体との連携

■目指す将来像

- 都内水道事業体の基盤が強化され、都全域における水道事業の持続可能性が高まっています。
- 国内水道事業体への支援や、共通の課題に関する情報交換等を通じて、他事業体と連携することで、全国各地と共に支え合い発展する「共存共栄」に寄与しています。
- 実践的な技術力や事業運営の経験を活用し、諸外国における人材育成や技術支援を行っています。また、海外へ情報を発信し、海外の水道事業体との連携を推進することで、世界の水事情の向上に貢献しています。



▲バルブ操作に係る研修



▲第10回IWAアジア太平洋地域会議(令和7年10月実施)

■現状と課題

- 水道局ではこれまで、国内貢献事業として、首都圏内の水道事業体からの要請に基づき、小規模な水道事業体が抱える技術的課題への協力や、水質管理、多摩地区水道の一元化等に関するノウハウの提供などを実施してきました。
- 今後、人口減少による料金収入の減少や水道施設の老朽化、技術力や人材の不足など、国内の特に小規模事業体では、一層厳しい事業環境が見込まれます。
- また、都内では、令和7年の台風による断水被害などを通じて、島しょにおける水道事業の強靭化の必要性が改めて認識されています。
- 東京水道グループとして、他の水道事業体と連携を図り、支援を必要とする水道事業体の事業運営に貢献していくことが重要です。
- 国際展開の取組としては、世界における水事情の改善に貢献すべく、途上国からの研修生の受け入れや、国際会議での情報発信を通じて、東京のプレゼンス向上に寄与してきました。
- 今後は更に地球温暖化や環境対策など地球規模の共通課題の解決に向けて、相互の知見の共有や連携を図り、取り組んでいくことが重要です。SusHi Tech Tokyoなど、東京都全体で世界の各都市との連携・協働が求められています。



■具体的な取組

⑤ 都内水道事業体の基盤強化

- 都内の他の水道事業に対し、都民に対する安定的な給水の確保という観点から、これまで培った技術力とノウハウを活用し、様々な関係者と連携しながら積極的に支援していきます。
- 令和8年度からは、東京水道(株)と連携し、島しょ町村の水道事業の強靭化・持続性確保に向け、施設の実態調査を実施します。
- また、水道局と関係局による協議会を新たに立ち上げ、将来に向けた島しょ水道等の在り方を検討していきます。
- このほか、都内水道事業の基盤強化に向け、関係局及び各事業体と連携しながら取組を進めていきます。



▲三宅村への技術協力



▲利島村への技術協力

事 項	8年度	9年度	10年度
島しょ町村水道施設実態調査		実 施	
島しょ水道の在り方検討	協議会立ち上げ ・在り方検討	在り方検討	取組の実施等

コラム 令和7年台風第22号・第23号に係る八丈町への支援

八丈島の水道施設が被害を受け、最大で4,100世帯が断水となり、町の要請に応じて東京水道グループは延べ207人の職員・社員を派遣し、応急給水・応急復旧支援を行いました。

■応急給水・応急復旧の支援

給水車3台を派遣し、仮設給水槽の設置や給水袋の配布と組み合わせた応急給水を行うとともに、山間の水源の復旧や当面の水量を確保するための漏水調査・修理を実施しました。



▲給水車から仮設給水槽への注水



▲現場での復旧方法の打合せ



▲水量確保のための漏水調査



▲自衛隊の協力で資機材を空輸

■島内の小学校での出前授業

断水の経験を機に復旧の活動や水道の仕組みに关心を持った地元小学生に向け、出前授業を行いました。



⑤5 国内水道事業体との連携

- 国内水道事業体への技術協力や、水質管理、危機管理、多摩地区水道の一元化等に係るノウハウの提供を、支援要請に応じて実施していきます。
- 多くの支援につなげるため、PRの内容や方法を工夫するとともに、支援の実施に当たっては、東京水道グループとしての対応を目指していきます。
- 全国の水道事業体が参加する「日本水道協会全国会議」など多様な機会を捉え、他事業体と意見交換を行うなど、共通課題の解決に向けた連携を深めていきます。



▲日本水道協会全国会議

事 項	8年度	9年度	10年度
首都圏水道事業体支援事業	相 談・支 援 等	2 件／年	

⑤6 海外水道事業体との連携

- 「東京水道の国際展開」に基づき、訪日研修の受け入れなどの人材育成・事業体の育成や、水事情の改善に向けた技術協力に加え、海外の水道事業体と事業内容やノウハウをお互いに学び合い、相互の事業改善及び向上、共通課題の解決などに資する交流を進めていきます。
- また、海外や都で開かれる国際会議等、多様な機会を捉えて情報発信を行っていきます。



▲研修生の受入(ウガンダ)



▲シンガポール国際水週間
(令和7年6月実施)

事 項	8年度	9年度	10年度
国際会議等への参加 等		発 表 等 3 件／年	
都市間ネットワーク		交 流 4 都 市／年	
訪日研修の受け入れ		J I C A 案 件 等 1 5 0 名／年	
技術協力事業の実施		東京水道グループとして1件実施	

第11 健全な財政基盤

(25) 安定的な財政運営

■目指す将来像

- 物価や労務単価が上昇する中でも、安定給水に必要な取組を推進した上で、不断の経営努力や、これまで培ってきた財政力を活用することで、できる限り現行の料金水準を維持しつつ、安定的な財政運営ができます。
- 水道料金の使い道や財政状況についての情報発信を強化することで、水道局の財政運営に対するお客さまの理解・関心が高まっています。

コラム 水道財政の仕組みー独立採算制とはー

水道事業は、事業に必要な経費のほとんどを、お客さまにお支払いいただく水道料金収入によって賄うこととされており、これを「独立採算制」と言います。

水道事業を運営するためには、施設の維持管理や更新・耐震化、メータの検針など多額の費用が掛かります。一部の費用を除いて、お客さまにお支払いいただく水道料金を原資とすることから、事業運営には企業の経済性を発揮することが求められています



■現状と課題

- 将来にわたり持続可能な水道事業を実現するためには、安定給水に必要な施設整備を計画的かつ確実に行うとともに、社会情勢の変化等にも的確に対応していく必要があります。
- 一方で、生産年齢人口減少への対応や、継続する物価や労務単価の上昇などにより、財政運営は厳しさを増しています。
- そのような中でも、現行の料金水準を維持した財政運営を行っていくためには、引き続き、業務の効率化など徹底した経営努力を行うとともに、企業債の発行余力や大規模浄水場更新のために積み立ててきた積立金などの財政力を積極的に活用していく必要があります。
- また、近年、水道の老朽化とその更新に係る財源の確保が全国的な課題となる中、水道事業が水道料金から成り立っていることの認知度が低いなど、水道財政に対するお客さまの関心が低いことが課題であり、より関心をもっていただけるような情報発信を行うことが重要です。

■具体的な取組

⑤7 不断の経営努力

- 令和8年度から10年度までの3年間で、100億円の経費縮減と収入確保に努め、現行の料金水準を維持します。

<事務事業の効率化による経費節減>

グループ経営の推進など、事業運営体制の見直しにより事務事業を効率化します。

<既定経費の節減>

建設・維持管理コストの縮減など、既定経費をできる限り節減します。

<資産の有効活用等による収入確保>

定期借地権制度の活用等により資産の有効活用を進めるとともに、未利用地を売却していきます。

(単位:百万円)				
事 項	8年度	9年度	10年度	計
事務事業の効率化による 経 費 節 減	420	840	1,170	2,430
既 定 経 費 の 節 減	1,320	2,110	3,044	6,474
資産の有効活用等による 収 入 確 保	92	400	604	1,096
計	1,832	3,350	4,818	10,000

⑤8 財政計画

- 計画期間の3年間は累積資金収支が均衡し、現行の料金水準を維持した安定的な財政運営が可能な見込みです。
- 計画期間後の令和11年度以降も、累積資金収支は徐々に改善すると見通していますが、16年度以降は企業償還金の増加等による影響が見込まれます。

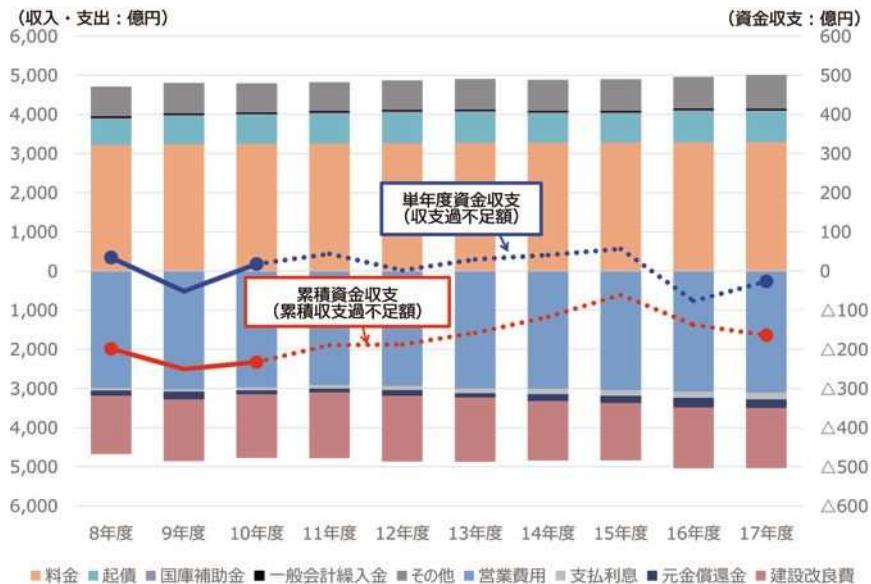
財政収支計画

(単位:百万円)

事 項	8年度	9年度	10年度	計
収 入	471,056	480,227	479,180	1,430,463
	料 金	282,231	323,725	324,359
	起 債	66,892	73,351	75,409
	国庫補助金	1,838	1,461	1,314
	一般会計繰入金	43,692	3,535	3,482
	その他の	76,403	78,155	74,616
		467,642	485,414	477,407
支 出	営業費用	299,360	302,012	297,251
	支払利息	5,656	6,031	7,587
	元金償還金	13,270	20,095	10,009
	建設改良費	149,356	157,276	162,560
	収支過不足額	3,414	△5,187	1,773
	累積収支過不足額 (R7末見込△23,289)	△19,875	△25,062	△23,289
				—

※令和8年度は、一般会計からの全額補填による基本料金の無償臨時特別措置を反映しています

【10年間の財政収支見通し】



※令和8年度は、基本料金の無償臨時特別措置の影響を除いています。

<料金収入>

- 都の人口推計や世帯数の予測等を基に算出しました。
- 都の人口推計は、令和12年度をピークに減少に転じる一方、世帯数の予測は17年度がピークとなる見込みであることから、料金収入は17年度まで微増傾向で見込んでいます。

<施設整備費>

- 安定給水に必要な施設整備を実効性の確保と事業費の平準化の観点から計画化し、単年度の事業費を平均2,300億円と見込んでいます。

<企業債>

- 企業債は、これまでに培ってきた発行余力を積極的に活用し、世代間の負担の公平や将来の財政負担を考慮しながら発行していきます。
- 新規債は、起債対象事業費全体の70%を目指し積極的に活用します(施設整備の進捗等に応じ、個別の事業ごとに85%程度を上限に充当しています)。
- 借換えも積極的に行うことで、償還を平準化します。
- 利率は、直近の実績等も踏まえ、政府債は2.5%、公募債は1.5%で見込んでいます。

<その他>

- 大規模浄水場の更新に当たっては、これまで積み立ててきた大規模浄水場更新積立金を令和8年度からの10年間で約620億円活用していきます。

59 財政に係る情報発信

- 財政に関する状況を分かりやすくお客さまに伝えるため、水道局の収入・支出の内訳など、主要な情報を表やグラフを用いて可視化する「見える化ボード(仮称)」を新たに作成し、ホームページで公表します。
- 「見える化ボード」について広く知っていただくため、SNSや東京都水道局アプリ等を活用して積極的にPRしていきます。さらに、水道サポーターや東京都水道事業運営戦略検討会議など様々な機会を捉えて、いただいたご意見を反映させ、継続的に改善を行います。

事　項	8年度	9年度	10年度
財政に係る情報発信	公　表	積　極　的　な 改　善　・　な P　R　新	

コラム 水道料金の仕組み

$$\text{水道料金} = \text{基本料金} + \text{従量料金}$$

基本料金

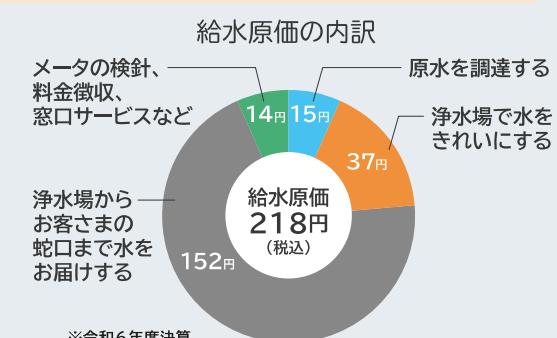
基本料金は、使用水量にかかわらず、お客さまが使用している給水管の太さ(口径)により決まる定額料金です。

口径が大きくなるほど一度により多くの水を使用することができます。これに対応するためには、浄水場の能力の拡充や配水管を太くするなど、施設整備費用も大きくなることから、口径が大きくなるほど基本料金は高くなる仕組みになっています。

従量料金

従量料金は、限りある貴重な資源である水の節約を心掛けていただくために、使用水量が多くなるほど1m³当たりの単価が高くなる仕組みになっています。

一方、水は日常生活に欠かせないことから、最低限必要な使用については、料金が安くなるよう配慮しています。





(26) 経営プランの推進

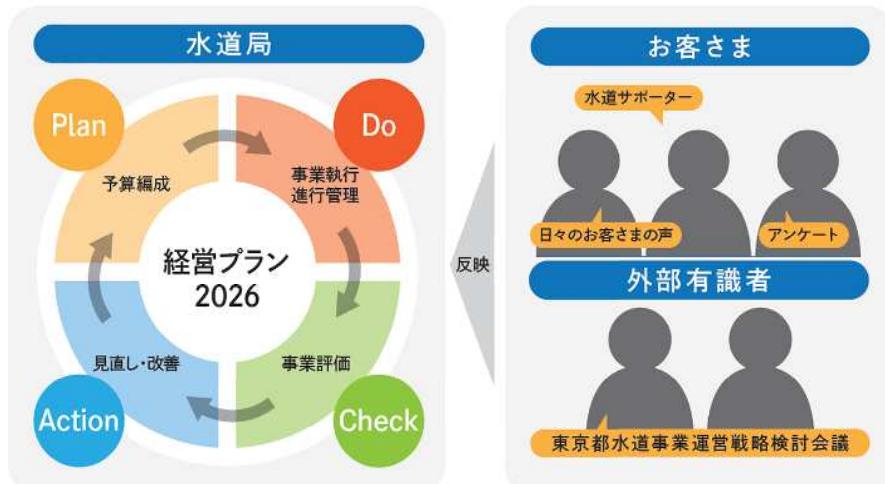
■ 目指す将来像

- 施設整備の目標管理と経営状況の管理が徹底され、計画に掲げた事業が着実に実現されるとともに、安定的な財政運営が確保されています。
- また、目標を着実に達成するため、成果重視の観点から事業評価を行うほか、定期的に検証を行い、適切に施策のブラッシュアップが図られています。

■ 現状と課題

- 「東京水道経営プラン2021」においても、実効性を高め、お客さまへの説明責任を果たすため、施設整備と経営の目標管理を徹底してきました。
- また、事業の進捗等をお客さまに分かりやすくお伝えし、局事業への理解を深めていただくとともに、評価結果を事務事業や予算編成に反映することで、経営効率の一層の向上を図るために事業評価を実施し、定期的な検証を行ってきました。
- 今後も、目標管理の徹底はもとより、多くのお客さまに一層伝わりやすい内容となるよう、事業評価の継続的な見直しを行うとともに、社会情勢の変化や外部意見等も踏まえ施策のブラッシュアップを図っていく必要があります。

プランの推進イメージ



■具体的な取組

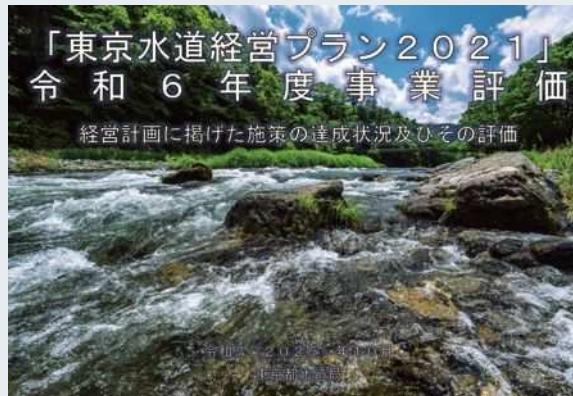
⑥ 目標管理の徹底

- 経営プランの実効性を高め、お客さまへの説明責任を果たすため、施設整備と経営の目標管理を徹底していきます。
- 毎年度、取組の達成状況などについて事業評価を行うほか、定期的に事業の進捗や効果の検証を行い、今後の取組に反映させていきます。

コラム 事業評価制度について

水道局では、事業評価制度を導入し、毎年度、経営計画に掲げた取組の達成状況や評価結果を分かりやすく公表しています。

これによってお客さまへのアカウンタビリティを確保するとともに、評価結果を事務事業や予算編成に反映し、経営効率の一層の向上を図ることを目指しています。



▲「東京水道経営プラン2021」
令和6年度事業評価



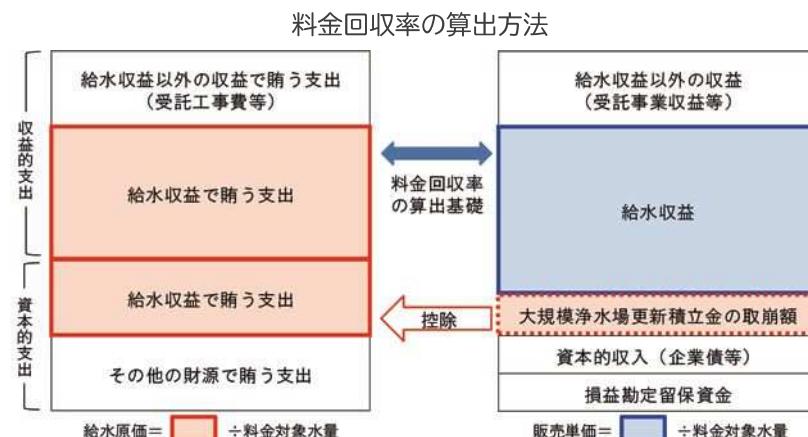
<施設整備の目標管理(重点項目)>

安定給水、様々な脅威への備え、新技術の活用の観点から重点項目を選定し各年度における目標数値を設定しました。

施設整備指標	目標 数値	指標の説明	6年度 実績
① 送水管ネットワークの整備率	17年度 91%	ネットワークを形成するために必要な送水管において、整備が完了した延長の割合	85%
② 安定給水確保率	17年度 91%	計画一日最大配水量の12時間分の水量に占める、配水区域を持つ浄水場及び給水所の配水池容量等の割合	87%
③ 浄水施設耐震化率	17年度 76%	着水井から配水池までの連続性を考慮し、耐震化した浄水施設能力の割合	14%
④ 管路の耐震継手率	17年度 66%	配水管延長に占める、鋼管及び耐震継手を有するダクタイル鋳鉄管の割合	52%
⑤ 取替困難管解消率	8年度 100%	取替困難箇所に残存する、布設年度が古く、漏水リスクの高い管路の解消延長の割合	75%
⑥ 取替優先地域解消率	10年度 100%	給水区域全体を250m四方に細分化した上で、断水率が50%以下になる区域の割合	92%
⑦ 地域配水の骨格管路の耐震継手率	17年度 76%	地域配水の骨格管路の延長に占める、鋼管及び耐震継手を有するダクタイル鋳鉄管の割合	55%
⑧ 施設整備・維持管理に関する新技術の検証・導入率	11年度 100%	マスターplanに位置付けた新技術の取組に対する、導入可否の検証が完了または導入した取組数の割合	—

<経営状況の管理>

- 経営の安定性の観点から、対外的に分かりやすく、他の水道事業体との比較や分析に適した経営指標を選定し、経営状況を判断する目安となる数値を設定しました。
- 各指標は、あくまでも経営の効率性や安定性などを確認し、経営分析に活用するためのものであり、実績が目標数値を下回ったとしても、内部留保されている積立金等により対応が可能であり、直ちに事業継続が困難な状況になることを示すものではありません。
- 例えば「料金回収率」は、給水に係る費用がどの程度給水収益で賄っているかを表す指標ですが、目標数値を下回ったとしても、給水収益以外の収入等も含め財政上の対応が可能です。



経営指標	目標数値	指標の説明	6年度実績
① 経常収支比率	100%以上	財政構造の弾力性を表す単年度収支が黒字となる目標数値を設定	103.3%
② 流動比率	100%以上	短期債務に対する支払能力を表す安全な支払能力を示す目標数値を設定	146.2%
③ 自己資本構成比率	75%以上	総資本に対する自己資本の割合を表す他の水道事業体の平均値などを参考に、目標数値を設定（5年度決算値による都及び指定都市の平均は、約74.99%）	82.3%
④ 給水収益に対する企業債元利償還金の割合	20%以下	給水収益に対する企業債の規模を表す「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における一般会計での基準、他の大規模事業体の数値等を参考に目標数値を設定	4.9%
⑤ 給水収益に対する企業債残高の割合	300%以下	給水に係る費用がどの程度給水収益で賄っているかを表す 100%を下回る場合、給水に係る費用が給水収益以外の他の収入で賄われていることを示す	97.4%
⑥ 料金回収率 ^(※)	100%以上	給水に係る費用がどの程度給水収益で賄っているかを表す 100%を下回る場合、給水に係る費用が給水収益以外の他の収入で賄われていることを示す	98.8%

※水道局独自の算出方法による。

$$\text{料金回収率} (\%) = \text{販売単価} : \text{給水原価} \times 100$$

販売単価 (円) = 給水収益 ÷ 料金対象水量

給水原価 (円)

$$\begin{aligned}
 &= \{ (\text{収益の支出} - \text{給水収益以外の収入} - \text{損益勘定留保資金}) + (\text{資本的支出} - \text{資本的収入}) \\
 &\quad - \text{大規模浄水場更新積立金の取崩額} \} : \text{料金対象水量}
 \end{aligned}$$

⑥1 【再掲】お客さまの声の事業への反映

- 水道センターなどお客さまとの対話や、各種アンケート等を通じて、多種多様なお客さまの声を収集し、局事業の改善等を図っていきます。
(詳細はP53参照)

⑥2 外部意見の事業への反映

- 水道局及び東京水道(株)も含めた事業運営のあり方について、外部有識者で構成する「東京都水道事業運営戦略検討会議」において、幅広い見地からの議論・意見を求め、経営に反映していきます。

コラム SDGsと水道事業

●SDGs(Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)は、2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な世界の実現に向けた国際目標です。2030年を達成年限とし、17のゴールから構成されています。

●東京都では、「2050東京戦略」(令和7年3月策定)の中で、都民、区市町村、企業、大学などと連携してSDGsに向けて取り組み、国連の「SDGsの先」の目標づくりの議論などにも参画しながら、世界の発展と国際目標の達成にコミットしていくことを掲げています。

●水道事業者の使命である、「安全で高品質な水の安定供給」は「6 安全な水とトイレを世界中に」など、SDGsに密接に関係しています。引き続き、水道事業を推進することで、SDGsの実現にも貢献していきます。



資料編

- P 93 東京都水道事業運営戦略検討会議の運営
- P 94 施設整備主要事業計画の事業別内訳
- P 95 主要な施設整備の工程
- P 97 施設整備指標の目標値及び計画値
- P 98 財政収支見積
- P 99 経営指標の推移
- P100 東京都水道局の事業概要
- P102 東京水道株式会社の概要
- P103 政策連携団体との一体的な財務関連情報
- P104 多摩地区水道の変遷
- P106 主要都市の水道事業（令和6年度）
- P108 水道事業ガイドライン 業務指標一覧
- P119 経営プラン2026の取組事項とSDGsの対応関係
- P123 水道水源と水系別給水区域概要図

東京都水道事業運営戦略検討会議の運営

■開催目的

水道事業を将来にわたり安定的かつ効率的に運営するため、外部有識者の幅広い見地から意見と助言を得る

■令和7年度における開催回数

東京都水道事業運営戦略検討会議 4回

東京都水道事業運営戦略検討会議 施設整備に関する専門部会 2回

■委員名簿

(五十音順、敬称略)

(◎座長、○座長代理、◆施設整備に関する専門部会委員)

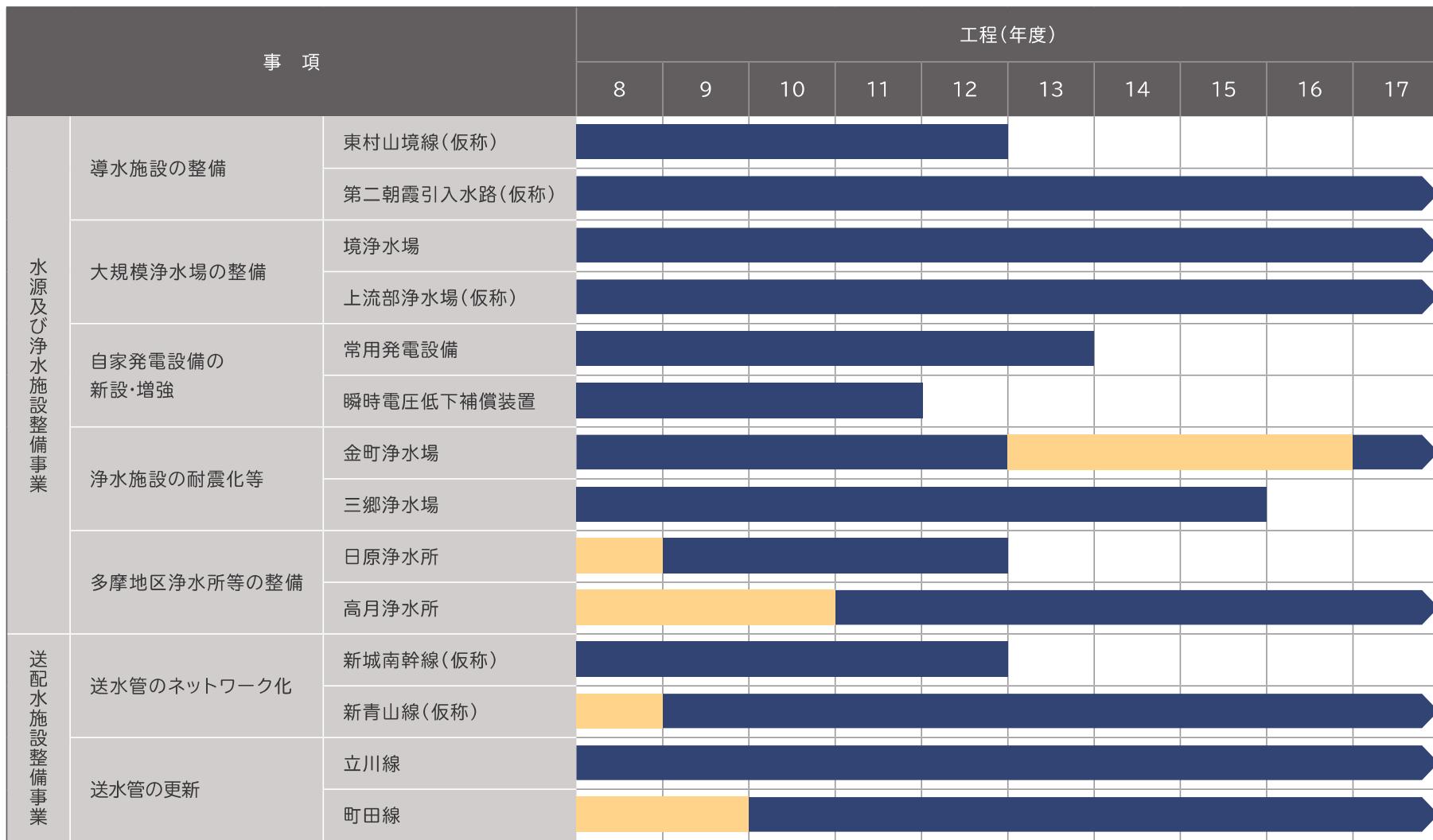
委員氏名	役職等
◎◆石飛 博之	給水工事技術振興財団 専務理事
◆大瀧 友里奈	一橋大学大学院 社会学研究科 教授
遠部 佳孝	公認会計士
○◆春日 郁朗	東京大学 先端科学技術研究センター 准教授
清水 繁	東京商工会議所 地域振興部 部長
西川 こふみ	川上法律事務所 弁護士
藤野 珠枝	主婦連合会
松田 千恵子	東京都立大学 経営学部 教授

施設整備主要事業計画の事業別内訳

(単位:百万円)

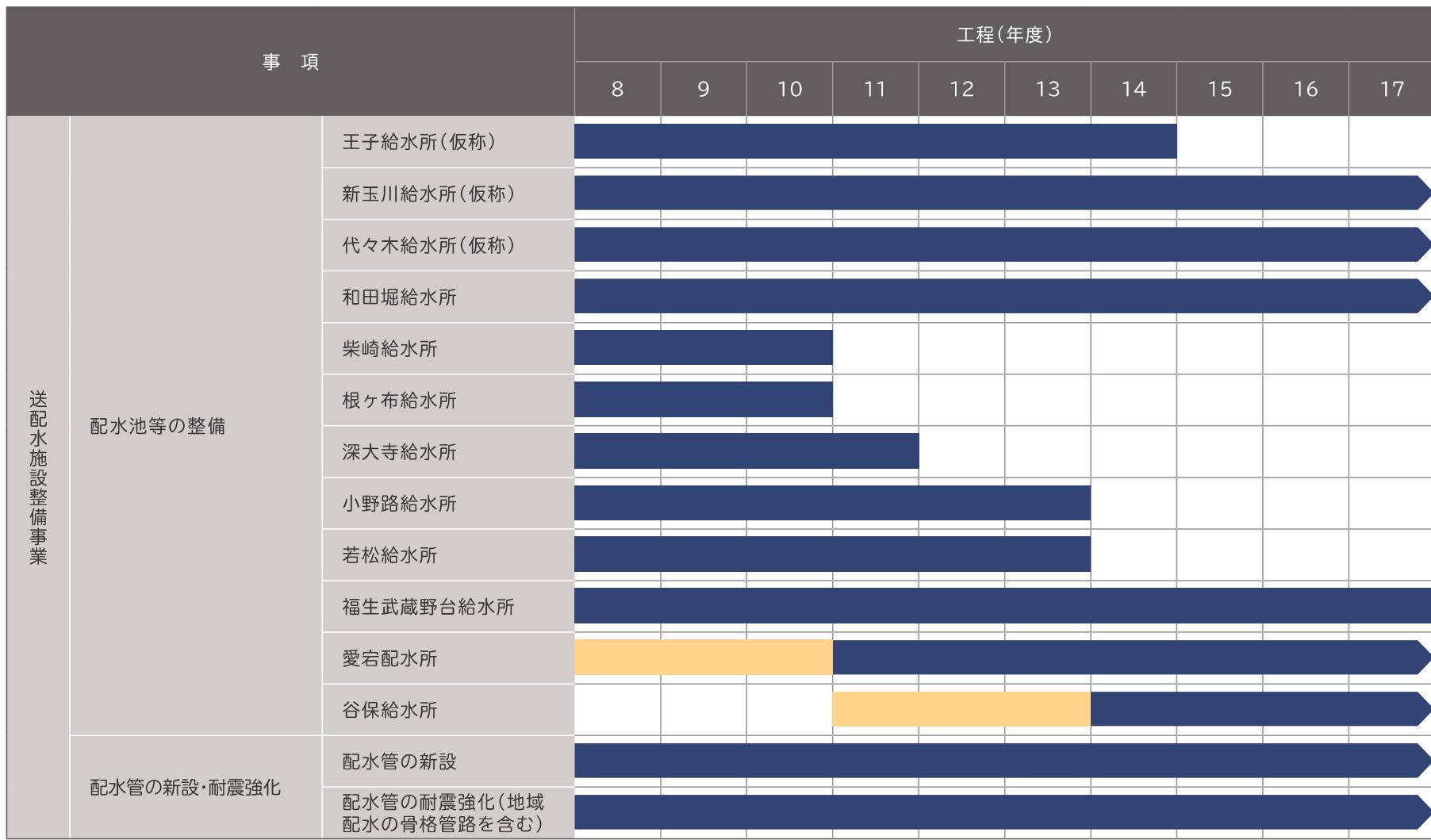
事業名	事業費	年度別計画額			主な整備内容
		8年度	9年度	10年度	
水源及び浄水施設整備事業	94,500	32,400	31,700	30,400	
水源分担金	3,770	1,870	1,025	875	霞ヶ浦導水事業等
導水施設の整備	7,558	2,944	2,471	2,143	東村山境線（仮称）等
大規模浄水場の整備	40,199	8,633	13,954	17,612	境浄水場、上流部浄水場（仮称）
自家発電設備の新設・増強	13,789	4,634	6,216	2,939	朝霞浄水場等
浄水施設の耐震化等	26,484	13,419	7,134	5,931	金町浄水場等
事務費	2,700	900	900	900	
送配水施設整備事業	469,500	155,600	158,300	155,600	
送配水管ネットワークの強化	57,608	19,712	19,175	18,721	96km
送配水管の耐震強化等	351,325	117,673	116,915	116,737	1,134km
配水池等の整備	40,367	11,515	15,410	13,442	和田堀給水所等
事務費	20,200	6,700	6,800	6,700	

主要な施設整備の工程



 調査・設計等

 施工



調査・設計等

施工

施設整備指標の目標値及び計画値

(単位:%)

項目	目標値 (17年度)	計画				
		8年度	9年度	10年度	12年度	17年度
1 導水施設の二重化整備率	92	85	85	85	88	92
2 送水管ネットワークの整備率	91	85	86	87	88	91
3 安定給水確保率	91	88	88	88	89	91
4 残留塩素目標達成率	95	91	92	92	94	95
5 取水施設耐震化率	12年度 100	81	81	89	100	-
6 净水施設耐震化率	76	24	33	33	52	76
7 净水施設の主要構造物耐震化率	84	62	71	71	71	84
8 配水池耐震施設率	98	86	91	91	95	98
9 管路の耐震継手率	66	55	56	58	60	66
10 地震発生時の断水率	16	22	21	21	19	16
11 取替困難管解消率	8年度 100	100	-	-	-	-
12 取替優先地域解消率	10年度 100	96	98	100	-	-
13 地域配水の骨格管路の耐震継手率	76	58	59	61	65	76
14 私道内給水管耐震化率	73	57	59	61	64	73
15 大規模停電時における給水確保率	92	71	73	73	82	92
16 自家発電設備の燃料確保率(72時間)	85	58	69	69	77	85
17 河川横断管路対策率	45	19	23	27	42	45
18 施設整備・維持管理に関する新技術の検証・導入率	11年度 100	45	73	91	-	-

財政収支見積

(単位：百万円)

事 項	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
収入	471,006	480,227	479,180	482,320	486,645	490,437	488,318	489,589	495,970	500,842
	料金収入	322,052	323,725	324,359	325,144	326,173	327,504	327,569	327,957	328,226
	起債	66,892	73,351	75,409	75,869	77,791	77,205	74,546	74,373	79,097
	国庫補助金	1,838	1,461	1,314	3,880	3,655	3,966	3,210	2,913	3,704
	一般会計繰入金	3,821	3,535	3,482	3,480	3,480	3,382	3,382	3,382	3,382
支出	その他収入	76,403	78,155	74,616	73,947	75,546	78,380	79,611	80,964	81,561
		467,592	485,414	477,407	477,962	486,469	487,483	484,252	483,953	503,630
	営業費用	299,310	302,012	297,251	291,311	293,505	300,220	300,939	304,170	308,145
	原水費	15,872	16,105	16,144	16,106	16,230	15,741	15,541	15,635	15,682
	浄水費	38,247	40,460	37,799	37,768	37,957	40,986	41,079	41,230	43,674
	配水費	152,853	148,308	145,216	138,592	139,594	141,245	142,892	144,242	145,532
	給水費	28,075	29,479	36,228	39,564	40,575	42,230	40,454	41,595	43,026
	業務費	33,003	35,088	35,427	32,773	32,936	33,486	33,335	33,324	33,233
	その他	31,260	32,572	26,437	26,508	26,213	26,532	27,638	28,144	26,998
	支払利息	5,656	6,031	7,587	9,068	10,587	12,077	13,581	14,891	16,181
	元金償還金	13,270	20,095	10,009	9,499	14,271	10,797	17,914	18,031	24,336
	建設改良費	149,356	157,276	162,560	168,084	168,106	164,389	151,818	146,861	154,968
	原水及び浄水施設費	41,894	47,428	52,800	49,196	44,291	51,051	43,240	42,076	46,602
	配水施設費	93,909	94,762	93,089	95,032	100,943	95,388	98,405	94,551	100,833
	営業設備費	16,753	18,986	20,671	27,856	26,872	25,450	17,373	16,634	19,233
	大規模浄水場更新積立金(取崩)	△3,200	△3,900	△4,000	△4,000	△4,000	△7,500	△7,200	△6,400	△11,700
収支過不足額		3,414	△5,187	1,773	4,358	176	2,954	4,066	5,636	△7,660
累積収支過不足額(R7末見込 △23,289)		△19,875	△25,062	△23,289	△18,931	△18,755	△15,801	△11,735	△6,099	△13,759
										△16,415

※1 起債及び元金償還金は、借換分を除いたものである。

※2 令和8年度は、基本料金の無償臨時特別措置の影響を除いている。

経営指標の推移

(単位:%)

経営指標	目標数値	指標値									
		8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
1 経常収支比率	100% 以上	100.8	100.7	100.5	101.6	101.2	100.1	100.0	99.3	97.8	97.2
2 流動比率	100% 以上	130.7	145.3	142.7	139.7	136.3	133.4	129.3	118.9	108.1	101.1
3 自己資本構成比率	75% 以上	80.8	79.2	77.6	75.9	74.5	73.0	71.9	70.7	69.4	68.3
4 納水収益に対する 企業債元利償還金の割合	20% 以下	6.2	8.6	5.7	6.1	8.2	7.5	10.4	10.8	13.3	12.9
5 納水収益に対する 企業債残高の割合	300% 以下	140.0	157.3	179.2	201.2	222.0	243.4	262.4	281.0	299.1	317.6
6 料金回収率 (カッコ内は大規模浄水場更新 積立金の取崩額の控除前)	100% 以上	101.2 (100.1)	98.3 (97.0)	100.6 (99.3)	101.5 (100.1)	100.1 (98.7)	101.0 (98.5)	101.4 (99)	101.9 (99.7)	97.5 (93.9)	99.1 (95.9)

※ 令和8年度の指標値は、基本料金の無償臨時特別措置の影響を除いて算出している。

東京都水道局の事業概要

(1) 基本事項

事 業 開 始 年 月 日	創 立 認 可	明治23(1890)年 7月5日	
	供 用 開 始	明治31(1898)年12月1日	
事 項	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給水人口(千人)	13,719	13,789	13,876
給水区域面積(Km ²)	1,239.2	1,239.2	1,239.2
給水件数(千件)	7,975	8,083	8,188
配水管管理延長(km)	27,466	27,520	27,585
施設能力(m ³ /日)	6,844,500	6,844,500	6,844,500
職員数(人)	3,603	3,512	3,509

※1 区部及び多摩地区の都営水道26市町

(2) 配水量

(単位:千m³)

事 項	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間総配水量	1,516,654	1,526,632	1,528,133
一日平均配水量	4,155	4,171	4,187
一日最大配水量	4,504	4,477	4,463

※2 区部及び多摩地区の都営水道26市町のほか、未統合市への分水量を含む

(3)財政収支の推移

(単位:百万円)

年度	収 入						支 出						収支 過不足	累積収支 過不足額
	料金	起債	国庫 補助金	一般会計 繰入金	その他	計	営業費用	支払利息	元金 償還金	建設 改良費	その他	計		
26	305,995	1,891	374	3,872	37,701	349,833	233,968	6,837	31,208	78,403 (4,471)	0	350,416	△583	243
27	309,507	3,228	481	4,071	41,071	358,358	242,148	6,045	24,302	85,862 (3,545)	0	358,357	1	244
28	310,153	12,682	986	4,533	45,163	373,517	246,133	5,380	20,323	100,930 (3,138)	0	372,766	751	995
29	311,794	32,696	1,643	5,207	44,488	395,828	248,338	4,835	16,654	118,079 (4,170)	0	387,906	7,922	8,917
30	313,850	19,982	2,034	5,584	45,896	387,346	250,118	4,200	19,545	114,122 (12,300)	0	387,985	△639	8,278
元	314,430	14,957	840	4,194	42,982	377,403	245,049	3,699	19,019	114,235 (17,599)	0	382,002	△4,599	3,679
2	300,384	17,759	0	3,187	45,634	366,964	245,593	3,169	19,123	101,629 (6,619)	0	369,514	△2,550	1,129
3	300,568	25,280	0	3,183	45,841	374,872	245,331	2,745	19,924	111,609 (3,848)	0	379,609	△4,737	△3,608
4	304,295	31,995	90	3,288	51,759	391,427	256,898	2,446	19,153	117,429 (△14,828)	0	395,926	△4,499	△8,107
5	310,966	33,711	113	3,303	54,904	402,997	276,987	2,434	15,202	117,836 (△2,883)	129	412,588	△9,591	△17,698
6	314,398	48,073	513	3,562	52,552	419,098	274,404	2,611	12,716	132,373 (△941)	0	422,104	△3,006	△20,704
7 (予算)	321,508	59,600	891	3,726	68,223	453,948	295,493	4,157	9,797	152,821 (△3,027)	0	462,268	△8,320	△29,024

※1 起債及び元金償還金は、借換分を除いたものである

※2 建設改良費の()は、大規模浄水場更新積立金の積立額、同積立金取崩額、工業用水道事業施設等移管経費積立金の積立額及び同積立金取崩額で、内書きである

※3 令和6年度までは決算額、令和7年度は予算額である

東京水道株式会社の概要

① 本社所在地	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー37階
② 設立年月日	平成16年4月5日
③ 資本金	1億円 (東京都持株比率 約80%)
④ 役員数 ^(※1)	9名 取締役9名(うち常勤4名)
⑤ 常勤社員数 ^(※1)	2,325名
⑥ 事業内容	1 管路施設管理事業 2 净水施設管理事業 3 コンサルティング・調査事業 4 カスタマーサービス事業 5 ITサービス事業 6 その他事業

⑦ 決算の概要^(※2)

科 目	(単位:百万円)
売上高	29,842
売上原価	25,365
売上総利益	4,477
販売費及び一般管理費	3,189
営業利益	1,287
営業外収益	136
営業外費用	82
経常利益	1,341
特別損失	12
税引前当期純利益	1,329
法人税等	437
当期純利益	891

注 百万円未満の端数を切り捨てて表示しているため、合計額が一致しない場合がある。

⑧ 水道局からの受託額^(※2)

27,940百万円
(売上高に占める割合 約94%)

※1 ④役員数 及び ⑤常勤社員数 は、令和7年8月1日現在の人数

※2 ⑦決算の概要 及び ⑧水道局からの受託額 は、令和6年度・税抜・百万円未満の端数を切り捨てた金額

<東京水道株式会社のホームページ>



政策連携団体との一体的な財務関連情報

○貸借対照表(令和6年度末)

(単位:百万円)

	水道局	東京水道(株)	合計		水道局	東京水道(株)	合計
資産の部				負債の部			
固定資産	2,636,236	7,281	2,643,518	固定負債	325,726	5,866	331,593
有形固定資産	2,536,158	2,612	2,538,771	企業債	294,857	-	294,857
無形固定資産	98,764	206	98,970	リース債務	3,408	1,359	4,768
投資その他の資産	1,313	4,463	5,776	引当金	26,349	4,363	30,713
流動資産	277,443	14,816	292,259	その他固定負債	1,110	143	1,254
現金及び預金	207,672	10,753	218,425	流動負債	189,812	4,667	194,479
売掛金・未収金	23,325	3,594	26,920	企業債	11,512	-	11,512
その他流動資産	46,446	467	46,913	買掛金・未払金	138,074	1,345	139,479
繰延勘定	1	-	1	リース債務	3,381	648	4,029
				未払費用	2,637	775	3,412
				引当金	19,905	1,203	21,109
				その他流動負債	14,301	695	14,996
				繰延収益	146,608	-	146,608
				負債計	662,147	10,534	672,681
純資産(資本)の部							
				資本金	1,938,899	100	1,938,999
				剰余金	312,634	11,464	324,098
				資本剰余金	227,787	4,068	231,856
				利益剰余金	84,846	7,395	92,241
				純資産(資本)計	2,251,533	11,564	2,263,098
資産計	2,913,681	22,098	2,935,779	純資産(負債及び資本)計	2,913,681	22,098	2,935,779

※ 金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しているため、合計額が一致しない場合がある

多摩地区水道の変遷

(1)都営一元化

昭和初期～30年代	各市町が独自に水道事業を創設
昭和30年代後半	急激な人口増加等により、深刻な水源不足、区部・市町間での給水普及率や料金水準等の格差が発生
昭和45年 1月	都知事の諮問を受けた東京都水道事業調査専門委員が一元化について助言
昭和46年12月	都が「多摩地区水道事業の都営一元化基本計画」を策定
昭和48年11月～	計画に基づき、順次、市町水道事業を統合し、都営一元化を実施

<水道事業の統合状況>

統合日	市町名
昭和48年11月1日	小平市、狛江市、東大和市、武藏村山市
昭和49年 6月1日	小金井市、日野市、東村山市、保谷市、多摩市、稻城市、瑞穂町
昭和50年 2月1日	町田市、国分寺市、国立市、田無市、福生市、清瀬市
昭和50年 9月1日	府中市、東久留米市、秋川市
昭和51年 2月1日	八王子市、日の出町、五日市町
昭和52年 4月1日	青梅市
昭和57年 4月1日	立川市
平成12年 4月1日	調布市
平成14年 4月1日	三鷹市
平成22年 4月1日	奥多摩町

※ 平成7年9月1日に秋川市と五日市町とが合併してあきる野市に、平成13年1月21日に田無市と保谷市が合併して西東京市になっている

(2)事務委託の解消

都営一元化に当たり、住民に直接給水するために必要な業務は、地方自治法に基づく事務委託により市町が実施していたが、平成24年3月31日に全て廃止された。

<委託業務>

委託業務	業務内容
徴 収 系 業 務	受付、検針、中止清算、水道料金徴収業務等
給 水 装 置 系 業 務	宅地内への水道引込み工事の審査・検査の業務等
施 設 管 理 系 業 務	水道施設の管理、管工事、漏水防止、浄水所・給水所等の運転監視、保守点検業務等

<事務委託の廃止状況>

廃止日	市町名
平成17年3月31日	瑞穂町
平成18年3月31日	武藏村山市
平成19年3月31日	東大和市
平成20年3月31日	東久留米市
平成21年3月31日	多摩市、府中市、小平市、日野市、東村山市、清瀬市、西東京市
平成22年3月31日	狛江市、あきる野市、日の出町、立川市、国分寺市、福生市、調布市、国立市
平成24年3月31日	小金井市、八王子市、町田市、青梅市、三鷹市、稻城市

※1 全ての委託業務を移行した日を廃止日としている

※2 奥多摩町は、事務委託を経ずに都営一元化を実施した

主要都市の水道事業(令和6年度)

区分	給水人口 (千人)	給水戸数 (千戸)	一日平均 配水量 (千m ³ / 日)	施設能力 (千m ³ / 日)	導送 配水管 延長 (km)	有収率 (%)	配水管 100m 当たりの 給水人口 (人)	給水原価 (円/m ³)	水道料金 (円 (税込))	経常収支 比率 (%)	流動比率 (%)	自己資本 構成比率 (%)	企業債 残高対 給水収益 比率 (%)	企業債 元利償還 金対給水 収益比率 (%)
東京都	13,876	8,188	4,187	6,845	28,384	95.9	5,030	224.51	3,478	100.1	146.2	82.3	107.2	5.4
札幌市	1,958	1,005	525	700	6,170	93.5	3,284	180.28	4,664	125.4	140.2	82.8	129.7	16.9
仙台市	1,060	549	327	407	3,809	94.2	2,986	194.77	5,192	119.2	180.9	71.5	213.6	25.5
さいたま市	1,351	657	370	534	3,690	94.7	3,695	196.63	4,466	115.9	212.7	76.9	173.9	16.9
川崎市	1,554	790	494	758	2,557	93.8	6,396	172.75	3,135	105.4	193.3	56.2	328.9	18.0
横浜市	3,755	1,969	1,103	1,820	9,487	92.5	4,057	191.37	4,130	108.7	128.3	67.0	252.7	20.1
新潟市	755	339	263	376	4,402	93.5	1,756	155.73	5,577	102.5	114.8	64.5	377.9	28.7
静岡市	657	315	233	314	2,716	79.9	2,619	134.56	3,231	116.4	269.3	61.1	460.7	28.1
浜松市	758	361	239	377	5,517	89.9	1,425	138.04	2,758	97.9	169.5	76.1	243.1	19.6
名古屋市	2,463	1,399	743	1,424	8,625	95.6	2,917	182.06	3,847	96.8	172.0	73.5	184.8	13.8

※1 「(税込)」と表示している項目を除き、全て税抜により算出している

※2 本表は、令和6年度地方公営企業決算の状況(総務省)調などにより作成している

※3 水道料金は、口径別料金体系では口径20mm、用途別料金体系では家庭用とし、1か月24m³で算出している。また、東京都の水道料金は口座割引適用後のものである
(適用前は 東京都 3,532円)

区分	給水人口 (千人)	給水戸数 (千戸)	一日平均 配水量 (千m ³ / 日)	施設能力 (千m ³ / 日)	導送 配水管 延長 (km)	有収率 (%)	配水管 100m 当たりの 給水人口 (人)	給水原価 (円/m ³)	水道料金 (円 (税込))	経常収支 比率 (%)	流動比率 (%)	自己資本 構成比率 (%)	企業債 残高対 給水収益 比率 (%)	企業債 元利償還 金対給水 収益比率 (%)
京都市	1,428	808	479	739	4,283	91.7	3,373	161.36	3,784	115.0	66.0	52.7	581.9	38.1
大阪市	2,800	1,742	1,097	2,371	5,219	92.0	5,463	141.23	2,657	120.0	193.9	74.2	152.0	24.9
堺市	812	409	249	428	2,441	92.6	3,422	167.10	3,264	101.9	272.6	60.9	371.5	15.9
神戸市	1,484	826	500	809	5,247	91.5	3,025	179.55	3,718	108.0	129.9	87.7	70.6	7.0
岡山市	692	342	233	322	4,397	90.5	1,582	165.31	4,122	115.9	245.7	80.0	171.3	16.1
広島市	1,211	603	351	601	4,880	95.5	2,582	152.73	3,346	100.1	114.7	64.9	369.4	35.2
北九州市	944	511	287	769	4,670	90.2	2,225	169.85	2,978	95.5	128.7	68.3	437.6	29.5
福岡市	1,602	972	428	781	4,242	96.0	3,929	190.93	4,424	120.7	139.0	70.8	318.6	26.7
熊本市	707	367	222	378	3,631	86.4	2,002	145.40	3,718	117.7	216.7	75.9	244.7	21.2

※1 「(税込)」と表示している項目を除き、全て税抜により算出している

※2 本表は、令和6年度地方公営企業決算の状況(総務省)調などにより作成している

※3 水道料金は、口径別料金体系では口径20mm、用途別料金体系では家庭用とし、1か月24m³で算出している。また、京都市の水道料金は口座割引適用後のものである
(適用前は 京都市 3,806円)

水道事業ガイドライン 業務指標一覧

水道事業ガイドラインは、公益社団法人日本水道協会が制定した水道サービス(事業)に関する国内規格であり、水道事業全般について多面的に定量化し評価することを目的にした119項目の業務指標で構成されている。

目標	分類	区分	番号	業務指標	定義	指標値		
						4年度	5年度	6年度
A 安全で良質な水	運営管理	1 水質管理	A101	平均残留塩素濃度(mg/L)	残留塩素濃度合計 / 残留塩素測定回数	0.40	0.40	0.40
			A102	最大カビ臭物質濃度水質基準比率(%)	(最大カビ臭物質濃度 / 水質基準値) × 100	0.0	0.0	0.0
			A103	総トリハロメタン濃度水質基準比率(%)	[(総トリハロメタンの給水栓での測定値の合計 / 給水栓数) / 水質基準値] × 100	13.7	16.2	13.3
			A104	有機物(TOC)濃度水質基準比率(%)	[(有機物(TOC)の給水栓での測定値の合計) / 給水栓数) / 水質基準値] × 100	17.3	18.3	16.3
			A105	重金属濃度水質基準比率(%)	[(6項目の各重金属の給水栓での測定値の合計 / 給水栓数) / 水質基準値] × 100	0.9	1.1	1.2
			A106	無機物質濃度水質基準比率(%)	[(6項目の各無機物質の給水栓での測定値の合計 / 給水栓数) / 水質基準値] × 100	21.0	21.7	20.1
			A107	有機化学物質濃度水質基準比率(%)	[(7項目の各有機化学物質の給水栓での測定値の合計 / 給水栓数) / 水質基準値] × 100	0.3	0.3	0.1
			A108	消毒副生成物濃度水質基準比率(%)	[(5項目の各消毒副生成物の給水栓での測定値合計 / 給水栓数) / 水質基準値] × 100	8.2	9.4	8.7
			A109	農薬濃度水質管理目標比	給水栓における農薬濃度の定期検査時において、各農薬濃度の測定値と水質管理目標値との比の合計が最大となった検査の値	0	0	0
	運営管理	2 施設管理	A201	原水水質監視度(項目)	原水水質監視項目数	155	151	150
			A202	給水栓水質検査(毎日) 箇所密度(箇所 / 100km ²)	給水栓水質検査(毎日)採水箇所数 / (現在給水区域面積 / 100)	10.6	10.6	10.6

目標	分類	区分	番号	業務指標	定義	指標値		
						4年度	5年度	6年度
A 安全で良質な水	運営管理	2 施設管理	A203	配水池清掃実施率(%)	(5年間に清掃した配水池有効容量 / 配水池有効容量) × 100	24.3	26.4	30.7
			A204	直結給水率(%)	(直結給水件数 / 給水件数) × 100	76.5	77.0	77.5
			A205	貯水槽水道指導率(%)	(貯水槽水道指導件数 / 貯水槽水道数) × 100	0.8	0.5	0.6
		3 対事 策故 災害	A301	水源の水質事故件数(件)	年間水源水質事故件数	4	2	2
			A302	粉末活性炭処理比率(%)	(粉末活性炭年間処理水量 / 年間淨水量) × 100	20.7	21.4	28.3
	整施 備設	4 更 施 新設	A401	鉛製給水管率(%)	(鉛製給水管使用件数 / 給水件数) × 100	0.4	0.4	0.4
	B 安定した水の供給	運営管理	B101	自己保有水源率(%)	(自己保有水源水量 / 全水源水量) × 100	17.2	17.0	17.0
			B102	取水量 1 m³当たり 水源保全投資額(円 / m³)	水源保全に投資した費用 / 年間取水量	1.5	1.4	1.5
			B103	地下水率(%)	(地下水揚水量 / 年間取水量) × 100	1.8	1.4	1.5
			B104	施設利用率(%)	(一日平均配水量 / 施設能力) × 100	60.7	60.9	61.2
			B105	最大稼働率(%)	(一日最大配水量 / 施設能力) × 100	65.8	65.4	65.2
			B106	負荷率(%)	(一日平均配水量 / 一日最大配水量) × 100	92.3	93.2	93.8

目標	分類	区分	番号	業務指標	定義	指標値		
						4年度	5年度	6年度
B 安定した水の供給 運営管理	1 施設管理		B107	配水管延長密度(km/km)	配水管延長 / 現在給水面積	22.2	22.2	22.3
			B108	管路点検率(%)	(点検した管路延長 / 管路延長) × 100	17.5	17.3	19.4
			B109	バルブ点検率(%)	(点検したバルブ数 / バルブ設置数) × 100	11.5	11.2	11.9
			B110	漏水率(%)	(年間漏水量 / 年間配水量) × 100	3.7	3.9	3.5
			B111	有効率(%)	(年間有効水量 / 年間配水量) × 100	96.2	95.9	96.4
			B112	有収率(%)	(年間有収水量 / 年間配水量) × 100	95.7	95.5	96.0
			B113	配水池貯留能力(日)	配水池有効容量 / 一日平均配水量	0.79	0.80	0.80
			B114	給水人口一人当たり配水量(L/日・人)	(一日平均配水量 / 現在給水人口) × 1,000	303	302	302
			B115	給水制限日数(日)	年間給水制限日数	0	0	0
			B116	給水普及率(%)	(現在給水人口 / 給水区域内人口) × 100	100.0	100.0	100.0
			B117	設備点検実施率(%)	(点検機器数 / 機械・電気・計装機器の合計数) × 100	100.0	100.0	100.0
	2 事故対策災		B201	浄水場事故割合(件/10年・箇所)	10年間の浄水場停止事故件数 / 浄水場数	0.35	0.41	0.38

目標	分類	区分	番号	業務指標	定義	指標値		
						4年度	5年度	6年度
B 安定した水の供給 運営管理	2 事故災害対策		B202	事故時断水人口率(%)	(事故時断水人口 / 現在給水人口) × 100	0.0	0.0	0.0
			B203	給水人口一人当たり貯留飲料水量(L/人)	[(配水池有効容量 / 2 + 緊急貯水槽容量) × 1,000] / 現在給水人口	126	127	126
			B204	管路の事故割合(件/100km)	管路の事故件数 / (管路延長/100)	1.3	1.3	1.0
			B205	基幹管路の事故割合(件/100km)	基幹管路の事故件数 / (基幹管路延長/100)	0.7	0.6	0.9
			B206	鉄製管路の事故割合(件/100km)	鉄製管路の事故件数 / (鉄製管路延長/100)	1.3	1.3	1.0
			B207	非鉄製管路の事故割合(件/100km)	非鉄製管路の事故件数 / (非鉄製管路延長/100)	0.0	0.0	0.0
			B208	給水管の事故割合(件/1,000件)	給水管の事故件数 / (給水件数/1,000)	0.9	0.9	1.1
			B209	給水人口一人当たり平均断水・濁水時間(時間)	断水・濁水時間に断水・濁水区域の給水人口を乗じた値の合計 / 現在給水人口	0.01	0.00	0.00
			B210	災害対策訓練実施回数(回/年)	年間の災害対策訓練実施回数	440	486	478
			B211	消火栓設置密度(基/km)	消火栓数 / 配水管延長	4.9	4.9	4.9
	3 環境対策		B301	配水量 1 m³当たり電力消費量(kWh/m³)	電力使用量の合計 / 年間配水量	0.52	0.51	0.50
			B302	配水量 1 m³当たり消費エネルギー(MJ/m³)	エネルギー消費量 / 年間配水量	5.15	4.64	4.55

目標	分類	区分	番号	業務指標	定義	指標値		
						4年度	5年度	6年度
B 安定した水の供給	運営管理	3 環境対策	B303	配水量1m ³ 当たり二酸化炭素(CO ₂)排出量(g·CO ₂ /m ³)	(二酸化炭素(CO ₂)排出量 / 年間配水量) × 10 ⁶	239	257	203
			B304	再生可能エネルギー利用率(%)	(再生可能エネルギー設備の電力使用量 / 全施設の電力使用量) × 100	1.0	0.6	0.6
			B305	浄水発生土の有効利用率(%)	(有効利用土量 / 浄水発生土量) × 100	65.3	65.8	48.2
			B306	建設副産物のリサイクル率(%)	(リサイクルされた建設副産物量 / 建設副産物発生量) × 100	99.9	100.0	100.0
	施設管理	4 施設管理	B401	ダクタイル鋳鉄管・鋼管率(%)	[(ダクタイル鋳鉄管延長 + 鋼管延長) / 管路延長] × 100	99.7	99.7	99.7
			B402	管路の新設率(%)	(新設管路延長 / 管路延長) × 100	0.27	0.21	0.19
		5 施設更新	B501	法定耐用年数超過浄水施設率(%)	(法定耐用年数を超えている浄水施設能力 / 全浄水施設能力) × 100	15.2	21.9	28.6
	施設整備	5 施設更新	B502	法定耐用年数超過設備率(%)	(法定耐用年数を超えている機械・電気・計装設備などの合計数 / 機械・電気・計装設備などの合計数) × 100	48.6	46.2	40.0
			B503	法定耐用年数超過管路率(%)	(法定耐用年数を超えている管路延長 / 管路延長) × 100	20.9	22.0	23.0
			B504	管路の更新率(%)	(更新された管路延長 / 管路延長) × 100	1.33	1.26	1.22
			B505	管路の更生率(%)	(更生された管路延長 / 管路延長) × 100	0.0	0.0	0.0
	6 対災事 策害故	B601	系統間の原水融通率(%)	(原水融通能力 / 全浄水施設能力) × 100	27.1	27.1	27.1	

目標	分類	区分	番号	業務指標	定義	指標値		
						4年度	5年度	6年度
B 安定した水の供給	6 事故災害対策 施設整備		B602	浄水施設の耐震化率(%)	(耐震対策の施された浄水施設能力 / 全浄水施設能力) × 100	14.5	14.5	14.5
			B602-2	浄水施設の主要構造物耐震化率(%)	[(沈でん・ろ過を有する施設の耐震化浄水施設能力 + ろ過のみ施設の耐震化浄水施設能力) / 全浄水施設能力] × 100	56.5	56.5	56.5
			B603	ポンプ所の耐震化率(%)	(耐震対策の施されたポンプ所能力 / 耐震化対象ポンプ所能力) × 100	98.0	98.4	98.5
			B604	配水池の耐震化率(%)	(耐震対策の施された配水池有効容量 / 配水池等有効容量) × 100	77.9	78.3	79.5
			B605	管路の耐震管率(%)	(耐震管延長 / 管路延長) × 100	49.6	51.0	52.3
			B606	基幹管路の耐震管率(%)	(基幹管路のうち耐震管延長 / 基幹管路延長) × 100	47.6	48.4	49.0
			B606-2	基幹管路の耐震適合率(%)	(基幹管路のうち耐震適合性のある管路延長 / 基幹管路延長) × 100	68.9	69.6	70.1
			B607	重要給水施設配水管路の耐震管率(%)	(重要給水施設配水管路のうち耐震管延長 / 重要給水施設配水管路延長) × 100	99.2	99.8	99.7
			B607-2	重要給水施設配水管路の耐震適合率(%)	(重要給水施設配水管路のうち耐震適合性のある管路延長 / 重要給水施設配水管路延長) × 100	99.2	99.8	99.7
			B608	停電時配水量確保率(%)	(全施設停電時に確保できる配水能力 / 一日平均配水量) × 100	68.5	69.9	70.8
			B609	薬品備蓄日数(日)	平均凝集剤貯蔵量 / 凝集剤一日平均使用量又は平均塩素剤貯蔵量 / 塩素剤一日平均使用量	28.9	30.3	29.6

※1 東京都水道局では「B602-2 浄水施設の主要構造物耐震化率」の算出に当たって、「[(耐震化された沈でん池処理能力 + 耐震化されたろ過池処理能力) / (処理能力 × 2)] × 100」として算出している

※2 「B609 薬品備蓄日数」は塩素剤備蓄日数で算出している

目標	分類	区分	番号	業務指標	定義	指標値		
						4年度	5年度	6年度
B 安定した水の供給	施設整備	6 事故災害対策	B610	燃料備蓄日数(日)	平均燃料貯蔵量 / 一日燃料使用量	2.0	2.0	2.1
			B611	応急給水施設密度 (箇所/100km ²)	応急給水施設数 / (現在給水面積/100)	16.6	16.6	16.6
			B612	給水車保有度 (台/1,000人)	給水車数 / (現在給水人口/1,000)	0.0022	0.0022	0.0022
			B613	車載用の給水タンク保有度 (m ³ /1,000人)	車載用給水タンクの容量 / (現在給水人口/1,000)	0.012	0.012	0.012
C 健全な事業経営	財務	1 健全経営	C101	営業収支比率(%)	[(営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費)] × 100	100.9	97.3	96.7
			C102	経常収支比率(%)	[(営業収益 + 営業外収益) / (営業費用 + 営業外費用)] × 100	104.2	100.5	100.1
			C103	総収支比率(%)	(総収益 / 総費用) × 100	106.4	100.6	100.4
			C104	累積欠損金比率(%)	[累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益)] × 100	0.0	0.0	0.0
			C105	繰入金比率(収益的収入分) (%)	(損益勘定繰入金 / 収益的収入) × 100	0.7	0.8	0.8
			C106	繰入金比率(資本的収入分) (%)	(資本勘定繰入金 / 資本的収入) × 100	1.4	2.3	1.4
			C107	職員一人当たり給水収益 (千円/人)	給水収益 / 損益勘定所属職員数	89,796	94,812	95,601

目標	分類	区分	番号	業務指標	定義	指標値		
						4年度	5年度	6年度
C 健全な事業経営	財務	1 健全経営	C108	給水収益に対する職員給与費の割合(%)	(職員給与費 / 給水収益) × 100	10.0	9.6	9.8
			C109	給水収益に対する企業債利息の割合(%)	(企業債利息 / 給水収益) × 100	0.9	0.8	0.9
			C110	給水収益に対する減価償却費の割合(%)	(減価償却費 / 給水収益) × 100	26.5	27.0	27.4
			C111	給水収益に対する建設改良のための企業債償還元金の割合(%)	(建設改良のための企業債償還元金 / 給水収益) × 100	6.9	5.4	4.4
			C112	給水収益に対する企業債残高の割合(%)	(企業債残高 / 給水収益) × 100	91.3	95.9	107.2
			C113	料金回収率(%)	(供給単価 / 給水原価) × 100	91.0	87.2	86.8
			C114	供給単価(円 / m³)	給水収益 / 年間総有収水量	190.6	193.9	195.0
			C115	給水原価(円 / m³)	[経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 長期前受金戻入)] / 年間有収水量	209.5	222.4	224.5
			C116	1か月10m³当たり家庭用料金(円)	1か月10m³当たり家庭用料金（料金表による）	1,012 (税込)	1,012 (税込)	1,012 (税込)
			C117	1か月20m³当たり家庭用料金(円)	1か月20m³当たり家庭用料金（料金表による）	2,420 (税込)	2,420 (税込)	2,420 (税込)

※1 「C108 給水収益に対する職員給与費の割合」における職員給与費は、損益勘定支弁職員分である

※2 「C116 1か月10m³当たり家庭用料金」、「C117 1か月20m³当たり家庭用料金」は口径13mmの料金を採用している
また、口座割引適用後の金額である

※3 指標値は「(税込)」と表示している項目を除き、全て税抜により算出している

目標	分類	区分	番号	業務指標	定義	指標値		
						4年度	5年度	6年度
C 健全な事業経営	財務	1 健全経営	C118	流動比率(%)	(流動資産 / 流動負債) × 100	160.6	142.1	146.2
			C119	自己資本構成比率(%)	[(資本金 + 剰余金 + 評価差額など + 繼延収益) / 負債・資本合計] × 100	84.0	82.9	82.3
			C120	固定比率(%)	[(固定資産 / (資本金 + 剰余金 + 評価差額など + 繼延収益)) × 100]	107.4	108.6	109.9
			C121	企業債償還元金対減債償却費比率(%)	(建設改良のための企業債償還元金 / 当年度減債償却費 - 長期前受金戻入) × 100	27.7	21.1	17.1
			C122	固定資産回転率(回)	(営業収益 - 受託工事収益) / [(期首固定資産 + 期末固定資産) / 2]	0.13	0.13	0.13
			C123	固定資産使用効率(m³/万円)	年間配水量 / 有形固定資産	6.8	6.7	6.5
			C124	職員一人当たり有収水量(m³/人)	年間総有収水量 / 損益勘定所属職員数	471,000	489,000	490,000
			C125	料金請求誤り割合(件/1,000件)	誤料金請求件数 / (料金請求件数 / 1,000)	0.02	0.02	0.02
			C126	料金収納率(%)	(料金納入額 / 調定額) × 100	95.7	95.2	95.4
			C127	給水停止割合(件/1,000件)	給水停止件数 / (給水件数 / 1,000)	22.8	20.5	20.1
組織・人材	2 人材育成		C201	水道技術に関する資格取得度(件/人)	職員が取得している水道技術に関する資格数 / 全職員数	2.79	2.81	2.80
			C202	外部研修時間(時間/人)	(職員が外部研修を受けた時間 × 受講人数) / 全職員数	11.3	10.6	14.2

目標	分類	区分	番号	業務指標	定義	指標値		
						4年度	5年度	6年度
C 健全な事業経営	組織・人材	2 人材育成	C203	内部研修時間(時間 / 人)	(職員が内部研修を受けた時間×受講人数) / 全職員数	25.6	40.4	33.5
			C204	技術職員率(%)	(技術職員数 / 全職員数) × 100	56.4	56.7	56.9
			C205	水道業務平均経験年数(年 / 人)	職員の水道業務経験年数 / 全職員数	17.4	17.6	17.2
			C206	国際協力派遣者数(人・日)	(国際協力派遣者数×滞在日数)の合計	0	0	0
			C207	国際協力受入者数(人・日)	(国際協力受入者数×滞在日数)の合計	80	361	309
	3 業務委託		C301	検針委託率(%)	(委託した水道メータ数 / 水道メータ設置数) × 100	100	100	100
			C302	浄水場第三者委託率(%)	(第三者委託した浄水場の浄水施設能力 / 全浄水場能力) × 100	0.0	0.0	0.0
	お客様とのコミュニケーション	4 情報提供	C401	広報誌による情報の提供度(部 / 件)	広報誌などの配布部数 / 給水件数	0.2	0.1	0.1
			C402	インターネットによる情報の提供度(回)	ウェブページへの掲載回数	1,001	787	1,366
			C403	水道施設見学者割合(人 / 1,000人)	見学者数 / (現在給水人口 / 1,000)	19	28	27
	5 意見収集		C501	モニタ割合(人 / 1,000人)	モニタ人数 / (現在給水人口 / 1,000)	-	-	-
			C502	アンケート情報収集割合(人 / 1,000人)	アンケート回答人数 / (現在給水人口 / 1,000)	0.31	0.29	0.34

目標	分類	区分	番号	業務指標	定義	指標値		
						4年度	5年度	6年度
C 健全な事業経営	コお客様ニまとめのシヨン	5意見収集	C503	直接飲用率(%)	(直接飲用回答数 / アンケート回答数) × 100	50.8	48.4	49.2
			C504	水道サービスに対する苦情対応割合(件 / 1,000件)	水道サービス苦情対応件数 / (給水件数 / 1,000)	0.17	0.19	0.17
			C505	水質に対する苦情対応割合(件 / 1,000件)	水質苦情対応件数 / (給水件数 / 1,000)	0.00	0.00	0.00
			C506	水道料金に対する苦情対応割合(件 / 1,000件)	水道料金苦情対応件数 / (給水件数 / 1,000)	0.04	0.04	0.03

経営プラン2026の取組事項とSDGsの対応関係

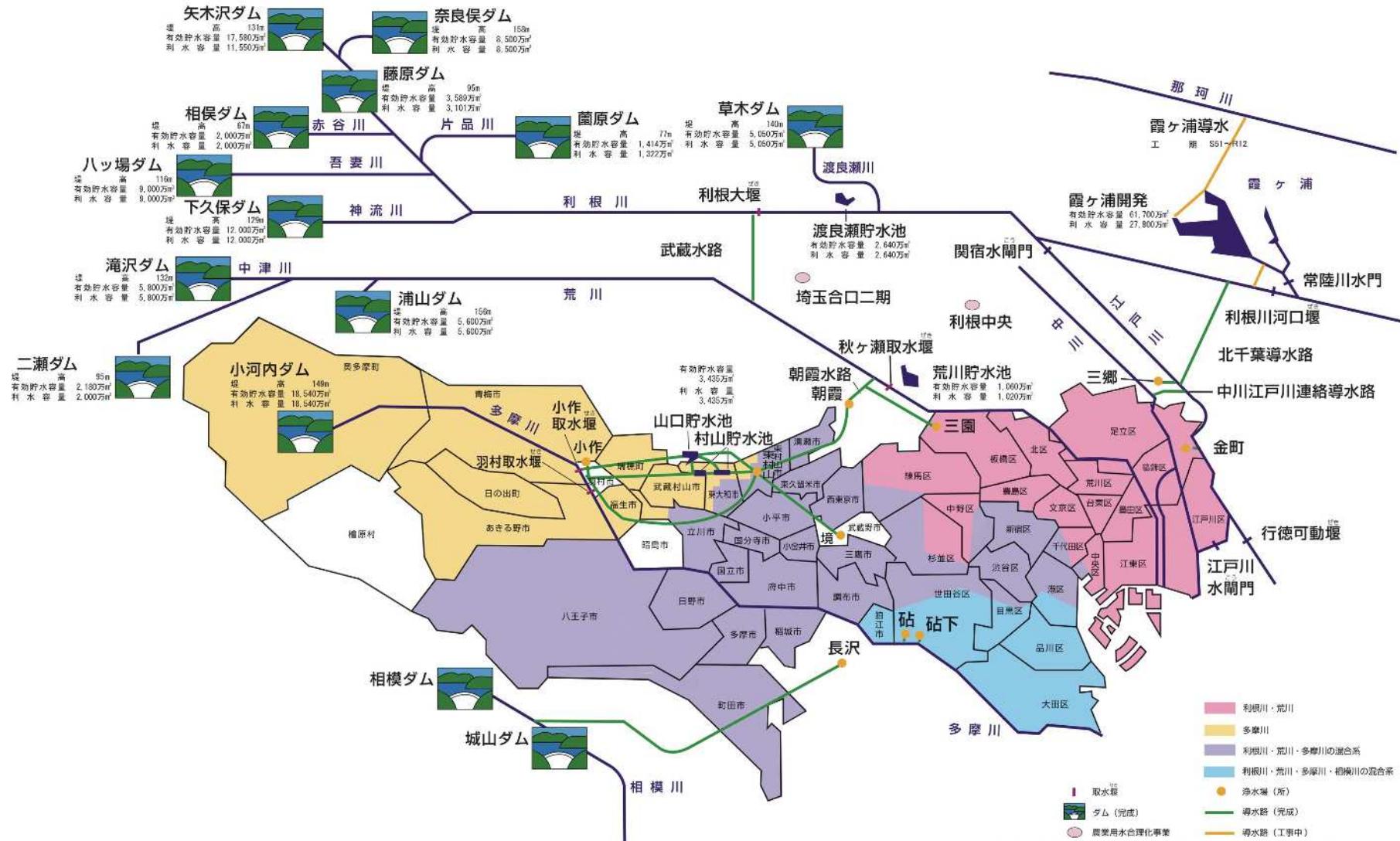
	4 質の高い教育をみんなに	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	9 産業と技術革新的な基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を	15 陸の豊かさも守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう
①水源の適切な確保		○			○	○		
②水道水源林の適正管理・保全		○			○	○	○	
③水道水源林のPRと多様な主体との連携	○							○
④原水水質に応じた適切な対応		○						
⑤適切な水質管理		○						
⑥水質の情報発信強化	○	○						
⑦貯水槽水道対策	○				○			
⑧導水施設の二重化・更新	○				○			
⑨浄水場における予防保全型管理	○				○			
⑩大規模浄水場の更新等	○				○			
⑪送水管のネットワーク化・更新	○				○			
⑫給水所における予防保全型管理	○				○			
⑬給水所の新設・拡充・更新等	○				○			
⑭多摩地区水道の強靱化	○				○			
⑮取水・導水施設の耐震化	○				○			
⑯浄水施設の耐震化	○				○			

								
⑰配水池の耐震化	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			
⑯配水管の耐震継手化	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			
⑰給水管の耐震化	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			
⑲自家発電設備の新設・増強	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			
㉖河川横断管の地中化・バックアップルート確保	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			
㉗浄水施設の屋内化(⑩一部再掲)	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			
㉘管路の二重化(⑧、⑪一部再掲)	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			
㉙計装設備の二重化	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			
㉚可搬式浄水設備の導入	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			
㉛河川横断管の地中化・バックアップルート確保(㉖再掲)	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			
㉜訓練等による対応力の向上	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			
㉝受援体制の強化	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
㉞区市町との連携強化	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
㉟応急給水に関する認知度の向上	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
㉟発災時の情報発信の迅速化・強化	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			
㉟復旧作業の効率化・迅速化	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			

								
③水道工事関連団体との連携強化		○			○			○
④水道サポーターの拡充	○							○
⑤お客さまの声の事業への反映								○
⑥多様な広報施策の展開	○							
⑦デジタル窓口の拡充		○						
⑧東京都水道局アプリの機能拡充		○						
⑨キャッシュレス・ペーパーレス促進						○		
⑩再生可能エネルギーの利用拡大			○	○	○	○		
⑪省エネルギー化の推進			○	○	○	○		
⑫水素の活用			○	○	○	○		
⑬水道水源林の適正管理・保全(②再掲)	○				○	○	○	
⑭玉川上水の保全						○	○	
⑮業務の効率化に向けたDX推進				○				
⑯新たな実験施設の整備				○				
⑰スマートメータの導入拡大				○				

④普及拡大に向けた取組				○				
④データ利活用の検討・お客さまサービスの更なる向上				○				
⑤政策連携団体への業務移転の推進		○			○			○
⑤政策連携団体とのグループ経営の推進		○						○
⑤東京水道グループの人材育成	○	○			○			○
⑤水道工事事業者の環境改善	○			○				○
⑤都内水道事業体の基盤強化	○	○						○
⑤国内水道事業体との連携	○	○						○
⑤海外水道事業体との連携	○	○						○
⑦不断の経営努力		○			○			
⑧財政計画		○			○			
⑨財政に係る情報発信	○							
⑩目標管理の徹底		○			○			
⑪お客さまの声の事業への反映(⑩再掲)								○
⑫外部意見の事業への反映								○

水道水源と水系別給水区域概要図



(令和7年3月末現在)

東京水道経営プラン2026

発行 令和8年3月

編集 東京都水道局総務部主計課

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話番号 03-5320-6311

令和8(2026)年3月(令和7年度第三類第000号)
東京都水道局総務部主計課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03-5320-6311

